

昭和十四年三月

史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第十三輯

史蹟之部

福岡縣

福岡縣史蹟名勝天然紀念物調查報告書第十三輯目次

史蹟之部

石器と土器・古墳と副葬品……………調査委員……島田寅次郎……………(一)

水繩山麓の裝飾古墳……………調査委員……石野義助……………(五)

調査委員……武藤直治……………(五)

調査委員……宮崎勇藏……………

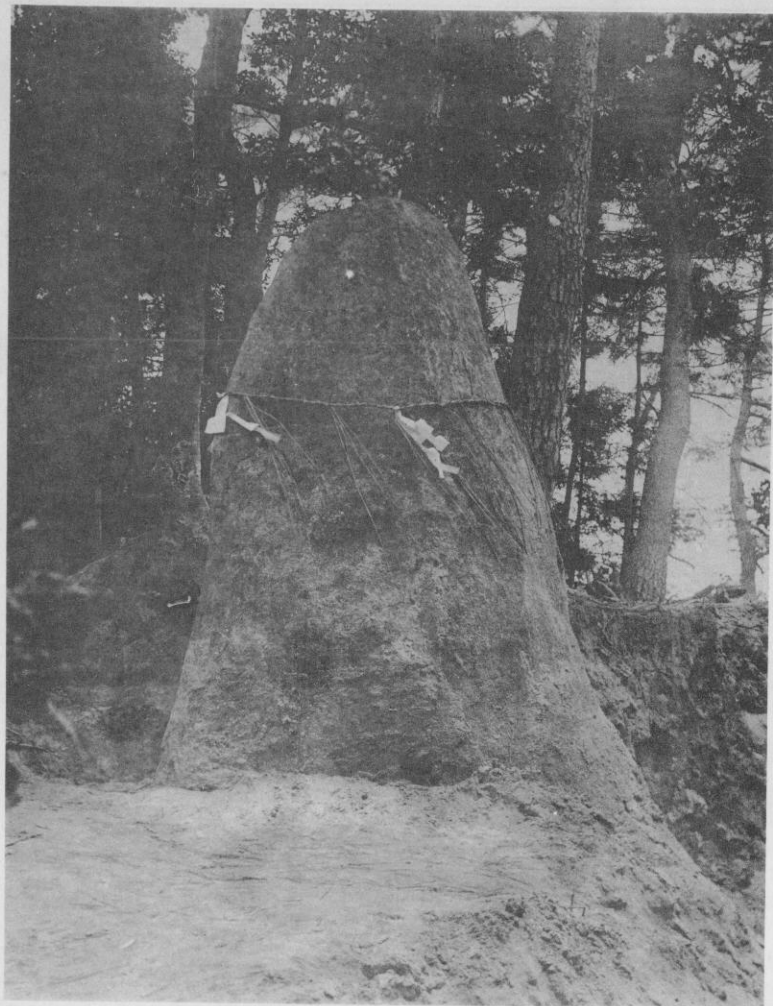
筑前怡土辰……………福岡縣囑託……川上市太郎……………(七)

石器と土器・古墳と副葬品



第十二圖 飯塚市焼ノ上出土の石鉋丁

(昭和九年拓影)

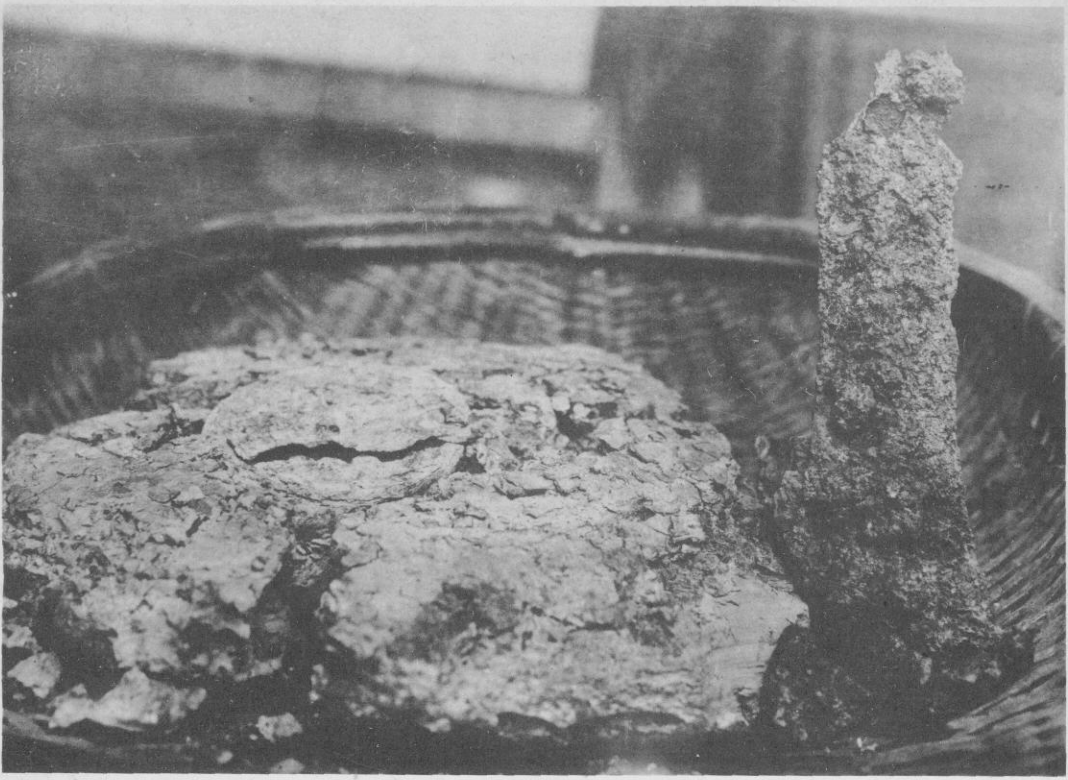


第十四圖 三井郡三國村の立石 (大正十四年撮影)



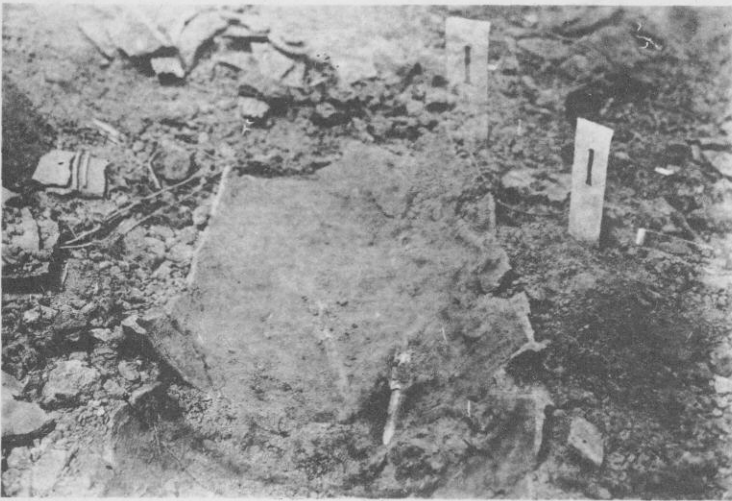
第十七圖 福岡市大濠公園出土の縄紋土器 (昭和三年撮影)

第二十圖 朝倉郡夜須村峰藥師出土の鏡劍（昭和二年撮影）

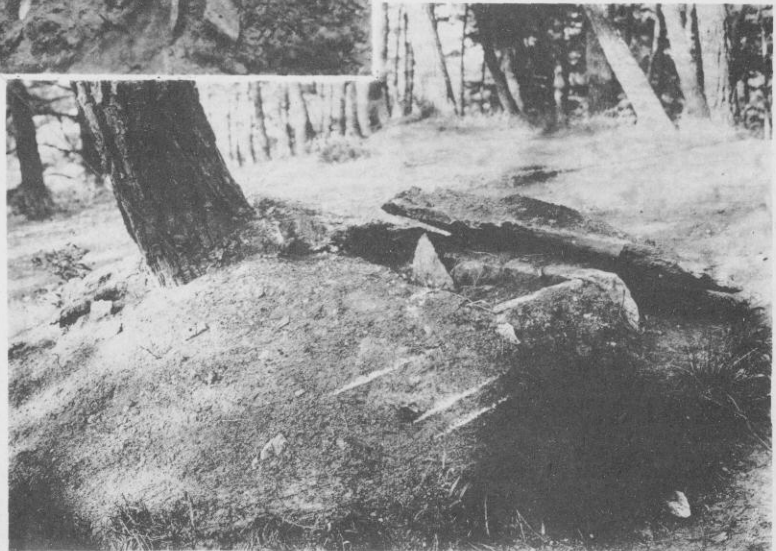


第二十三圖

筑紫郡春日村須玖岡本出土の銅劍
（昭和四年撮影）



第二十六圖 福岡市西公園の石棺（大正十四年撮影）



第二十七圖(一) 宗像郡田島村高宮の石棺及副葬品室

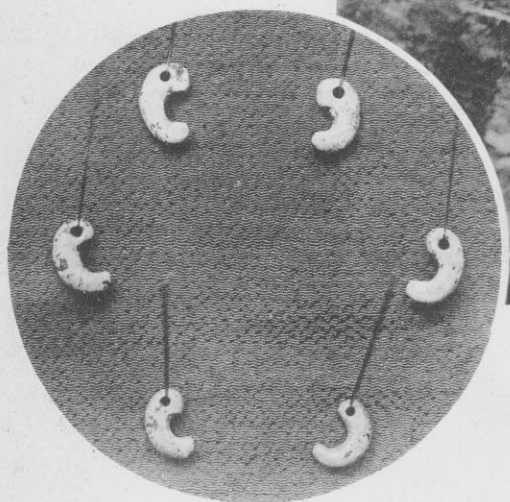
(大正十五年撮影)



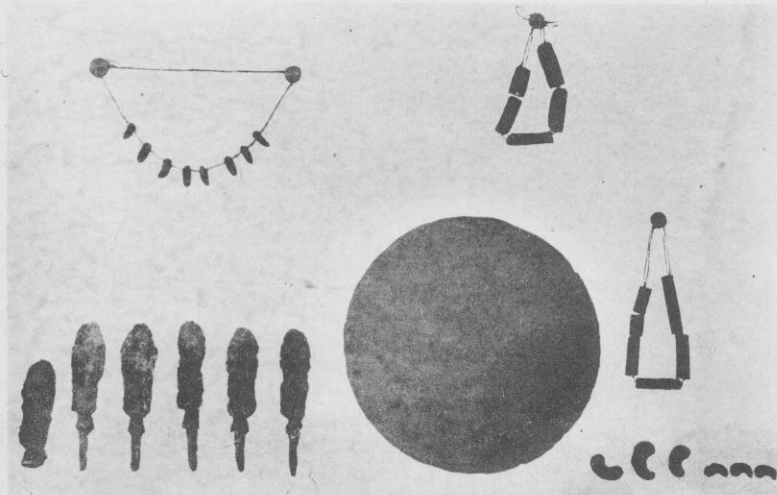
第二十八圖

粕屋郡大川村熊野神社内の勾玉

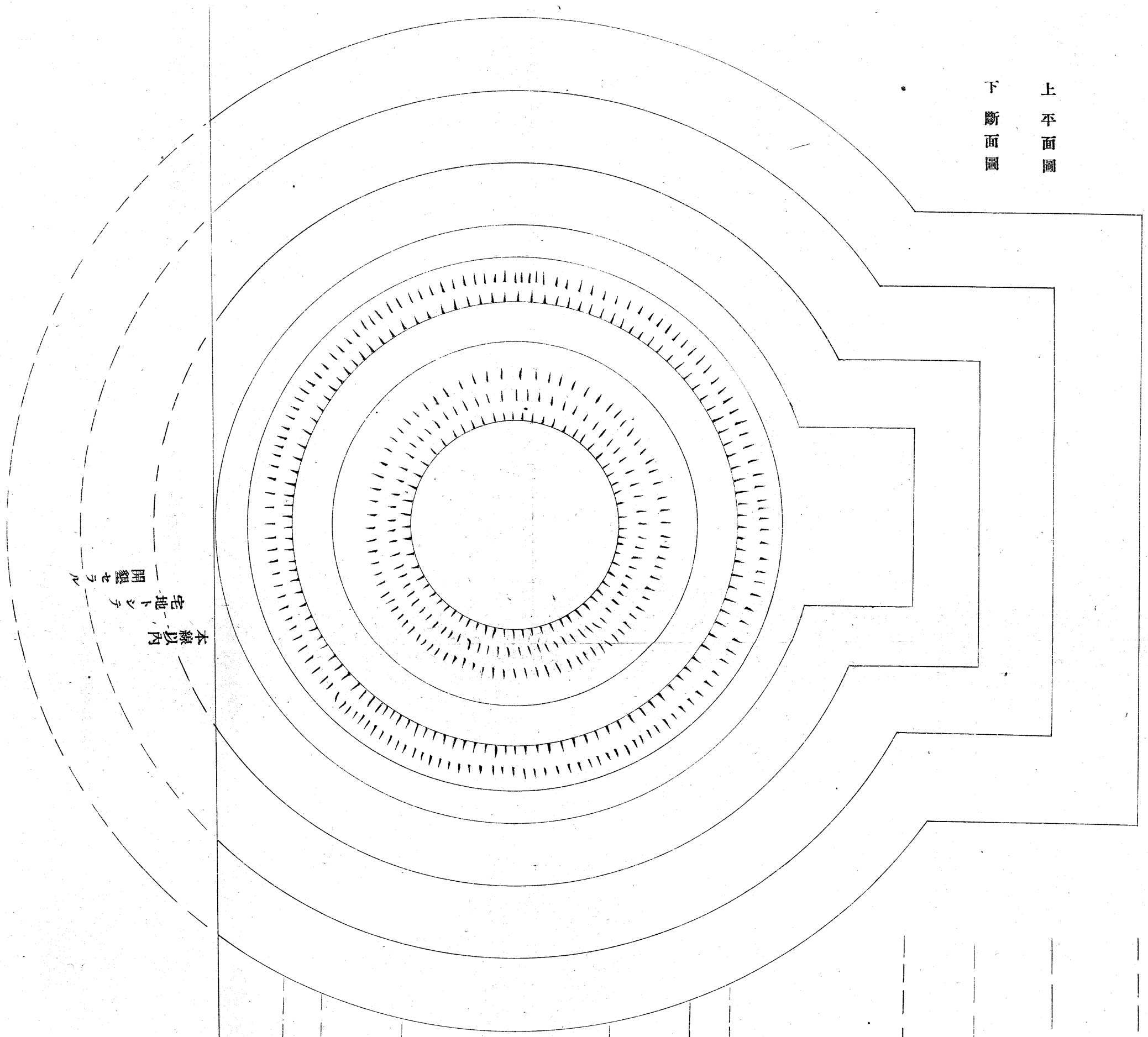
(昭和五年頃撮影)



他其玉鏡品葬副の土出宮高村島田郡像宗 (二)圖七十二第

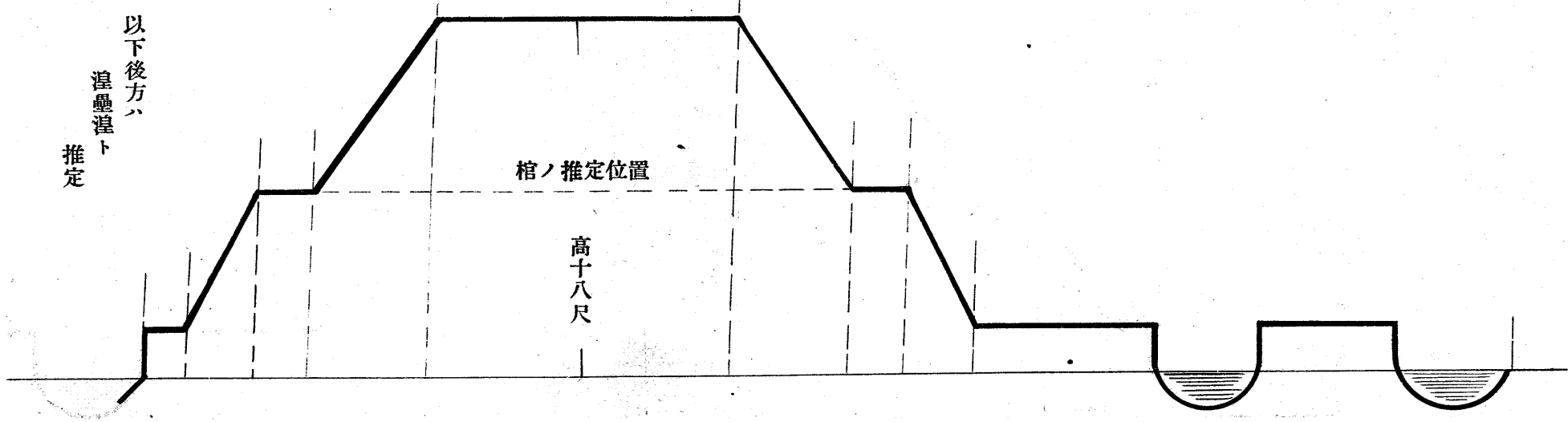


上平面圖
下断面圖

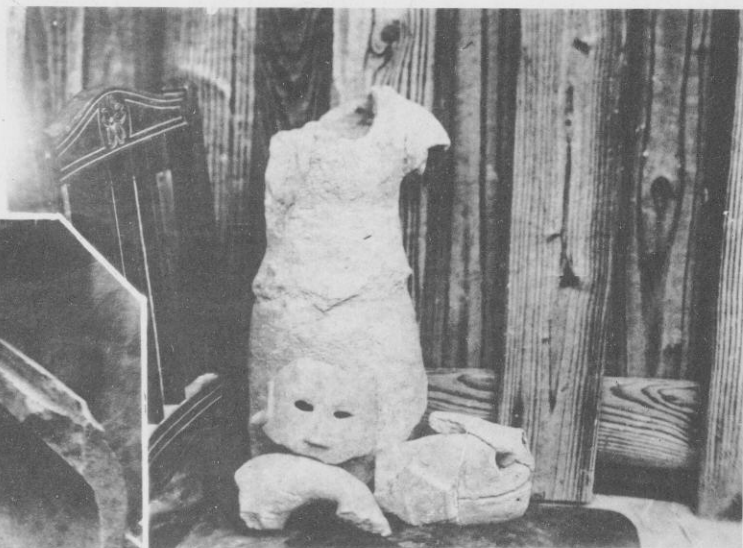


段 9	坂 15	段 9	坂 20	後圓部 60	坂 20	段 9	坂 15	前方部 36	20	壘 18	22尺
									溝		溝

以下後方ハ
壘壘下
推定



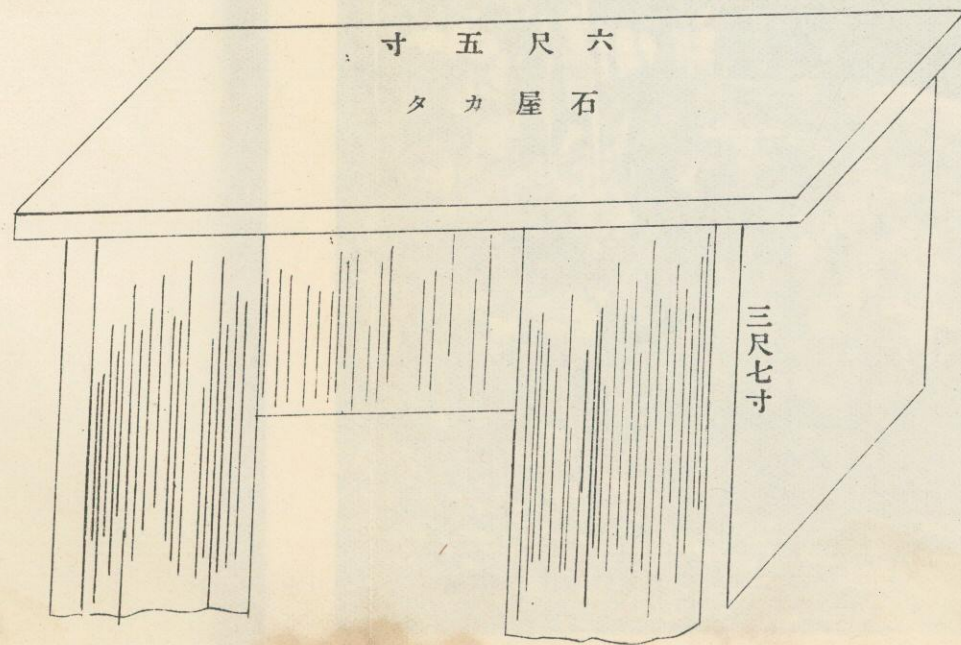
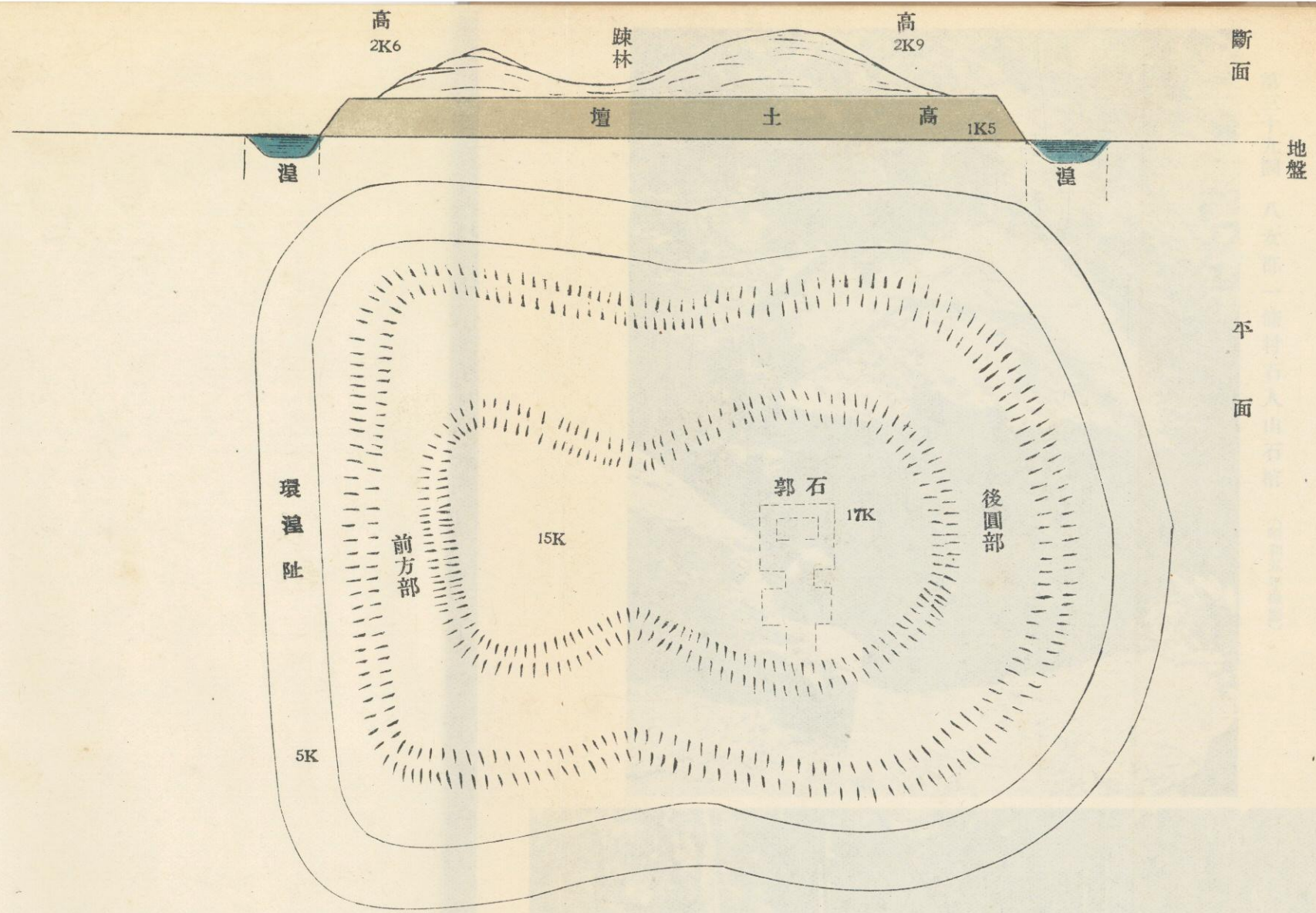
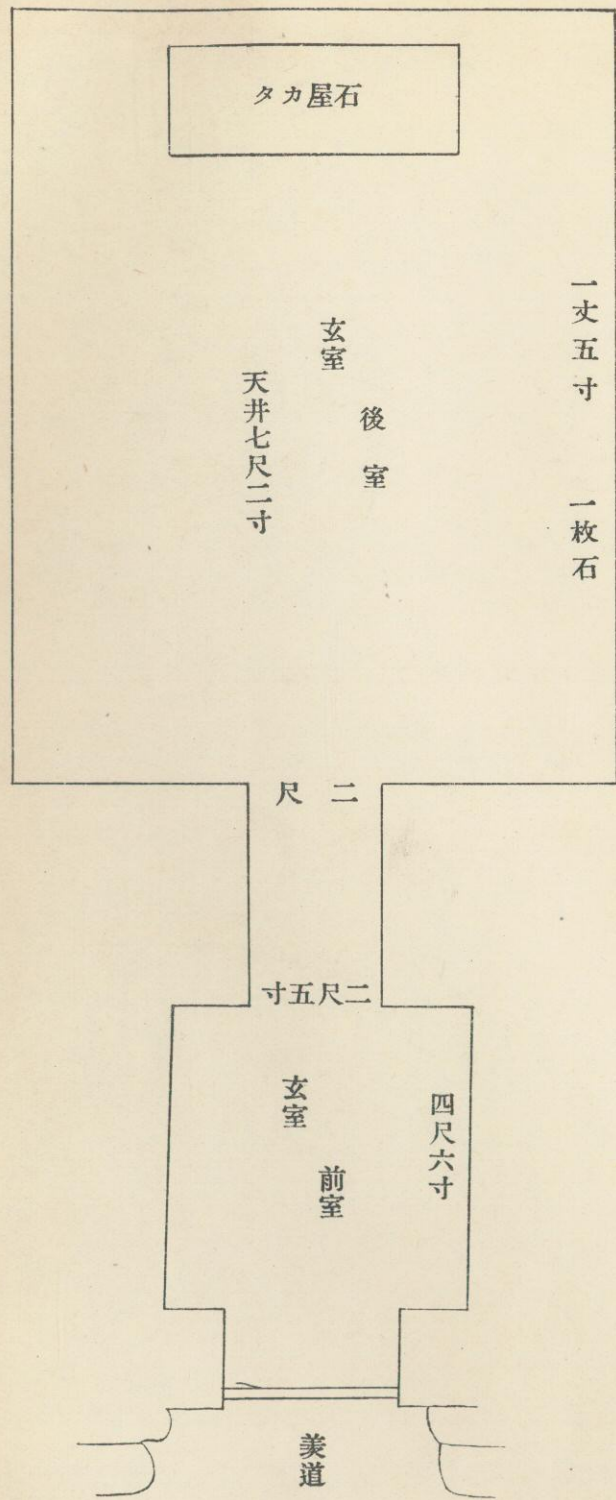
第三十五圖 八女郡下廣川村出土の埴輪土偶
(昭和七年撮影)



馬土偶土輪埴の土出町袋幸郡穂嘉 圖三十三第
(昭和三年頃撮影)

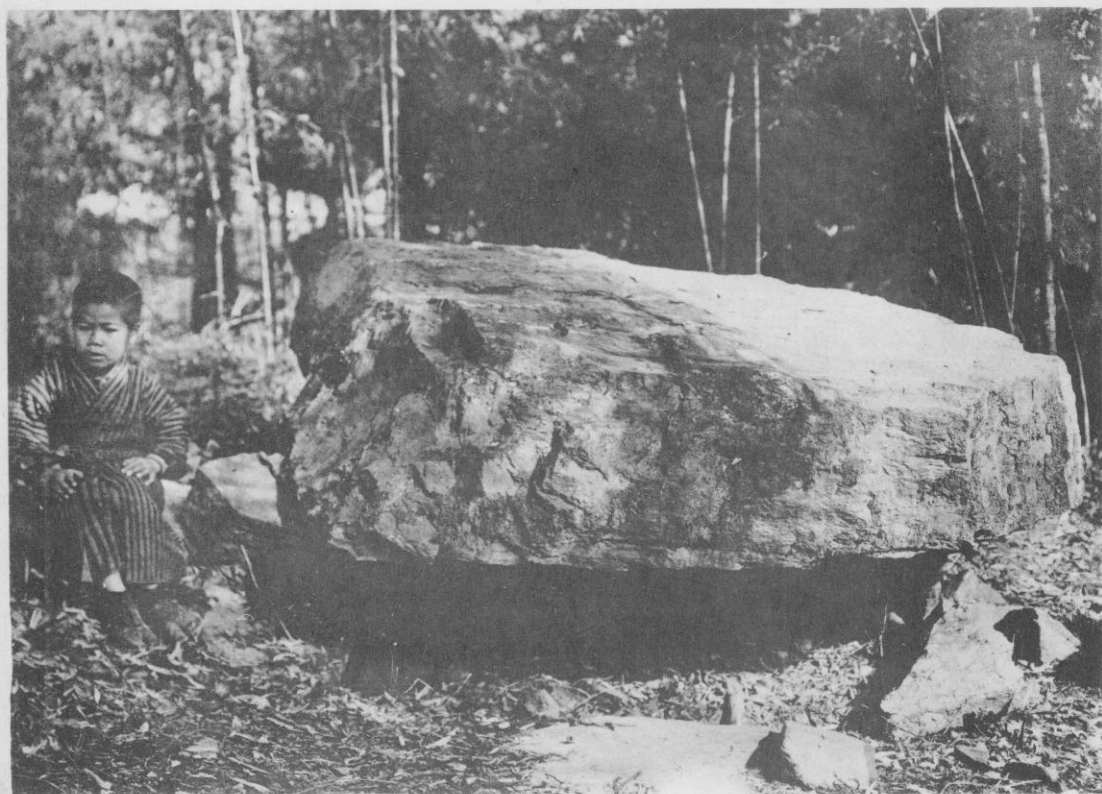
第二十九圖 糸島郡福吉村の石棺







第三十九圖 八女郡一條村石人山石棺
(昭和五年撮影)



第四十圖 朝倉郡三輪村大塚露出石蓋
(昭和六年撮影)

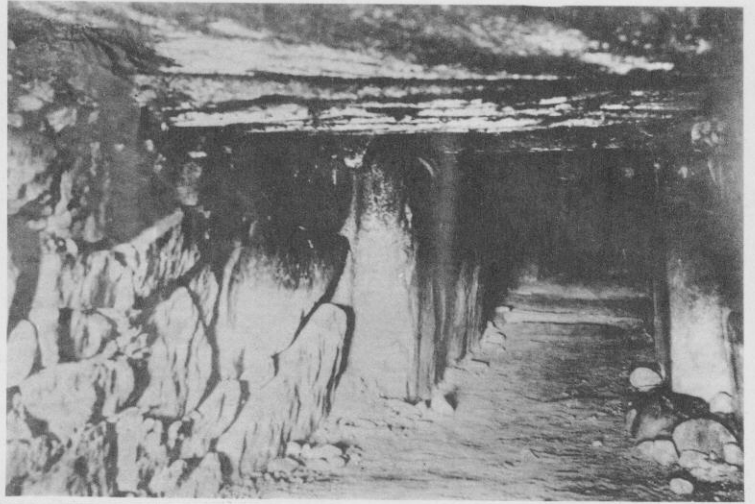
第四十一圖

糸島郡周船寺村丸隈山古墳内部
押へ石
(昭和三年撮影)



第四十二圖

浮羽郡御幸村重定
古墳羨道
(昭和二年撮影)



第四十四圖

浮羽郡千年村月岡古墳
出土の甲(文化二年)
(昭和二年撮影)



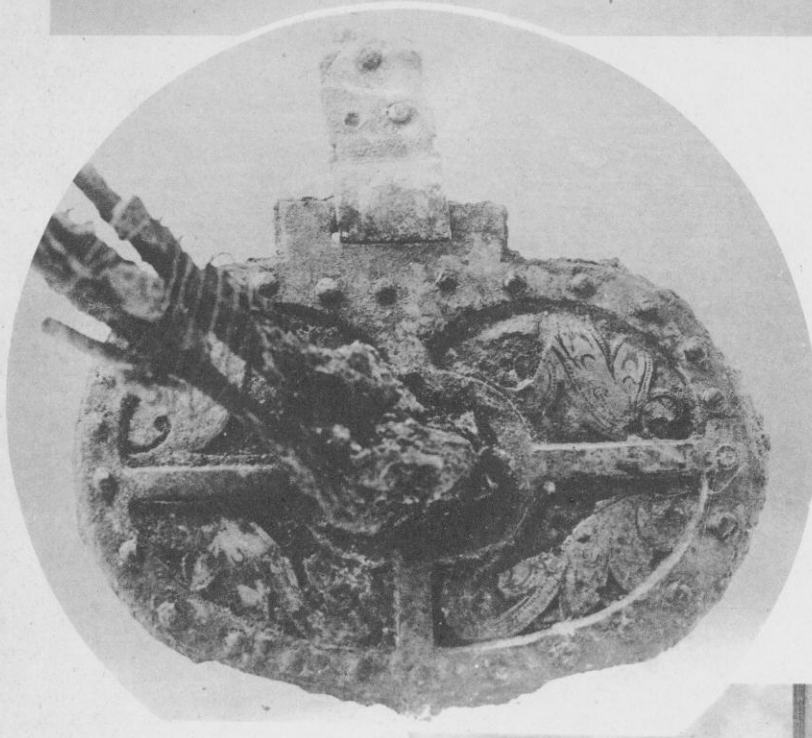
第四十五圖

嘉穂郡稻築村漆生古墳出土の
副葬品
(昭和四年撮影)



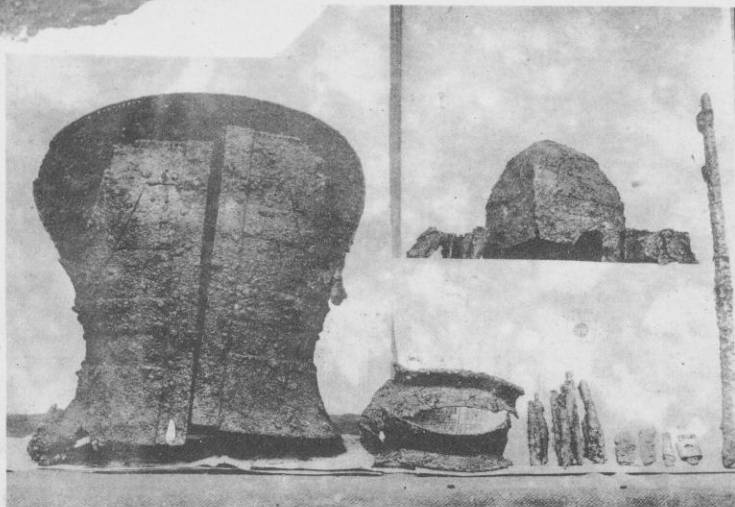
第四十七圖

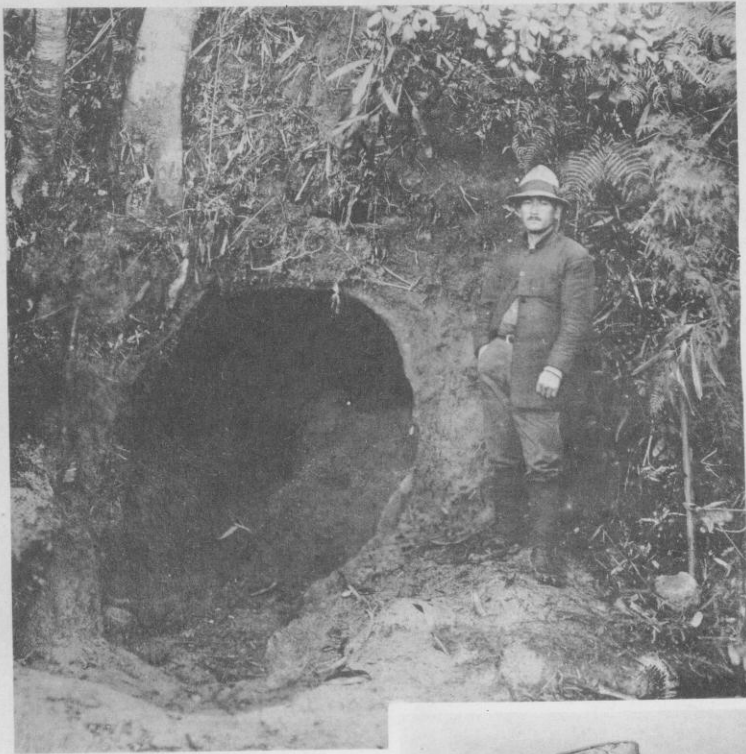
八女郡長峰村乗場古墳出土
の鏡板
(帝室博物館撮影)



第四十六圖

朝倉郡小田村茶臼塚古墳
出土の甲冑
(昭和四年撮影)





第四十八圖

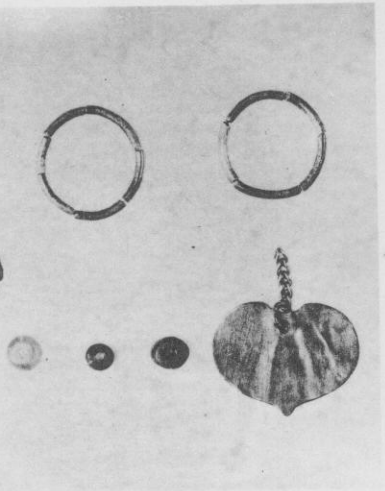
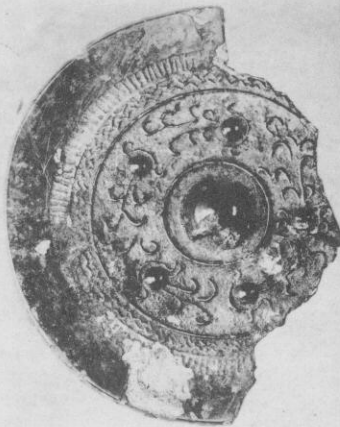
筑紫郡春日村牛頸の須惠燒窯跡

(昭和六年撮影)

第四十九圖

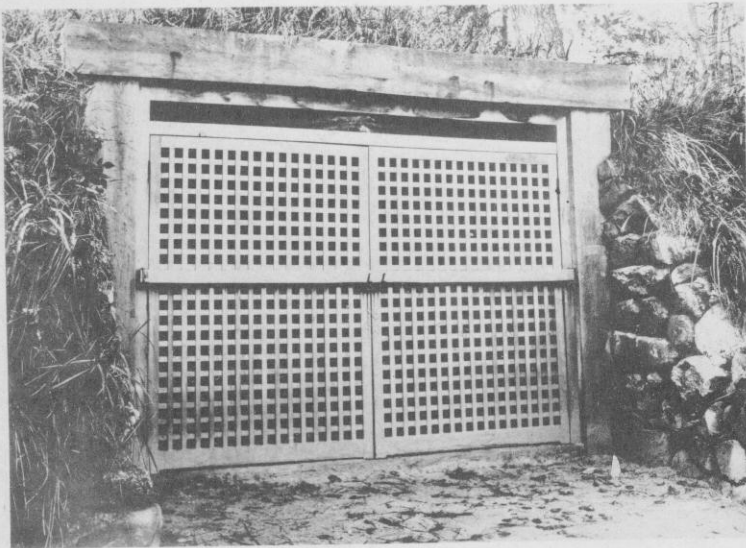
糸島郡怡土村大門古墳出土の耳飾

(帝室博物館撮影)



第五十圖

糸島郡周船寺村丸隈山古墳保存工事



石器と土器・古墳と副葬品

調査委員 島田寅次郎

本縣は大正十四年以後史蹟名勝天然紀念物につき調査されたる報告書を印刷に附して毎年一回宛關係各所に配布されたるが、就中其主要なるものゝ遺漏せしもの亦少からず、因て今本題目につき其補充として本稿を草す。但し是れ私人の調査によるものなれば尙遺漏訂正すべきものゝあるべきは論を待たざる所なり。

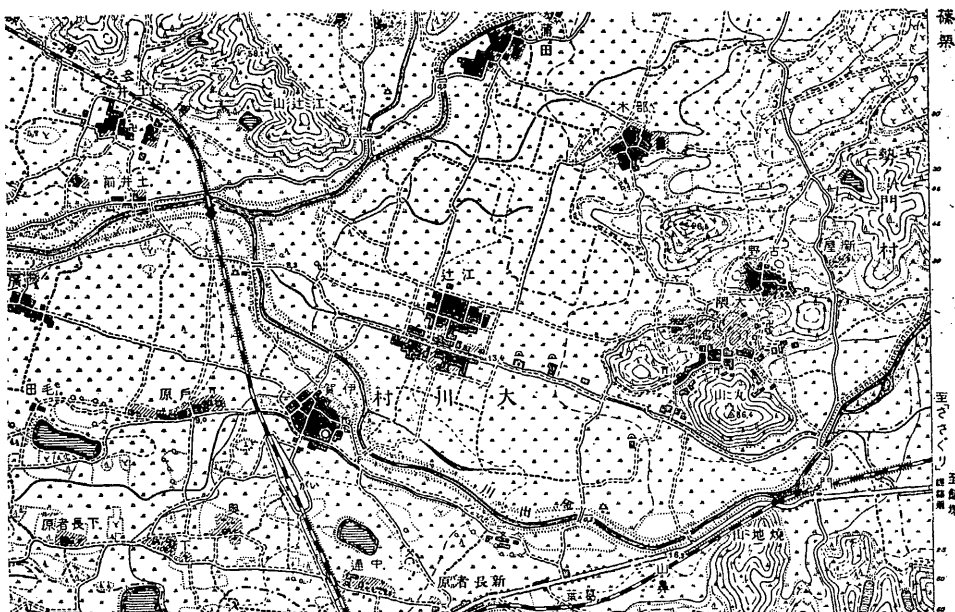
本稿は主に私の縣に在勤せし大正十二年より昭和七年に至る間の調査及其以前縣に在勤せし人の調査せしもの多きを以て現在は消長増減等の差あるべし。

第一 石器 (第一圖)

一、粕屋部大川村大字江辻熊崎及榎町俗に大木

明治四十年頃 礪石(砥石)一ヶ 石劍破片一 車輪石一 壺一

當時調査に出行せし高川鐵馬氏の説によれば、發見の端緒は數年前同地に煉化又は瓦土の泥土を採取場とせしため發見せしものにて其砥石と認めらるゝものは直徑縦九寸五分横八寸高六寸五分廻り約二尺五分の重量二十九斤半の水成岩淡綠色頭部附近は石器を礪きたる痕跡明瞭なり、外に徑一寸七分五厘青泥石製車輪石一ヶ及素焼の土器一ヶにて、埋設地は前記の水田に



第一圖 粕屋郡箱崎圖内大江村

して、熊崎に煉化採取場大木に瓦土採場として共に地下一尺八寸掘下げたる泥土中より発見したるものとす。以上水田の地下一尺八寸下迄採掘し來るや、素焼の土器の破片及黒曜石の圓きもの及破片點々土中に混入し且石庖丁石劍石斧石鏃の劍型破片等発見したるも、初は或は折り或は毀ち或は投棄したるもの少からず、間には家に持歸りしものありし由なるが、當時同郡大川尋常小學校長吉田繁氏は右の事實を聞き之が蒐集に従事し其内幾分は宮内省へ送り届けたりと云へり。

目下採掘中の江辻は水田なるが普通の地盤下一尺にして黒色の泥土に達す、土質強固し燥きたる部分は殆ど石の如く硬くして其色白く變じ再び鍬を入れ難きの感あり、此の間にも素焼土器の殘片埋り、又客月二十八日紫赤色赤間關後の硯石に酷似せりと云ふの双双型長二寸六分幅一寸の鈍尖破片を發見其他石器の破片と掘當ながら遂に土中に埋没し去れり、爾來發見物に注意中本月

九日現場出張中一寸七分五厘厚一ケの車輪石を發見せり。

備考 大川村大字大隈より約南東に當る仲原村大字仲原に古蹟志賀ノ濱と傳へ村の西北に志賀宮を祭れる地ありと云ふ、昔時は箱崎と大川村内橋(江辻より十八丁あり又箱崎と大川の中央里程は一里四合五と云ふ)の方向より入海廻りて南方迄の瀨地なりしと云へり、延喜式の夷守驛萬葉集の四鹿ノ濱は此の邊なるべしと云ふ説もあり、又志免・仲原・安美・大川其他部落は古墳の發掘せられしもの散在すと云へり。

右の内 素燒壺 明治四十五年 石劍破片 大正二年 車輪石 同上 は帝室博物館に買上

追て七八年前水田發掘中雷斧破片黒曜石の鏃又は磁石石等夥たしく、或は土器の槌型の完全なるもの等出土せしも他人の手に渡れり。

一、大正二年九月知事より帝國大學の問合に對する回答書

前略粕屋郡大川村大字江辻字榎町並に同村大字大隈字熊崎地内より發見に係る石器時代遺物に關しては其當時詳細報告したる通に候處、其後大川尋常校長たりし吉田繁につき調査するに七八年以前同地榎町水田の隣地宮町水田の地層切下げの際土中より雷斧石庖丁石錘黒曜石の刀類を發見採拾する所ありしも、總て土地學校の研究資料として之を分與し、自身は一物をも所持せざる旨回答せり、因て尙各學校につき取調ぶるに既に廢校又は合併若くは校長轉勤の事情の下に判明せず、然るに漸くにして左記所持のもの届出のため保管中、云々、追て同地發掘の砌は大學よりとして數人現場へ調査のため出張され雷斧の如きは完全なるもの夥しく人夫に托して持歸られたりと云ふ。

一、石斧の破片と認むるもの十一ヶ、石庖丁の破片一ヶ、石錘三ヶ内一ヶ破損、黒曜石の刃と認む

るもの一本但二ヶに折損、圓心二ヶ、黒曜石の鏃四ヶ、石庖丁又は石斧殘片十一ヶ、黒曜石破片大小百九十。

吉田繁氏の報告書

場所 粕屋郡大川村大字江辻より大隈に通ずる道路の右側現煉瓦製造所より道路を隔て、南方(多分江辻因三六の所有地と記憶す)。

發見の年月日 明治三十八年冬月日不明。

發見の事情 前記の土地を掘り煉瓦製作用の粘土を採集するものあり(人足)是等は土中に混入する石片を撰出し之を道路上に投棄しつゝありたり、偶本職は當時江辻に居住し大川高等小學校に通勤の途上なりしを以て右通勤の途次偶然發見したるものにして、發掘地に臨み地層含有物の種類等を調査し、尙右人夫の棄てたる石器數十ヶを拾得したるなり。

當時同地のものに説明したるにより同地のもは皆之を手にしたる有様なりしも、今は之を所持するや否や年月經過したれば之を知る能はず。

發見物の種類 石斧十餘ヶ多くは凝灰岩にて磨製、石鏃十餘ヶ、黒曜石打製、石刀(假名)長數寸、黒曜石打製數十ヶ、土器製作に用ふる圓石、花崗石數ヶ、網用石錐二ヶ及以上の破片等なり、土器は悉く分解しありたるを以て一ヶもなし、石器も永き年代を土水中に經過したるを以て黒曜石の外完全のものなし。

含有の狀況 處により多少變化あるべきも土壤中約一尺位下に約一尺位の厚き黒土層あり、其下は粘土なり、此第二層の黒土中に普く含有さる。

残留含有品に對する見込　發見當時も土地良田の下なれば人夫に土地賣渡したる所を人夫が發掘し之より出る土中の石塊を投棄するもの、中より採集したる外、故意に之を發掘したるにあらざれば尙埋没しをるもの多かるべし。以下省略

石　包　丁

右大正三年四月大川町大字江辻字榎町因安二郎氏荒地開墾の際發見　石庖丁長四寸位巾一寸二分位小豆色にして中央二ヶ所に穴を穿てり。

江辻の地勢　福岡附近の地にありて石器の多く出土せしは江辻を最多とす、江辻は金出川と久原川と會流せる中間の部落にして、現時の粕屋農學校とは金出川を隔て、東西に相對向せり、金出川は勢門村の丘陵相連亘せる中間二丁餘の平地より流れ來り（此間を堰留むるときは勢門村一帯の村落は洪水に漂ふ）久原川と相會して大川乃ち多々羅川となれるが、往時は此附近迄海水の灣入して大江となりし情勢は容易に之を觀取し得べし。

江辻の石器包含層は地盤の水田より一尺餘り下層中にありて高サ一尺餘の地層内に限られたれば、石器の使用せられたるは當時此地層上に生活したるものと思はるゝが、此等民族は一旦洪水の底となりて新土壤を生じたる後更に水田となりたるか又は土地隆起によるかと想像するの外なし。

石器の重なるものは石錘（糸を縛る筥みを付す）石庖丁石斧飯匙（以上多く火山岩を用ふ）及石鏃（黒曜石）を多しとす、石器の投棄せられしときは或中等學校の教師は車力を引き採集に來りしと云へり。（以上高川氏調査抄）

私は大正十四年七月粕屋農學校へ吉田繁氏を訪ひて他日の再訪採集を約せしが其約を果さ

ずして止みたるは遺憾なりし、江辻は石器の製造所なりしかは明かならず、而も其包含せる區域は明かならざるも其面積は左程廣大なりとは思はれず、されど澤山の石器を出せしは比類なき地とす。

一、石器の製造所 糸島郡今宿村今山は熊野神社を廻り石斧の製造所たりしは中山博士の夙に發見せられたる所なるが、其後採集に出掛るもの多く其遺蹟を湮滅せんとせり、私は嘗て今宿村長と謀り其遺品を同神社に保存せんと謀り、村民に之が採集を托したるが獲る所多からざりし、其後縣の土木課に於て今山の後半部縣の碎石場所在を調査せられたりと聞きしが其消息に接せず。

識者に聞けば糸島郡雷山村有田方面には石器を藏せる人多く大なる石斧ありと聞けり、現今糸島中學校に集められたる石器の滑石に彫刻せられたるは其技巧秀逸に過ぎたるやの感あり、同校にては其石器時代の遺物なるや其眞偽未だ明かならずと承れり。

一、寶滿川附近の地域 寶滿川の清洲なる水流に沿ひたる朝倉郡三井郡方面は、石神多く古土器出土し石器に富むと聞きしにより私が同地方にて撮影したる石器を擧ぐれば、

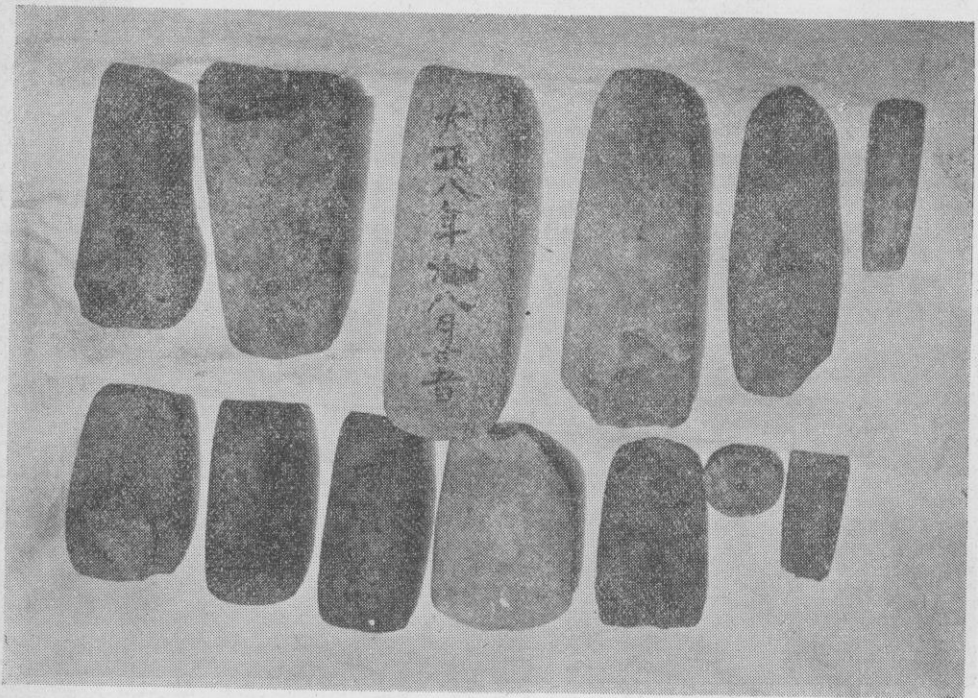
筑紫村筑紫小學校に所藏せらるゝ石器 (第二圖)

向て右より	石斧	長三寸五分 巾一寸四分	同	長二寸二分 巾一寸七分	同	長三寸 巾二寸三分	同	底廣き巾 一寸二分	同	長四寸三分 巾二寸四分	底一寸二分	同	長二寸二分 底五分 巾一寸七分
	石庖丁	長四寸 巾一寸二分	同	石庖丁	長四寸七分 巾一寸六分	石庖丁折損	長二寸二分 巾一寸七分						

以上大正十二年四月二十六日筑紫村城ノ腰にて採集せられたる由。



(影撮年二十正大) 器石の集蒐校學小紫筑郡紫筑 圖二第



(影撮年二十正大) 器石の集蒐校學小國三郡井三 圖三第

三井郡三國小學校 (第三圖)

同校所藏同地方父兄より寄贈のもの

石斧 巾長六寸二分 西島出土石斧 巾長五寸三分

同 巾長五寸三分 同 巾長四寸八分 同 巾長四寸五分

松崎同 巾長四寸三分 横隈同 巾長四寸二分

三澤同 巾長三寸六分 横隈紡礮車 直徑一寸六分

石斧 巾長四寸二分 同 巾長二寸七分

朝倉郡夜須村附近にて蒐集せられし石器(第四圖)

右より一の石斧を置いて石劍 長四寸八分 幅一寸一分 上

下部共破損、石庖丁 長三寸六分(赤色を) 幅一寸四分(帯ぶ) 一つ置いて

横へある石庖丁 長四寸五分 幅二寸 下にある石斧 長六寸二分

六寸二分 其左にある石斧 長三寸三分 幅一寸三分 上に載せ

たる土器、右より 開口二寸 長二寸八分 ルツボ 長二寸八分 幅二寸四分

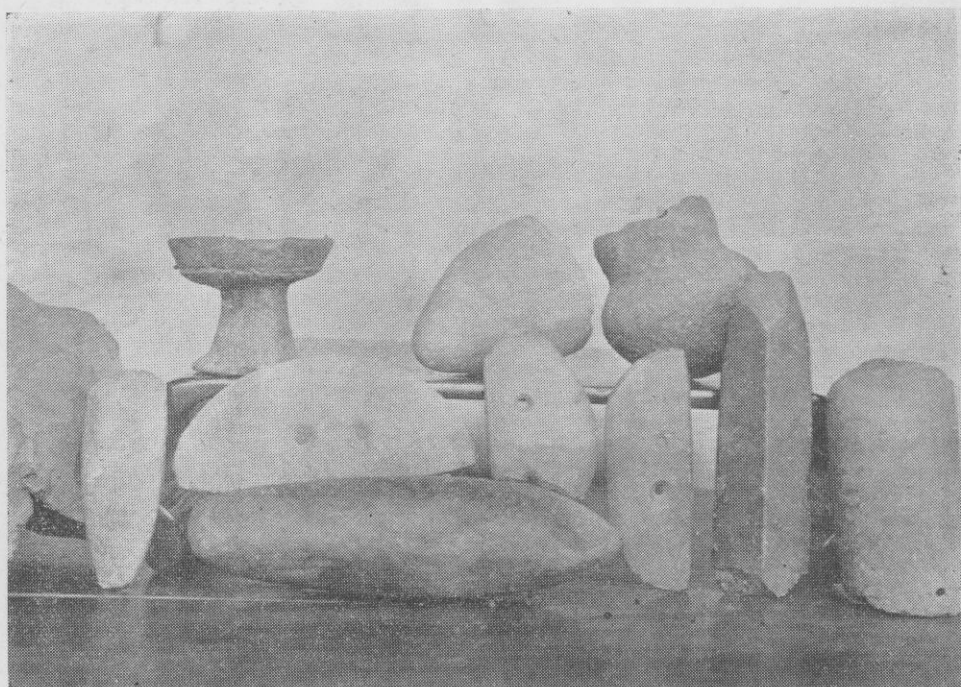
其次にあるものは開きの直径二寸六分脚

柱二寸此の蓋は破損して亡失せるものな

るが発見の際は器内に海膽の殻の容れあ

りたる由なるが私の初て實見したるとき

に殻は完全なるものなりしが數年を経た



(昭和六年撮影) 朝倉郡夜須村平福太郎氏蒐集の石器 第四圖



（昭和五年撮影）三瀨郡安武村畑塚出土土器 第五圖

昭和六年六月再び訪問せしときは主人既に死亡嗣主文吾氏は彼の穀は破損せし旨を告げられたり。福太郎氏は遺物蒐集に熱心せし農家にて品物は凡て同地方のものなりしと云ふ。

石包丁及土器（第五圖）

一、三瀨郡安武村大字安武字塚畑

昭和五年四月耕地變更のため土壇を約七尺餘切下げんと加工の際從來の地盤の下約五尺の場所より出土せり土器と石庖丁との距離は凡二三間石庖丁は四ヶ相重りたるが内一ヶは破損に付棄却せしと云ふ。

現地は現時の筑後川の水路と相距る二十三米を隔て、相平行せる臺地にして、此臺地の下は土地一般に低く相連接せり、今回段々畠を水田に變更すべく地下げをなしたる際に發見せる

ものなれば、此方面一帯は石器土器類の遺物包含層とも云ふべきものならんか。

甕の高七寸五分 口の開き四寸三分 糸底二寸五分 胴の廻二尺三寸 頸廻一尺一寸 受臺高四寸八分 底の開三寸。

石庖丁甲 長五寸三分
巾一寸八分 乙 長四寸八分
巾一寸七分 丙 長四寸三分
巾一寸八分

土器は石庖丁と同時代のものなりとは断定し難かりしも器械を使用せざる極めて優秀の作なりと思はるゝ、想ふに旋盤を用ひず篋の類にて周縁を磨し光澤を生ぜしめたるものなるべし、現品は本人の所有。

石包丁二ヶ

一、明治四十五年五月頃と覺ゆ東京大學教授坪井博士來り人夫を雇ひて凡一週間の日子を費し鞍手郡古月村大字木月小字松隈の武谷周藏氏所有地田地面積凡一反歩許の地につき發掘石庖丁或は土器等を掘出して持歸られ、其後幾もなく同大學々生二名來りて是又一週間計り同一場所を發掘し、石庖丁及土器數ヶを持歸られたと聞けり。

前記事は大正元年十二月に、其事實を届出たるものにして尙此外に左の事項を記述せり。

貝殻の附着しある場所(本月貝塚の事ならん)は石器發掘場所の隣地なるも同一場所にあらず面積凡二反歩あり地下六尺或は七尺のヶ所に於て二尺乃至六尺の斷層面に人工的に土と土との間に貝の粉末或は原形あるものを相密接して挟みたるが如く附着す、其質は所謂置き土の如く貝殻の積みある上に土を盛りたるが如く赤味雜りのバラ／＼する畑なり。

其ヶ所は山より二丁を隔て今の海岸を距る二里七合八勺西川を離るゝ約二丁計り。

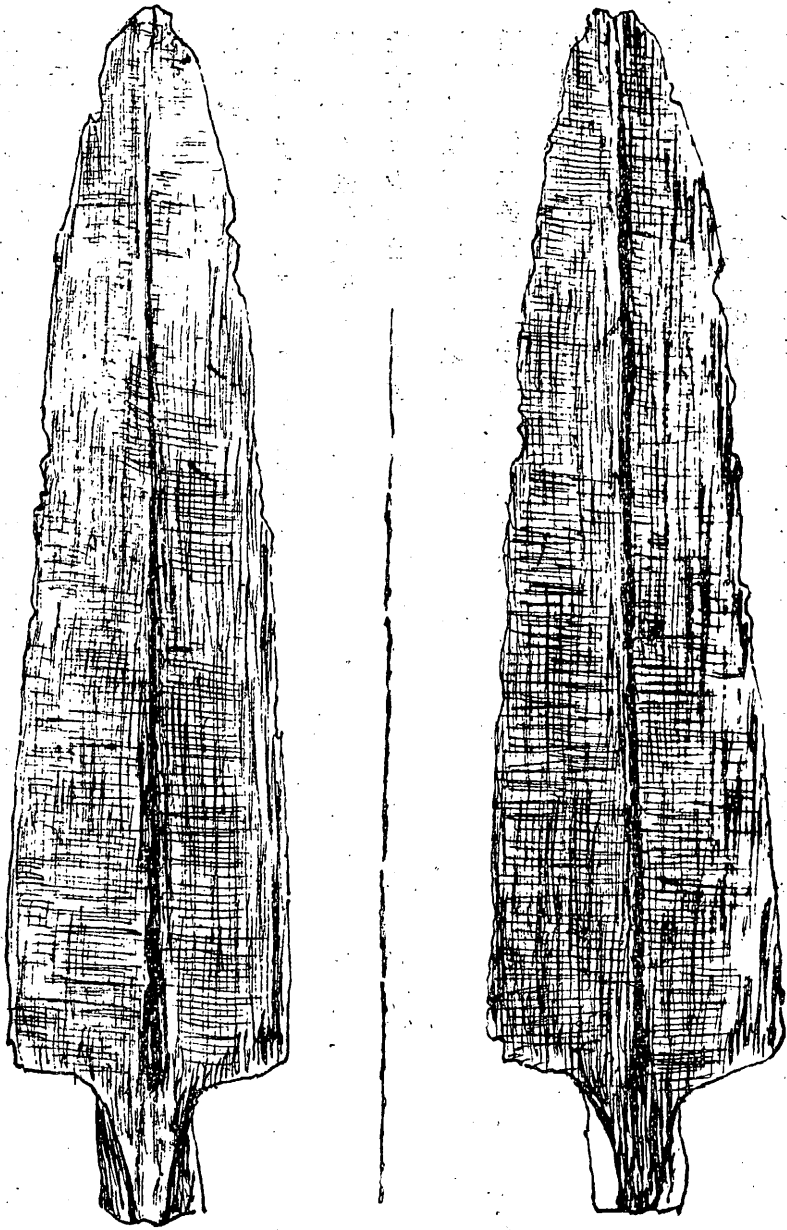
貝殻附着の土地は其附近一體に擴がり居れりとも聞かず。(郡役所よりの報告抄)

石

劍

(第六圖)

一、嘉穗郡稻築村大字鴨生字別田と稱する原野より發見の石劍。



大物實(影撮年二正大) 劍石の見發池生鴨村築稻郡穗嘉 圖六第

附近の状態 原野は摺鉢を伏せたるが如き形状をなせる小丘の周圍約百五十間高サ五間位の丘陵にして以前は松樹林をなせしと云ふ此の丘上に周り三十尺又は二十尺高サ四尺餘の小丘十三ヶ併立したるを今回其十ヶを開墾し殘三ヶは來る十月に徹去の筈なり。

此小丘は何れも空洞にして古墳の發掘せられたるものと思はれ、地方の人は之を塚とか穴藏とか「ゴウヤ」などと呼べりと云ふ。

埋藏の狀況 空洞のヶ所を距る約三尺の位置に於て地下六尺位の土中に埋没し、他に發見の器物なく壺及皿等の破片の附近に散在せしを認めしと云ふに過ぎず。

此十三ヶの小丘は調査者は之を陪塚と認め其寸尺をも記せしが私は之を石器と關係あるものと思はざるにより之を省略せり。(十三塚?)

石劍の拓本長五寸四分幅一寸二分廣き所但石質等は記載なきを以て明かならず。本器は大正二年三月十六日の發見に係れり。(報告書抄)。

石 銚

所在 嘉穗郡鎮西村大字大日寺下屋敷村社八幡神社境内

大正元年八月八日に發見せり、元來同八幡社の崖脚は數年前より崩壊せるを以て、同部落の道路に之を運搬し修繕の用に供せしが土砂の採取中に發見、其際二ヶに折損せり。

埋没の状態につきては、石銚の所在は千三百四十坪の丘山にして瓢形をなし、樹木鬱蒼自然の風致に富み、東に鎮西村花瀬を隔て、飯塚町に接し、西は同村八木山、南は明星寺、北は蓮台寺村等に接する村社八幡宮の境内なり。

(明應年間に祭祀と傳ふる祭神應神天皇仲哀天皇
神功皇后武内宿禰日本武尊天照皇太神玉依姬命)

瓢形をなせる丘は西南より東北に向へるものなるが境内崖脚の西南方に當る高三間半幅四間二尺崩壊したりし四尺位のヶ所に於て土砂中より素焼甕及石鉢を發掘したるも發掘者は之を知るに由なく鶴嘴を再三打かけたるため甕は微塵に碎げ石鉢は中央より折斷せられつゝあるを區長青柳氏が之を發見したるものなり而して此石鉢は甕中に收容しありしと云ひ又は各別に埋れありたりと云ひ不明なり。

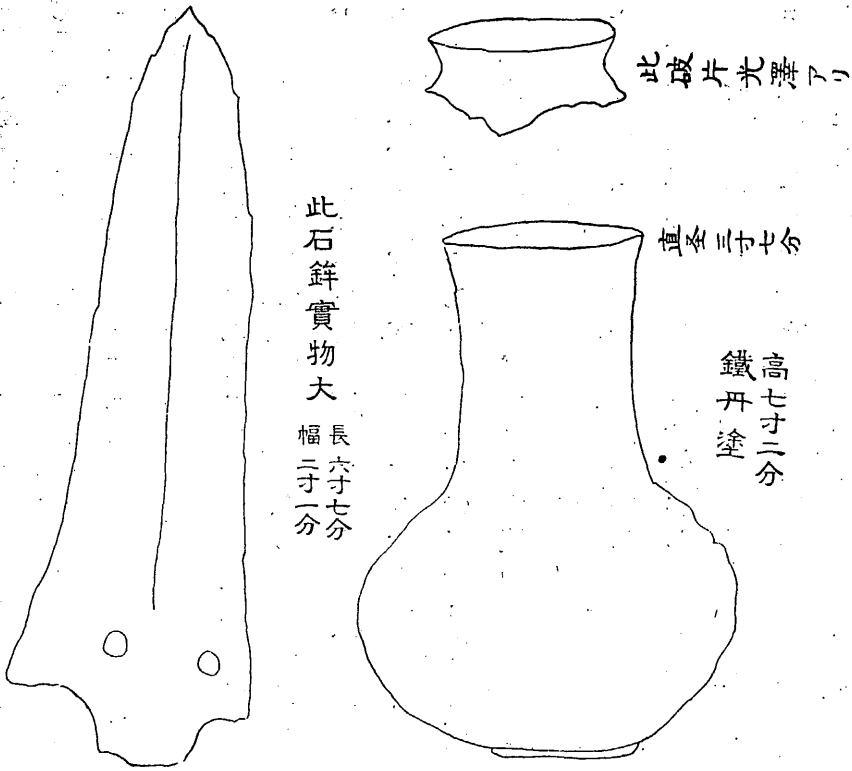
當時此丘上を調査したる高川鐵馬氏は此丘陵を瓢形の古墳と斷じ附近の土質赤色粘土と異にして土質淡黒色の上に土砂脆くして缺壞し易く人工を以て盛上げられたること疑なし然れども前方の幾分及後圓の頂上は現今は平面に開墾せられ境内敷地と變更されたるが故に舊狀を詳にせずと雖ども頂上には赤色粘土地を以て地築せられたるものかと思考せらるゝ地盤中より點々時代新らしき瓦の破片靈出せるあり又此丘陵の斷崖に階段の跡の面影を留め丘麓に沼又は深田七畝歩に變じたる往古濠の跡と疑はるゝ所ありとし丘陵の長は直徑約六十間高サ前方約八間後圓の高約六間にして圓型の幅員は十八間なりと記し前方の高所には檜木廻り一丈四尺及一丈一寸五分の老樹繁茂し後圓の個所には老松の枯木廻り一丈餘のもの或は楠株の腐朽せる直徑五尺位のもの等現存し雜木鬱蒼瓢型の周圍を包めりとし尙祠官や附近村名等の資料を詳述せるも左程の參資とも思はれざれば省略す出土せる本石鉢の形狀其長短を記したるものなきを以て之を知るに由なしされど本器は大正二年東京帝室博物館に寄附せられ同館より同年五月廿八日付の領收書あれば詳細は同館に問合せは明かなるべし。(報告書抄)

石

鉢

一ヶ及朱塗土器一ヶ外土器破片數十並人骨(第七圖)

田川郡糸田村大字糸田字松ヶ迫二二七〇番地



第七圖 田川郡糸田村出土の石銚土器 (大正五年撮影)

埋没地は小丘麓より約五六間の地
 下一丈二尺のヶ所、同丘山には墓地あ
 り其山上二三十間に岩窟古墳あり。
 當時の狀況 小丘面より一丈二尺
 地下にありて地上より埋藏したるに
 あらず、小丘の南隅なる平地より横に
 掘り來りて屍體と土器とを安置し其
 前方に石銚花瓶土器等を据ゑ置きた
 るものと認めらる、發掘者が初め鍬に
 て土器破片を掘り出したる際其北側
 に屍體横はりあり、其南側一二尺餘の
 ヶ所に石銚を發見せり、時は大正五年
 七月五日なり、銚長六寸七分幅二寸一
 分(關の部)土器高七寸二分直徑三寸七
 分あり。

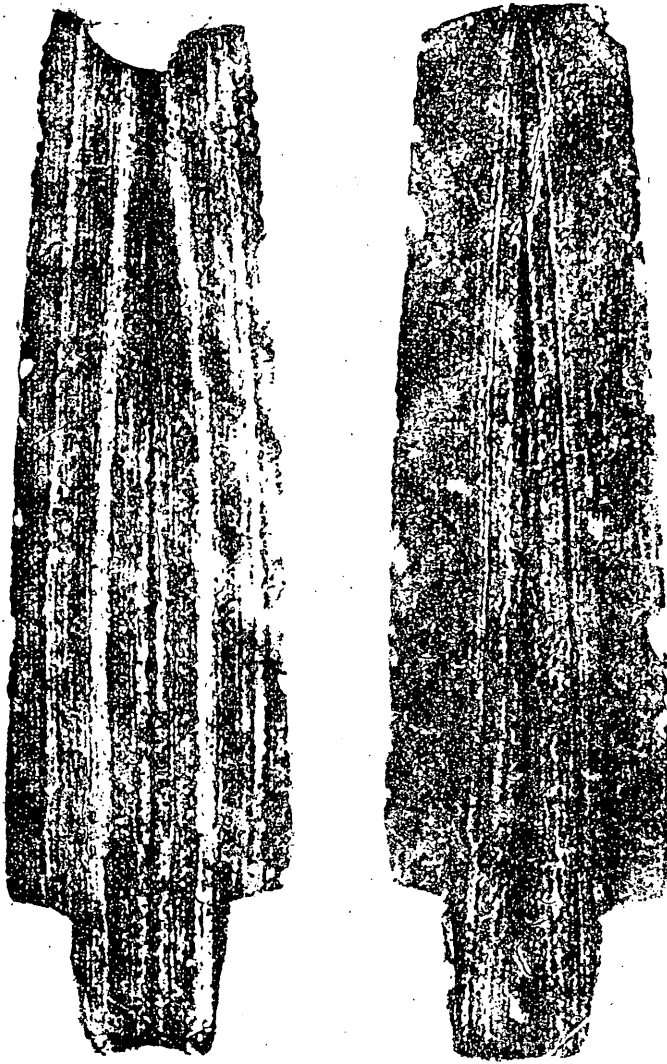
口碑傳説不明

參考 發掘地を一名樓籠と云ひ其北方糸田村字城には糸田將監の墓標あり、然れども之は大

友時代にして發掘物とは關係せざるべし、同所より東方三百餘間の所を殿屋敷と呼び、現今大犬様と稱する少き堂ありて今より五六年前經筒様のものを發掘したることありと云ふ。(報告書抄)

石 矛 (第八圖)

昭和四年六月二十八日朝倉郡上秋月村大字田代字今峰田中惣三郎氏が自己の水田に灌水溝



（影撮月六年四和昭）鉾石の出田村月秋上郡倉朝 圖八第

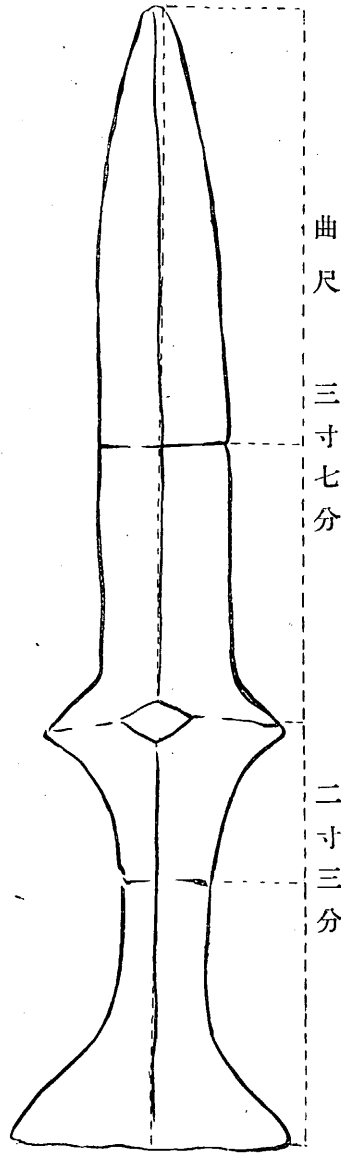
掘鑿中發見せしものにして、尖鋒折損全形不明なるも黒條の石紋通じ頗る恰好よき美觀品なり、

長四寸六分幅(關の部一寸二分)莖の厚三分兩刃共に銳利なり、石質は石版石の如し、後帝室博物館へ收納。

石 劍 三折 一本 (第九圖)

田川郡後藤寺町大字川宮字原若狹二〇〇番地の山林内、大正十一年一月十二日。

發掘地は川宮字原と稱する部落に接する小高き山林内にして、開墾中地下一尺の箇所より發見せり。



圖九第

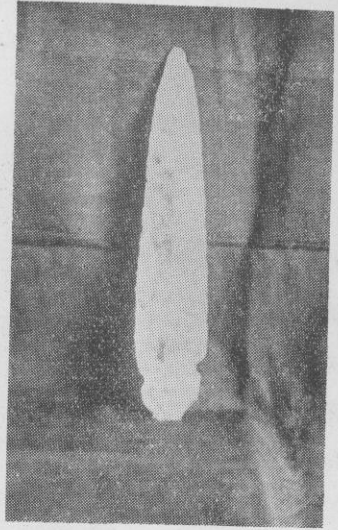
劍石の土出寺藤後郡川田 (影撮年一十正大)

發掘の場所は神功皇后三韓征伐の歸途立寄せ玉ひし古跡なりと稱するも詳かならず。本品は大正十一年十二月帝室博物館に譲受けらる。

石劍の長六寸柄と身との中間の幅一寸六分身長三寸七分柄長二寸三分。

石 劍 (第十圖)

宗像郡神湊吉井啓三郎氏の所有にして、時代不明なるも神湊漁人の網にかゝり發見せられたるよしなるが、長サ八寸二分幅の廣き所一寸二分、其質堅緻にして實用的のものなることを知る。



第十圖

宗像郡神村海中より出づ
(昭和三年最影)

蠣殻の附着せるを見る。

莖はなきも刃部の關と莖となるべき部分の間に工作を施し柄把を構へ得る様にせるもの、如し。

海中に没せるは船人の落したるものなるべきも又海中の大魚を刺殺するに用ひしものなるやも知るべからず

異例の石包丁

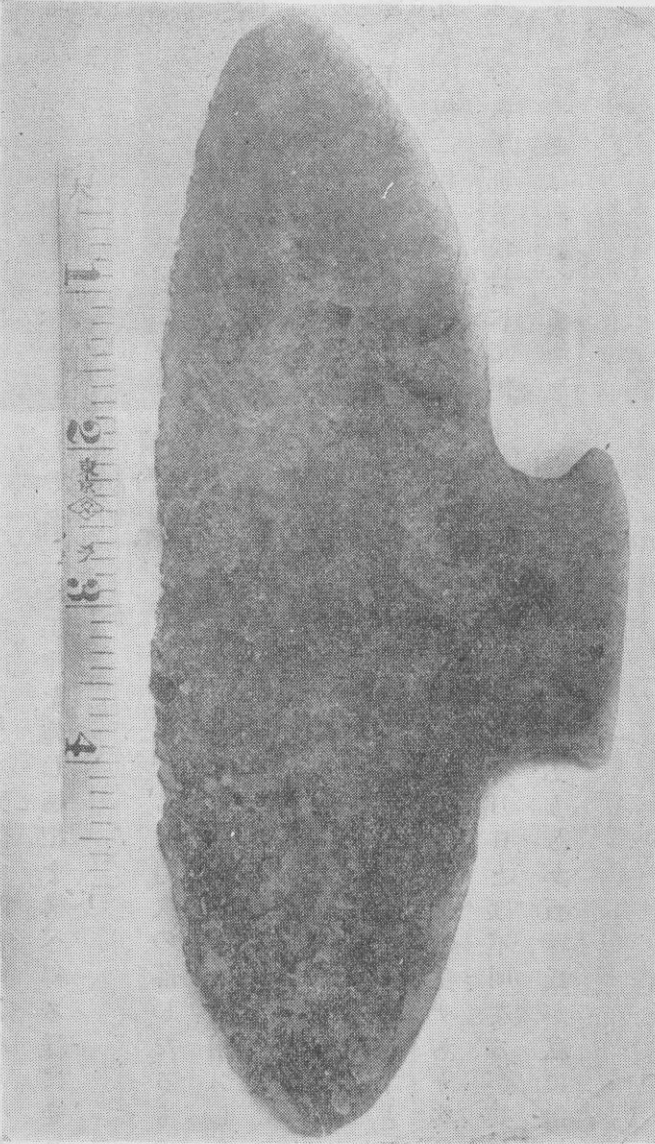
(第十一圖)

故石塚鞍手中學校長が石庖丁として報告せられたる第十一圖は普通の石庖丁としては紐通しの兩孔なく板二枚を石に挿み紐にて緊縛して把手とせる装置(異常の長サあり其長サ七寸三分幅一寸二分鞍手郡笠松村にて出土せし由所有者と發見年月日とは不明なるが其報の新聞紙に掲載されるや是は飯匙にて石庖丁にあらずと駁せし人ありしが石塚氏が私に送れる書面に
よれば

中略 小生考によれば製造者又は使用者がその當時何と呼びたるかはもとより不明のこと故目下研究資料としての名稱は何にしても差支なしと存候匙狀にして摘みの柄あるものには御存知の如く天狗の飯匙有之候へどもそは實用は寧匙としてはあらで獸皮を剥ぐ時に用ひたるらしく同一物に對しても皮剥と申す人有之候に御座候某氏が天狗の飯匙の形に拘泥して強て石匙と呼ばんに付いては隨意の話に御座候但しその原物即小生目下保管中のものはその厚さ太さ刃の部分並にその刃のかけてこぼれたる狀況より考察してその用途が匙としては

あらずして植物性の物を切るに用ひたるものなること疑を容るゝ餘地を遺さずと確信致し一般に呼ばるゝ石の包丁とその形式の一致せざることは勿論の謎といへどもその用途より呼べる名は決して不都合なしと存候浪花の蘆は伊勢の濱荻とか申候へば大家には御命名勝手のことになされては如何に候哉 云々

大正十五年十二月六日



(影塚年五十五正六) 丁籠石の土田村松笠郡手鞍

圖一十第

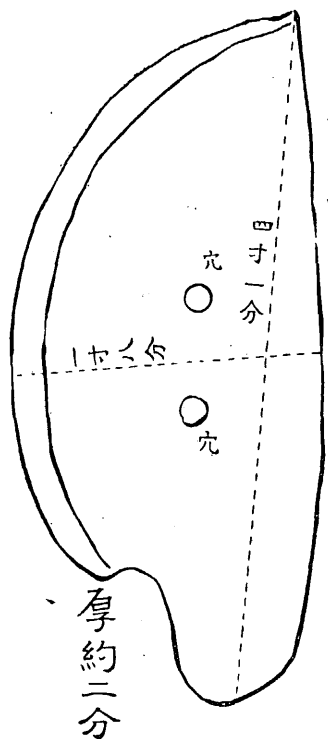
異例の石包丁 (第十二圖) (口繪参照)

昭和九年飯塚市焼の上出土のものは把手のなき普通の石包丁と形状を同うして彼の二つ目釘孔の穿たれざる無孔のもので長さ九寸五分幅三寸二分の大石器、是は私も矢張石包丁と命して差支ないと思惟せり。

石包丁

筑紫郡春日村大字須玖字岡本番地不詳畑中。

石包丁
須玖岡本出土



石包丁 (第十三圖)

三井郡山本村大字耳納字落間ラクマより石棒一ヶ、昭和六年十二月同地山本小學校通學道路擴張工事、中校門道路側の水田中より發見せらる、多分大雨のため山丘流潰せしとき丘上の塚崩れ流入

石器と土器・古墳と副葬品

大正十一年八月十一日熊野神社の北方約三十間の地點、畑中より道路工事中發見、帝室博物館に寄贈。
又同村尋常小學校所藏の石包丁は長三寸五分幅一寸六分外に折損せるもの一ヶ。
此外石包丁を所藏せしもの頗る多し、以上は私の報告書若くは實物を見たるものを掲げしに過ぎず。

せられたるものならんと推測さる。

石棒の長一尺三寸上部と下部とに簡單なる條文の陰刻ありて裝飾なし、緻密な黒赤色を帯び

たる火山岩を磨きて

製せしものならん。

石棒につきては學

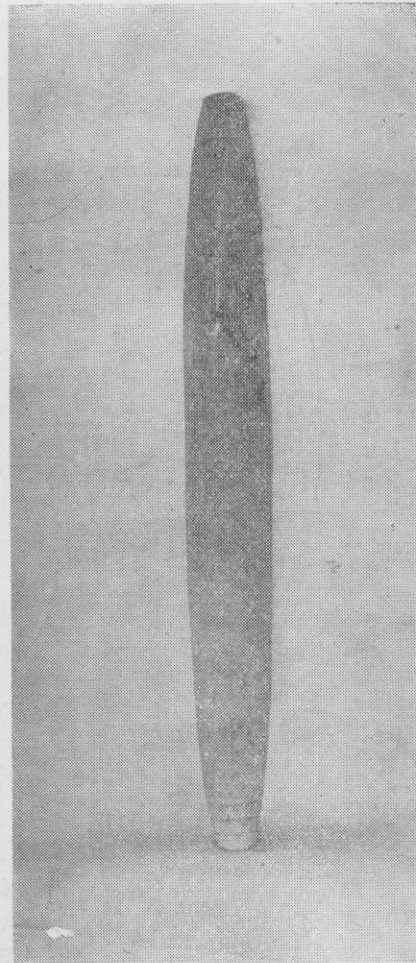
說多く性に關する說

をなす人あるも、神靈

或は武器說多く、後世

神社に奉納せられた

るものなるべし、本縣



第三十圖

三井郡本村耳納出土の石棒

(昭和七年最影)

にては極めて珍らしきものとす。目下同小學校に保管せらるゝと聞けり。

石 鏃 石 斧

石器として工作されたる遺品は石鏃を最多とす、石鏃は黒耀石の打製が最も多く稀に水晶のものを見ることあり、石斧は武器として使用されたるものならんも其使用は如何なる方法なりしや明かならず、石斧の磨き方に兩刃のものと片刃のものとあり、兩刃中にも蛤貝の如く兩面より丸く尖らせたと、鋭くそぎて尖らせたるものとの二様あり、其外紡硨石車輪石等石製品も其數少からず。

立 石、巨 石

(第十四圖)(口繪參照)

三井郡三澤區小字立石に二ヶの巨石の立石あり、往時より御陵と地方の傳説あり、甲ハ高一丈七尺(地下不明)、周圍二丈六尺、乙ハ周圍一丈六尺幅五尺五寸高四尺二寸にて其側に横はる俗に之を烏帽子岩と稱す、大正十四年十月石下に寶物埋藏の有無論起り、私に其鑑定を依頼されし事あり、私は貴重品を地下に埋藏し標識石として石を置くの風習なきにあらざるも、斯る大石下に埋藏物ありとは思はれず、されど古來の傳説ありしとせば安心のため一部に探りを入れるも可ならんと言置きしが果して何物をもなかりし由、鳥井博士はこの寫眞を見てドルメンならんと言はれたり。

此三國村より南方伊勢御祖神社あり、地名辭書に延喜式三井郡伊勢大靈石は本祀と共に靈體は石にて、伊勢は大石の訛にて物部氏の祖ならんと記載されたり、朝倉郡安川村には神功皇后の丈鏡石タケクワシとて田間に長く高き石の存在を見る、又同郡惠蘇八幡宮の苑内に四五の石體存せり、關の明神乃ち古の塞の神を祭りしにあらざやと思はれたり。

人類は征古巨石又は怪奇なる岩石に對し一種威靈の力あるものと認めて、尊敬を拂ひ遂に神の憑依するものなりとの信仰を生じ之を神聖視したり、現今尙石神の存在多く立石と稱する村名多し、明治維新の頃までは石占イシウラの俗行はれ、巨石の蔭に隠れて通行人の談話し過ぐるを聞き吉凶を判じたる風習ありたり。

第一一 土 器

石器のある所、到る地に土器の破片あり、然し完全なるものは頗る少い、又其使用の前後は不明なるも石器と同時に併用せられたるは論なし、今其二三につき之を擧ぐれば、

愛乃土器 (第十五圖)

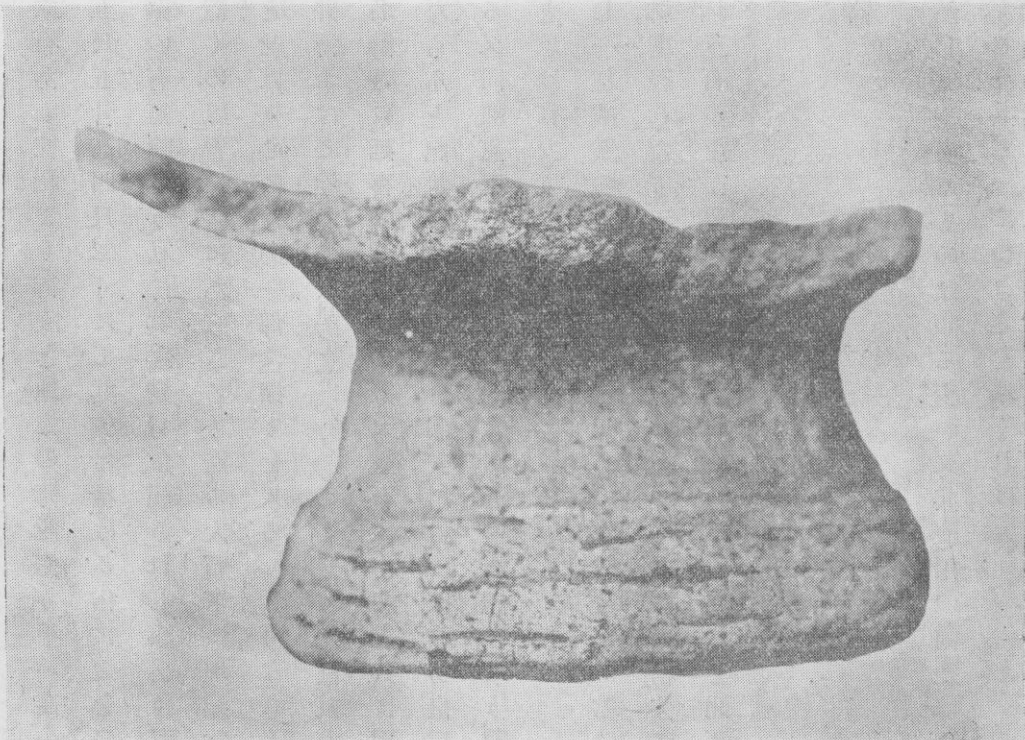
是は昭和の初め頃筑後浮羽郡千年村若宮八幡宮の神苑工事中、土中より出現したるものにて、三方に把手あり上部の直經五寸高三寸六分底の直經一寸一分あり。

同系統に屬する土器にして上部の破損するもの、脚高三寸底部四寸厚三分乃



の土田社神宮若村年千郡羽浮
(影撮年二和昭) 器土紋繩

圖五十第



(影撮年二和昭) 器土紋繩の土出内社神宮若村年千郡羽浮 圖六十第

至四分のもの同地より出土、共に神社に所藏せらる。(第十六圖)

昭和の初、福岡城の外濠に公園設置の際、濠の水を排除されたる時、髑髏數十彌生式土器其他陶器類多數出現せし際、愛乃土器の一片を發見せり。(大瓶破片か、長四寸二分幅三寸二分、第十七圖)(口繪參照)かゝる紋様土器の破片は、鞍手郡本月貝塚報告書第三輯宗像郡岬村上八に於ても發見せられたる事あり、上八と木月との紋様は相酷似せり。

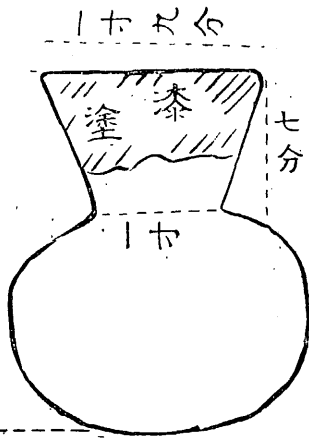
大濠は草香江の跡を残して、城の要害となせし地なるが、築城以前は今の樋井川が此の入江に注流せりと云へば、上流より來れるものなるやも知るべからず、本品は本縣廳に所藏せり。

漆を塗れる土器其他

大正の末八女郡岩戸山古墳を修理して、神社築營の際、土中より須惠焼石器等と混交して出土せし土器中、上圖の土器に黒漆を塗沫せしもの一ヶ出土せしことあり、外にも珍らしき土器のありたり、私は之を撮影せざりしを遺憾とす(本品は岩戸村役場保管)

古墳の丘壟周圍に須惠焼或は手扶土器の多量に出土することあるは、後世祭祀に使用せし器具を埋藏せしものと聞きしが、私は多くの墳壟中には、斯る祭具の埋藏せしものを數々見受けたり。

土器陶器を神具とし、神の憑依するものとして、或は靈代神代視する觀念ありし結果、之を呪願に使用せられたるは萬葉



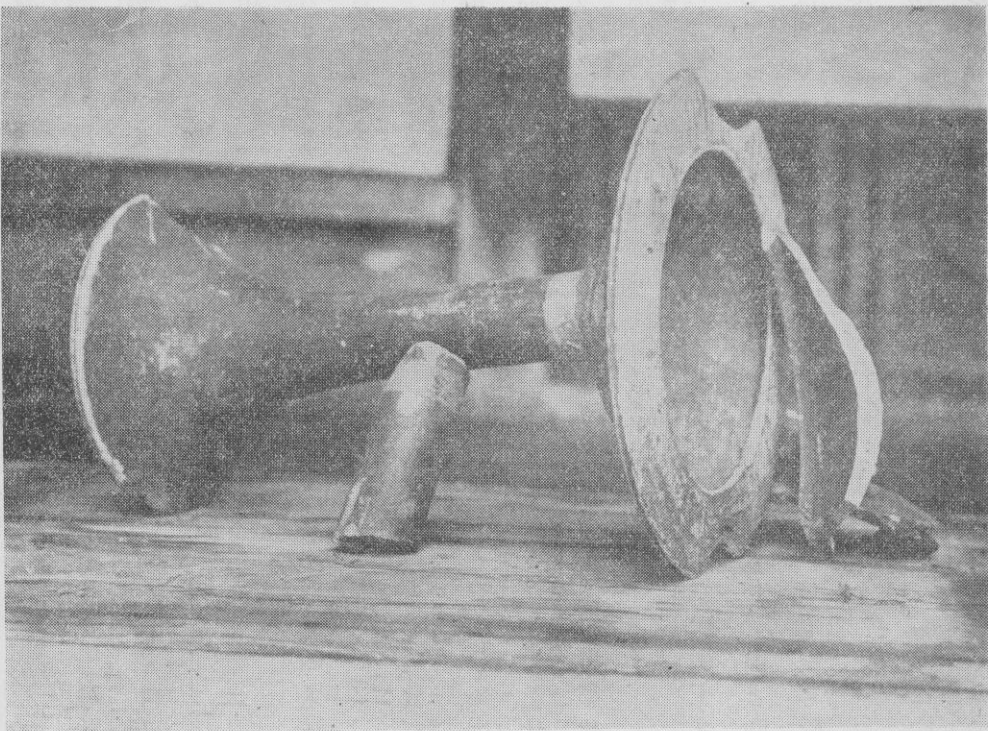
胴ノ周リ五寸八分

の古歌にも之を見るを得るものなるが、私が朝倉郡に在りし時左の如き事實談を聞けり。

峰の薬師に於ける埋藏土器(第十八圖)

大正十年の頃夜須村四三島教覺寺の行武師來りての話に、過日の大風雨にて寺産の楡樹多く倒れたるが、整理の際斯る土器を二ヶ宛宛組合せ二三尺毎に地中に埋むること三組に及べり、尙他に續きたるも計り難し、何のためかと問はれたるが私は之は一種の呪願に供したるものなるべしと答へ置きたるに、其後三年を経て再び教覺寺に行きしが此時此等土器は唯一ヶ存せしのみにて他は悉く破損しければ、圖の如く一ヶは支脚のみを組合せて撮影し置きたり。

此土器は上蓋と下皿と柱脚と三つに引離し得る様に構造せらる(下皿の高さ二寸六分、上皿は破



第十八圖 朝倉郡夜須村峰薬師土器の土器(昭和二年最影)

損に付
不明

柱脚九寸二分、下皿の開き八寸一分、上に上蓋と合せる様幅一寸四分の椽あり、上皿も同様

孔ニツ下椽ニ穿チアリ

鐵丹ニテ

酸化鐵にて赤色に塗布しあり。(脚部に一部分
塗らぬ處あり)

塗布セ

ラル

此地も甕棺の本場とも稱すべき地方なれば甕棺時代のものならんと推察せらる。筑紫郡須玖岡本にも同様の土器の破片を見る。

行武師の採集せし土器に上圖の如きものあり

しが是も同様の合せ椽ありしなるべく上蓋は破損見るを得ざりし。

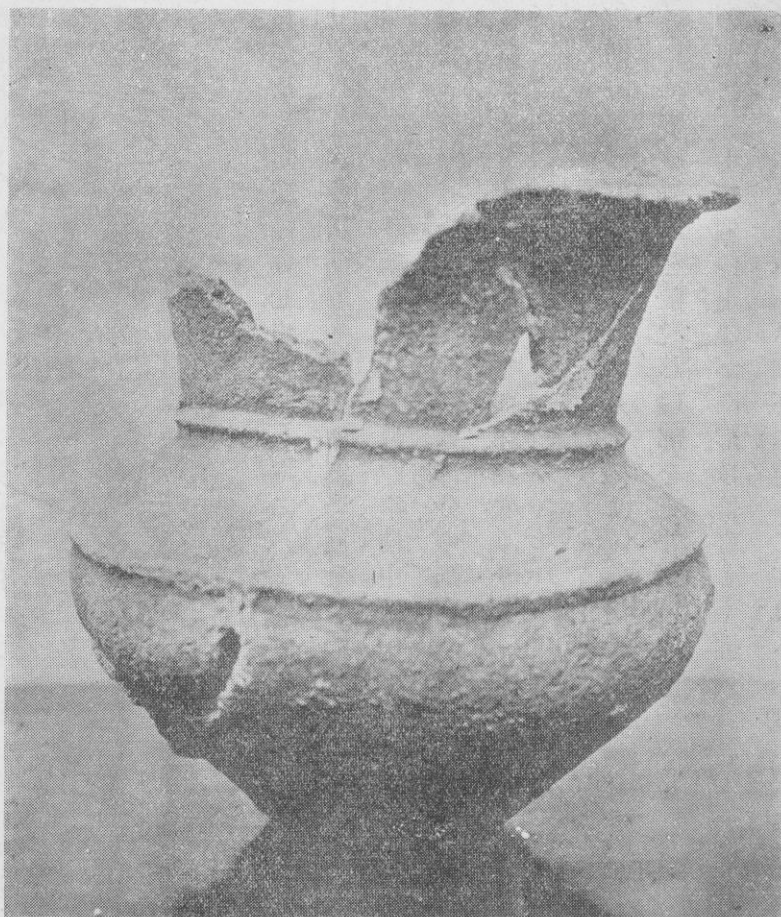
筑紫郡三宅村宇和田寶満神社内階段の土器

(第十九圖)

昭和二年四月二十六日祭典の準備中土中より發見せし土器にして、高一尺一分、胴迄四寸上部の開き五寸五分(復原して)、胴の廣き部分の周圍一尺八寸あり、此器の上頭の開きにも平面の椽を附せり、其椽六分五厘あり、優秀の作品なり。(同地青年會所藏)

筑紫郡千代町に埋藏土器

同町眞砂町十五番地は東公園より、宮崎八幡宮に連る千代松原の一部にして、九水電気軌道會社に拂下げ軌道を敷設し、殘部を花井某借受け花畑となさんとて土地を拓く際、(大正四年)一間半位の間に、三十二個の土器が圓形に恰好よく排列され、(土器は杯皿壺の類)其環外に一部を續けて排列し大なる八寸位ある高杯に至りて了れり、因はれたる眼より見れば是も一種の呪願に出るも



（昭和二年撮影）土田の内社宮満實村宅三郡紫統 圖九十第

のと考へられたり。（高川氏抄）

朝倉郡夜須村出土の土器

同村栗田尋常小學校運動場擴張工事の際、地中より發見されたる土器は、外部の表面を幾ヶに等分し一區劃内毎に鐵丹にて之を塗布して裝飾されたり。（發見年不明、朝倉中學にて撮影）

三井郡立石村出土の甕

同郡吹上大通宮前の彌生式土器にして、高一尺底の直徑三寸一分上部口の直徑六寸、胴の廻り二尺六寸五、厚手の無疵なり。

以上

前記愛乃式土器は未だ轆轤を使用せざりし時代なるを以て、形容の整はざる所あるも相當精巧にて手工の秀逸を表現して餘りあるものあり、其窯跡は私未だ實見せざるが粘土に砂石を混入し水簸を行はざる形跡あるは土器製作上の堅牢を期するが爲なるか明かならず、合せ口式甕

棺と同時に行はれたりと思はるゝ土器に椽を附して合せ口に上下に孔を通して、之を緊締する様式の器什の行はれたるは注意すべき現象なり。

第三 甕棺と副葬品

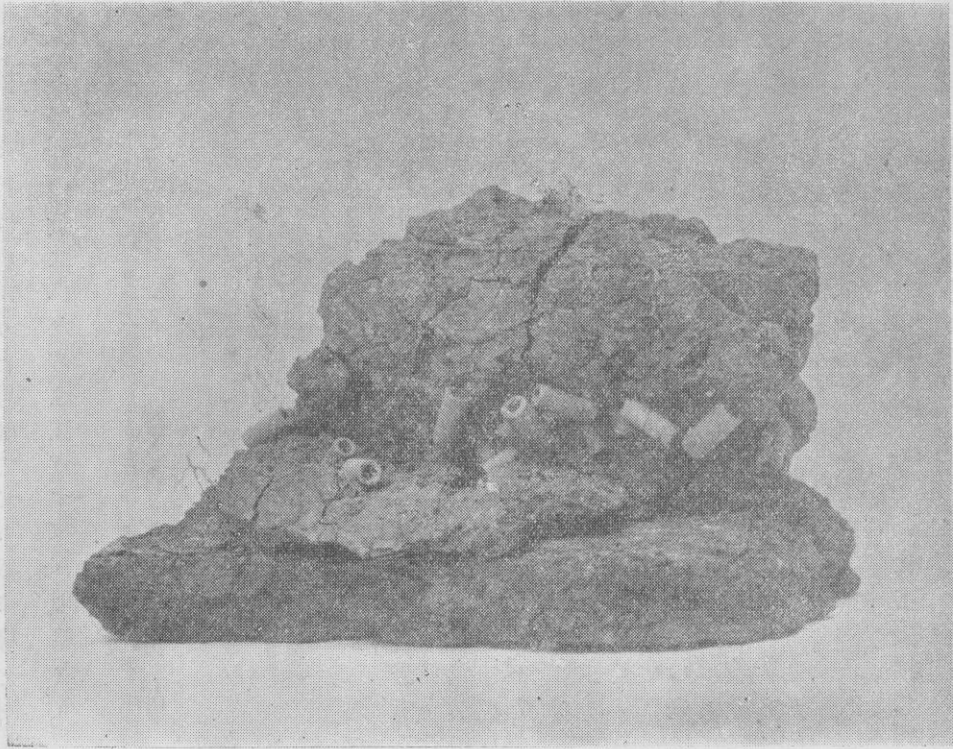
報告書第一輯に甕棺内に腕環、棺上に鐵劍の安置しありたることを報ぜしも更に左記の例あるを見たり。

甕棺内に鏡其他鐵劍の納めありたる例

朝倉郡夜須村東小田峰の薬師。

大正十五年十二月、三井郡の眞言の行者と稱する古賀某東小田に來り、行武某の宅を訪問し峰薬師に足下等の遠き祖先の墓あるが祭事の忽かになりをるため子孫に肩に關する疾病絶ゆることなし、速に碑を建て、地藏の供養を行ふべしと申しければ、某氏は當家に斯る病に罹るもの代々あるべきかと老母に尋ねければ、成程其言に徴しありと申しければ、某は行者の指示に従ひて幾百金を投じて層塔を建設せり、此地均し工事中約二間四方の地積内より十一ヶの甕棺を發掘したるが此内二ヶ相重りたる棺内に粘土の朱に混じ推積せるもの及青綠色の混せるを怪み異とし、之をザルに移し且抗の側に在りたる腐敗に傾きし鐵器とを四三島の教覺寺に持來り、祖先の位碑に代へて讀經し玉へと懇請し來りしかば、之が供養に従事せりとてザルのまゝ鐵劍を添へて撮影したるは此の寫眞なり(第二十圖)(口繪參照) (昭和二年四月二十二日撮影)

鏡は直徑三寸外縁の頗る厚きものにて毀損し質も青綠化して紋椽も明かならず、鐵劍はクルヌ型の鎔範に鑄られたるもの鋒先折れて關の部も損傷せり、嘗て同郡福田村栗山より出でたる



（昭和二年最影）久留米市櫛原町甕棺の合せ口に堆積せし玉管 第二十二圖

石蓋の上へ置かれたる鐵劍と同様のものにして稍小形に過ぎざるものなりし、長さは六寸六分なり。

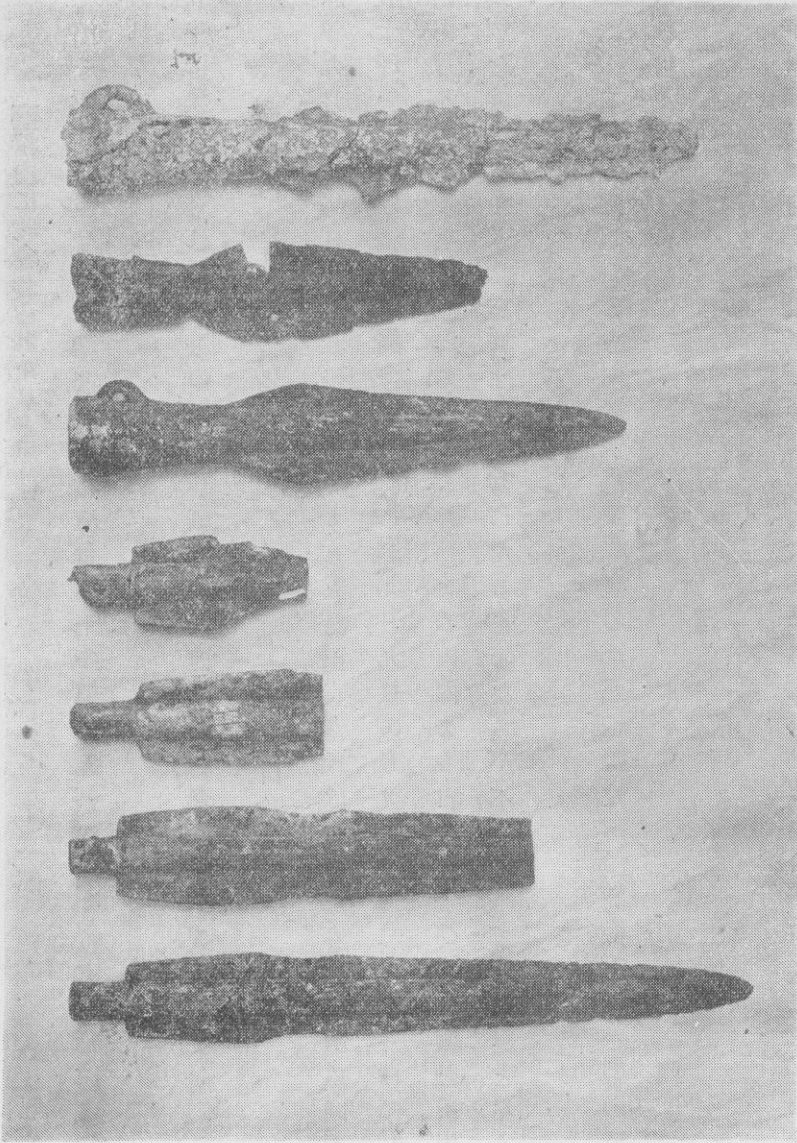
峰の薬師は征時より筑後を経て太宰府に通ずる官道にて、田野中小高き臺地附近の水田より三間位も高地にて、老樹の森をなし蘚苔蒸せる石の塔あり。今回其塔面を改めしに彫刻しある薬師の石佛なることを確め得たり、此臺地は到る所甕棺横り各種の土器の出土も又少からず。昭和二年十二月京大島田貞彦氏來りて之を調査したるが、此位牌に代へし劍と鏡は其後帝室博物館に收納せらる。

甕棺の合せ口に堆積せし玉管

（第二十一圖）

昭和二年十二月久留米市櫛原町中

島某氏裏の塵芥場の附近に、破損せし甕棺の合せ口に粘着せしむるため泥土を特に塗抹せし土塊中より、數多の管玉を包含せし旨を報じたる水野某氏は私に其寫眞を送致せられたり其數二



(總武館博物館) 劍銅及銅の土田内社神樂田村坂村那郡紫流 圖二十二第

十有餘に及びしと云ふ。

甕棺内に收容せられたりと思はるゝ銅鉞

(第二十二圖)

報告書第一輯に記載せる筑紫郡那珂村板付出土の銅鉞銅劍なり、今帝室博物館所藏の實物を撮影せられたるもの圖の如し。

大正五年に發見せられたるものにて詳細は中山博士の調査に係れるものなり。

甕棺内より出土の銅劍

(第二十三圖)(口繪參照)

昭和四年九月大阪毎日新聞社後援により京大島田貞彦氏は筑紫郡春日村須玖岡本に於て桑園地積五十坪を借受け甕棺の調査を行ひしが、九月九日に五ヶ、十日に二ヶ、十一日に五ヶ計十二ヶの甕棺ありし内、朱塊を混じたるものゝ外、一ヶの棺内より古色を帯びたる腐蝕折損せるも銳利なる銅劍を獲られたり、此寫眞は私の寫したるものなるが不幸にして二重寫となりたれども其棺内にありたる状況を見るに足らんかと思ひて出せり。

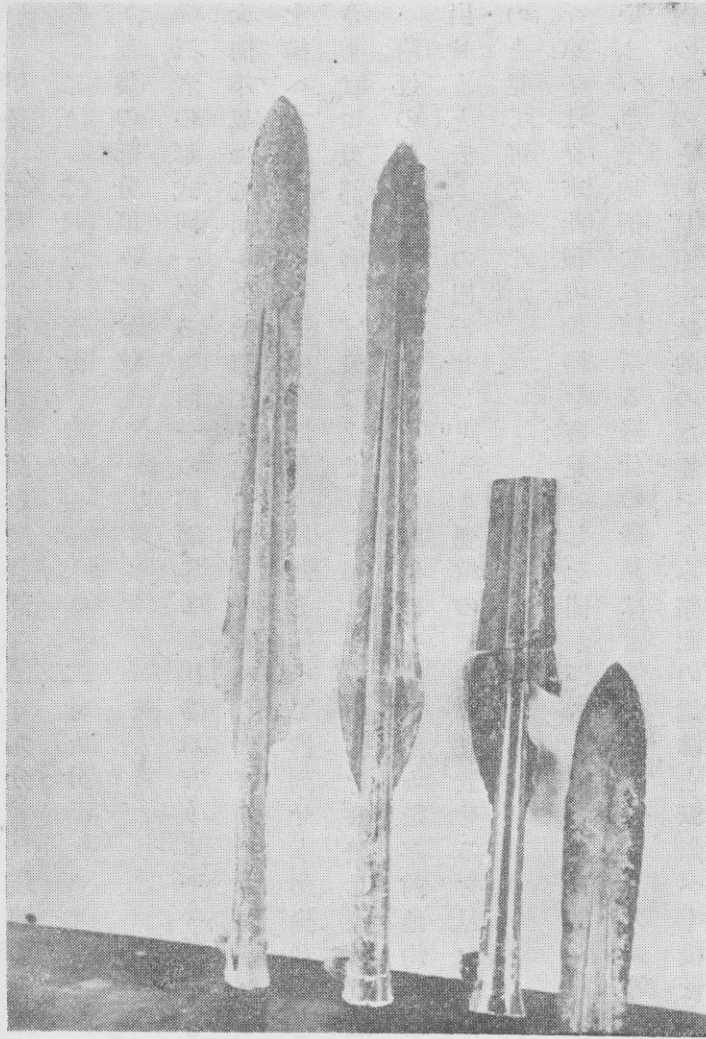
島田氏は十二日桑園傾斜の方向各個の距離甕の形態地勢地形の高低附近一帶の遺跡等漏なり實測され居たり。

筑紫郡岩戸村惠子發見の銅鉞

(第二十四圖)

昭和五年四月二十八日同地岸原善太郎氏は小學向五十三番地の小高き丘より銅鉞三本を發見せり、私は越て六月十二日同地村長の案内により調査に出、行し、目下警察署に預けられたる銅鉞を同家に持來らしめ、且發見地につき當時の状況を聞き撮影したるものは二十五圖の如し、發

見地に恵子民家の背景となれる丘陵にて、林木美しく茂りたる所小徑を距る二十間位の土取場となれる粘土層にて、平地より二十尺位の高さに段々畠をなせる突端にて、土砂採取の際地盤より九尺位の所まで稍黒色を帯びたるが其内一尺位の柔き地中より三ヶの銅銚を掘出すに至れり。



（昭和五年） 銅銚の土出子恵村戸岩郡紫筑 圖四十二第

違ひを双を上に横へて並べありしと云ひ、排列仕方は同所共同一の形式に置かれたりと云ふべきも、恵子の分は柄は位置を變へざりしと云へり。

三ヶの銅銚は何れも廣銚に屬するも、一ヶは四片に折れ關の部分少しく缺失せる所あるも各片共に揃へり、今完全なる三銚の長短を計るに、

甲長	二尺六寸七分	關の廣き部	二寸九分	袋穗の直徑	一寸三分
乙	二尺五寸五分	〃	二寸九分	〃	一寸四分

穗袋の部分厚み二分位

三者の形式同一なるも、同一の鎔範にて鑄出されたりと云ふを得ざるべし、此の點須玖岡本の大同小異にて同一の鎔範より出でたりと考へられざりしと同一なり、又須玖の銚は大形の廣銚を描へたるに反し、惠子の分は狭き廣銚を描へて排列せり、勿論利器として使用したるの形跡なきも、試に刃部を磨けば刃の立て方に著しき方向線を映發し、磨けば銳利の器たることを示せり。附近の狀況 十餘間を隔てたる路傍に一民家あり、數年前地均をなすに際し完全なる甕棺を出せりと云ふ、私の出行せしときも甕棺の破片の亂散せるを見れば甕棺と同時代に屬せるものと見て可ならんか。

惠子は從來此種の銅器を發見せしを聞かざるも、隣村春日村安德村の如き筑紫銚の本場ともいふべき土地柄なれば斯る器什の發見は當然の事なるべく、又此等器物を埋藏せる目的は甕棺内のものと同じく宗教的の意義を含み祭祀の遺跡と云ふべく、後世神社に銚を奉納する風習と何等かの系統を有せるものならんか。

因に云銚には多く比禮ヒレと稱するものを柄の上部に附せり、もと環耳となりて此所に鈴其他の飾を附せりと云ふ、後耳は塞りて何等の用をなさざるものとなれり。

本品は本人の所藏となれり。

古記録にある銅鉾銅劍

前記須玖岡本の熊野神社の眞下にある長一丈幅六尺餘厚九寸の大石、現在のものは多少移動せりといふ、同地久我辰己氏の話によれば、明治三十四五年の頃、其の地下より玉及古鏡、銅鉾等竹ザル一杯出土せしことありしと語られたるが、此事實は中山博士の調査に詳細なれば省略す。

續筑前風土記附録にも磐石陣バンシヤンジンと題して曰く、岡本の東一丁許にあり、天明の頃農民幸作と云ふもの畑を穿ち、劔矛一本を掘出せり、長二尺餘、其形は早良郡小戸當郡住吉神社に藏するものに同し(住吉神社のもの第一輯にあり)。又寛政の頃利作といふもの矛を鑄る型石を掘出せり、先年當郡井尻村の大塚と云ふ所より出たるものと同じ、熊野神社に藏置せしが、近年盜取て失せりと云ふ、現に久我氏方に預りあるものならんか。

浮羽郡水繩村矢倉八幡宮所藏の銅鉾上蓋の文字

元祿十年丑丁正月得銅鉾十數枚於上妻郡藤田村天神浦、享保七年寅壬四月於同村田代堤、又得五枚、文政七年納之、我藩之諸社納其一枚於竹野郡麥生村矢倉八幡祠、以祈國家安全、五穀豐熟也、予案鋒之長短各有異、而色老蒼、蓋千年外物也、儀制令曰、凡儀戈者、太政大臣四竿、左右大臣各二竿、大納言一竿、其儀解曰、儀戈謂平頭、戟用之威儀、故謂儀戈、不可獨用、必用蓋之時、並用耳、是非兵戟所用者矣、維時天保二年辛卯十一月穀且石野宣理敬題

願主 西麥生村 莊 屋

右神主 水繩村益生田 小野 列 城

姪濱愛宕神社祠官故殿上正見氏の厚意により小戸神社藏の銅銚の拓本を得たるが原藏品の上箱に左記の銘あり。

寶永中出於早良郡姪濱漁人所網也、久藏本州官庫而今奉納小戸大神宮。

享保九年甲辰六月日

御矛二振 享保十年繼高公御神納

雄長 二尺七寸餘

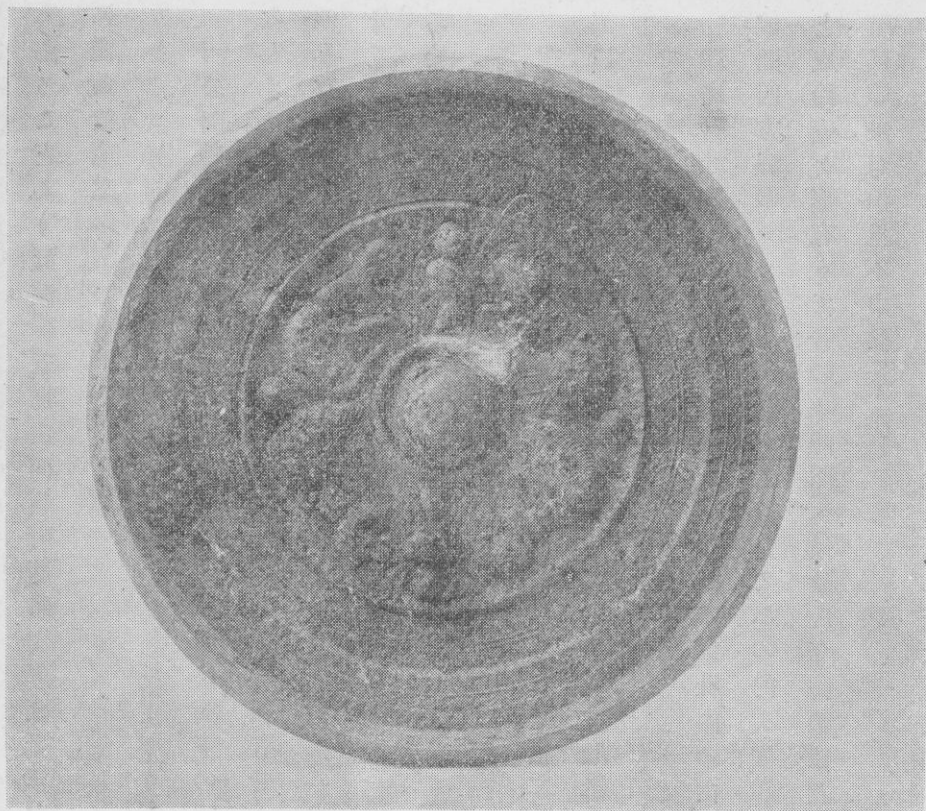
雌長 二尺六寸餘

本品は恵子出土の銅銚と大差なきを以て撮影を省略す。

附言

甕棺と銅銚及鐵劍との關係あるは明瞭なり而して甕棺の分布は私の實現せし處にては福岡縣内にては糸島早良福岡粕屋嘉穂筑紫朝倉浮羽三井久留米三潞地方にして、此以外の地にては之を見當らず蓋し幾らかありても稀れなるべしと信ぜり、斂葬は人々の終焉民俗の重大なる習慣人世秩序の立つ所以なれば、甕棺の分布は民族研究の一問題なるべし、殊に甕棺は多く二ヶの甕を合せ用ひ其合せ口に廣き椽を附せるが當時使用せし土器に椽を附したるものゝ多きも興味ある問題なり。

甕棺は當地中山博士が精密なる調査を遂げ、金石併用時代の遺物なりと斷定し學界の承認を経たるものなるが、京都帝大の島田貞彦氏も數度來りて調査を行ひ私も幾回も案内したることあり、されど問題の解決乃ち民族系統の連絡習慣等は、亞細亞大陸南洋方面の調査の遂げら



（影景館物博室帝）鏡太の土田町新西市岡福 圖五十二第

れたる後の事なるべしと思はれたり。

第四 組合せ石棺又は

箱式石棺（第二十五圖）

地面を掘りて人體を納むるに適せる長方形の穴とし、其四方側面に石を並べ其間を密閉し上蓋を施せる簡單なる墳墓にして、久しきに涉り永く行はれたる墓形なるべし、元と粘土棺とて粘土を長方形に掘り堅めて埋葬せしと思はるゝもの征々存することあり是れ其先蹤なるべし、山中又は平地にあるも既に畑として開墾されたるが多し、一人一墓と思はるゝも二人其頭部を反對にして葬らるゝもの亦少からず、報告書七輯墓内は朱又は鐵丹にて塗

りたるもの多く、又朱塊を死體に塗れりと思はるゝものあり、副葬品として鏡劍玉類等の稀に收めあることあり、姪濱の五島山、西新町藤崎よりは貴重なる副葬品のありしこと報告書の第一輯に記載せらる。(藤崎出土の古鏡は
直徑八寸一分あり)

福岡市西公園内伊崎の石棺

(第二十六圖)(口繪参照)

西公園擴張の際發見せられたるものにて松樹下の膨したる部分を除き露出の部分を其儘になしありたるを、私は大正十四年十一月廿二日調査せり、墓は伊崎に偏したる丘山して棺は一部のみ存し西方の一面は破壊されたるまゝなり、棺幅一尺二寸石質は玄武岩の厚一寸五分乃至二寸五分棺長五尺八寸に達す、蓋石長三尺八寸幅二尺二寸のもの一ヶ存在せり、思ふに破壊されたるまゝ發掘せしものならん。

朝倉郡志波村寶滿宮内の石棺

組合せ石棺の稍大なるものにして縦六尺三寸横二尺七寸、二人の武人らしき偉丈夫を頭部を異にして反對し埋葬せるもの、本記事は報告書第七輯に記載せるを以て省略す。

遠賀郡水卷村浮島神社の大石棺

浮島神社御記録 正徳四年正殿葺替の節社内の山を崩し地行致候處、人力の不及大成花崗石貳間四方程のカラウトに念を入れ、かこひの内より鎧甲劍輪鈴ともに出申候、鎧甲劍は腐り形斗と成鈴壹ヶ形有りて音の味能聞へ候故於今神納仕置候カラウトの石六枚いづれも自然石にて鑿目等決而相見不申候、(下略)

同社は水卷村浮島山と稱し北に面し西は遠賀川の流れに沿ひ水田中に高く聳えて一の丘龔

をなし、もと環渚のありたりと思はるゝ溝を存し、十七尺の高地に神殿あり、丘壘又社より東方に延びて神武天皇の遙拜所を設け、此邊を最高所とし、高三十四尺に及ぶ、社前に前記の石棺の跡あり、其構造圖によれば正しく長方形の組合せ石棺にして、現今其石材の幾分は折損されたるも存残せり、其原形蓋石(火山岩とあり)長八尺三寸横七尺四寸(今四分きれたり)

横石甲乙二ヶ、甲は長八尺六寸乃至八尺幅三尺五寸、乙は長一丈一尺幅五尺二寸、妻石長六尺幅四尺六寸。

ツマ石一ヶにては不明なるも、長八尺横六尺の箱式石棺を構へ得る廣大の棺なるべし

遠賀川の鐵橋を渡り川に沿ひ上流に向ひ進めば、十町内外浮島神社に達すべし、斯る大石棺は本縣内に稀有のものなるべく、恐くは岡の縣主の墳墓の一として擬するを得べきものならん、副葬品中青銅製の唐團扇二ヶ六尺程ありしと傳ふるもの今破片となりて存在せるか(浮羽郡月の岡古墳出土のものと同と推想す)唯完全のものは青銅製の環鈴一ヶ存在せり、是環鈴は同郡岡田神社にも神寶として所藏せらる。

劍と鏡と玉とを帯びて埋葬されたる箱式石棺 (第二十七圖の二) (口繪參照)

宗像郡田島村上高宮に宗像大宮司家祖先を祭禮せる堂宇あり、大正三年十月許可を得て此神社を氏八幡社に合祀、宗像大宮司家祖先の靈代無格社されたる跡は樵路となりて荒蕪の地となりしが、後宗像家は其家記により該堂宇の下に埋藏されたる遺物あるべき記事を發見したれば、之が點檢方を社寺課に請求されたるが、時恰も柴田内務省考査官の來縣を幸とし、柴田氏及宗像神社の祠官立合の上之を調査されたる結果は、全く古墳にして長六尺五分幅の上部は一尺六寸、

下部は一尺四寸三分の箱式石棺にして、底は礫石を敷きつめて朱を塗沫し、頭部は東向きにし別に之に連接したる副葬品納入の石室の設けられたることを知り得たり。

石棺内に鐵斧二、刀子二、頭部に玉中央部に刀劍二胸部に鏡一面の存在せしにより、其遺品の位置により柴田氏は是れは主人公を盛裝して本棺内に安置し、本棺の四方に魔除けとして刀子鐵斧を四方に排列しありたるべく斷定せられたり、而して鏡面の一部に鐵鏽の附着せるは帯びし刀劍の重りたる結果なるべしと説かれたり、勾玉は普通のものより小形なりしが是は頸部と認めらるゝ位置に、又一ヶの小勾玉は頭部にあり、管玉は多く足部の位置に在りたるものと判せり。

副葬品收納の別室には、甲冑類銅鏃等幅一尺六寸六分、長二尺六寸の内にありしが腐蝕して其品物を正確に識別し難かりし。

柴田氏は此墳墓は原史時代に屬するものにして大宮司頃のものと考へ得ずと申されしが當時立合ひたる宗像の宮司職員諸氏が協議宗像辰美主典の奉仕せる氏八幡宮の寶物とし清淨なる箱に納めて永く保存せらるゝことゝなれり。

勾玉の寸法等明かなるも茲には之を略せり。(詳細は吉田氏の寶洲圖
あり其位置等を示せり)

神社の下に石棺の在りたる一例

(第二十八圖)(口繪参照)

堂宇の下に古墳の存在せしこと其例に乏しからず、今一例を舉ぐれば、

粕屋郡大川村に熊野神社あり、官幣社宮崎宮の大祭日には同社の神域内の柵を納進するを例とせるが、同社神殿は昭和四年頃より白蟻の害に罹りたれば、神殿の改築に着手するため御神體

を其末社内にて一時奉安する事となり、社内之石を取除かんとせしに圖らず其石棺なることを認め、之を改めしに棺内に小き勾玉の六ヶ存在せるを發見せり。勾玉は同一の作品にて扁平に小く長サ五分五厘一ヶは破損せしが何れも龜品なり。

右の報告により私は此事實を以て氏族制度の時、此地方を拓きたる人が自分の祖先の靈を祀りたる遺蹟にして熊野神社は乃ち其祖先其末社に祭られたる人は此地方を拓きたる主人公なりしにあらざりしかと考へたる事あり。

彫刻せる石棺

(第二十九圖)(口繪參照)

筑後三池郡楠田の石棺につきては第一輯に記述せられたるが、茲に今追加すべきものは糸島郡福吉村鹿家長須隈出土の石棺にして、縣道なる海岸を距る八十米の丘陵上に現はれたる石棺なるも石槨なく、單獨に埋葬されたるもの、土砂削滅のため地上に曝さるゝに至れるものならん、副葬品なきは多分發見者に持去られしものならん、蓋の部分破損せるが今は同村より糸島中學に保管委託となれりと聞けり。

棺は東向になりし由なるが、蓋は二ヶに折損し全長七尺六寸九分、横幅二尺八寸八分乃至深七寸乃至八寸三分、身の長七尺六寸二分あり、兩側に綱懸を附したるが、彫刻精巧深サも部分により深淺を區別しあり。石質は安山岩なり。

第五 高塚

高塚其一 円墳の外形

圓墳は世界的の形式なりと云へり、我縣にて最大なるは山門郡東山村大字坂田にあり、周圍六十三間、高六間、耶馬臺記に其狀帽子形也、傳説に神功皇后山門の女會を征し玉へる時官軍戰死者の塚也とあり、南筑明覽に景行天皇のとき葛の築目王命を奉ぜず誅せらる是其蹟也と、此塚未だ發掘せられざる如し。

糸島郡前原より加布里に通ずる道路の側に在る圓墳は大ならざるも形狀よく整へて代表的のものなり、早良郡金武地方の乙吉羽根戸の大原塚、宗像郡宮地の不動窟等は其外形は明確ならざるももと圓墳として構造されたるものなるべし。

高塚其二 上 円 下 方 墳

我が縣内に上圓下方墳と稱すべきものなし、朝倉郡三輪村を通行せし際下高場のササキ呀崎山又の名小隈山の小丘中に小形のものを見たることあり、下部は正方形長サ二十尺許、上部の高三尺許の圓形をなし、周圍に四角形をなせる小溝ありて水を湛へたり、此種の墳墓五六基相連れり。

此小基模の内部は實見の機を得ざりしを以て省略せり。

高塚其三 前方後円墳の外郭 (第三十圖) (口繪參照)

我國に於て特殊の發達をなせる墳墓と稱せられ巨石文化の工事を誇るべき一端なりと云ふ、此墳墓の初期のものは丘陵を利用し之を加工して前方を方形に後部を圓形に裝へる形式にて、糸島郡丸隈山に其模型を見るを得べし、後期に至りては平地を均して土壇を構へ其上に鏡餅を重ねたるが如く段塚を築けり、後方の壇上に石槨を築き納棺場とし、其上に更に盛土を施して圓形とし前方を方形に削りて形狀を整へたるものなり、故に石槨は大工事なれども露出せず唯美

道と稱する棺の通路を南方に開きて其口を閉鎖せるが故に其通路さへ明かならざるを常とす、(前方後圓墳にありては美道は南に開口するを原則とせるも圓墳の美道は必ずしも南に向はず) 主軸の方向は一定せず(統計せざるも西向のもの多きが如し)、而して前方部は後圓部より稍低きを常とすれども或るものは反對に前方部を廣大にせるものあり、八女郡岩戸山の如し此の古墳の外部は環濠の設けあるを例とすれども千餘年を経たる今日にありては多く湮滅して耕地となれり。

前方部の用途につきては説を立つるものあれども學者の承認せるものなし、唯形式的のものとなりたる例は京都郡中津村稻重にあるもの、如きはなり、三潞郡大善寺の御塚の如きも同じ形式と考へらる、第三十圖

我國にて前方後圓墳の最盛期は應仁仁徳兩帝御陵築設の時にありと稱せらる、本縣に此種墳墓の存せるもの豊前にては周防洋の沿岸會根刈田與原稻重にて國造當時の遺跡を想像さる、筑後にては高良山を中心として朝田若宮草野久留米長峯一條大善寺方面に多く、筑前にては糸島筑紫嘉穂鞍手等縣主屯倉時代を追想するもの多し、而して江戸時代より明治の初年に多く發掘せられ、既に湮滅せるもの多く地方好事家の其遺物を蒐集せるもの多きは人の知れる所なり。

高塚外部の置物

高塚の外部には葺石フキイシ、土製の家屋、圓筒、土偶、土馬 等を置けり。

但し湮滅して見出し得ざるもの多く又は全くなきものあり、或は時代により初より置かざるものありしと思はる。

家屋の破片は權現塚と志波の寶滿宮境内の塚上に見出さる、(報告書の第七輯)圓筒は、私甘木

に在りしき時同地大平山の山中にて規模は大ならざりしも、圓墳の周圍に列をなして丸形圓筒の埋めありしを實見したることあり、一列に間斷なく並べ樹てられたり、但し圓筒の上部は悉皆破損せしが筒底に石を詰めて移動を防ぐ装置をなせり、鞍手郡の劍塚糸島郡の丸隈山古墳の前方部と後圓部との中間に丸形圓筒を埋めたるをも見たることあり、京都郡御所山の前方部に圓筒の二段に埋めありしことを私に報告せし人あり、三潞郡權現塚の環渥の中提上に残れる圓筒



第三十一圖 筑紫郡那珂村東光寺出土圓筒
(昭和五年歲影)

は一尺位の距離をとつて樹てられたる圓筒の上頭を破損したるまゝなるを實見し得るは珍とすべし。

第三十一圖に示せるものは筑紫郡那珂村東光寺附近に埋めありたる圓筒にて福岡高等學

校に寄附されたるもの、撮影にて東光寺塚より四五十間を隔てたる桑圃に横たはりありたる由、上部の直經七寸三分、周圍廣き處二尺六寸三分、高一尺七寸、筒の穴二寸乃至二寸三分、帶ととの間三寸二分、是は完全なる圓筒の一種なり、元來圓筒は砂留の用をなすが、堤の上に間隔を置き樹てたる、區劃と裝飾とを兼ねたる後世神社の玉垣の濫觸をなしたるものと推定する人多し。

葺石 は砂礫若くは河邊の石塊を盛土の上に混じて澤山置かれたるものにて塚を堅牢なら
じむる一手段に出でしものなるか、但しは一種の信仰より出たるものか明かならず。

土偶 私の見たものは發掘當時のものなく、一旦他へ移動して再び土中より出現したものと多
く、完形のものなく衣服も明かならず參考の資料に乏しきものとす、殊に土偶土馬が圓筒と如何
なる關係に樹てられたるやも明
かならざるを遺憾とす。

岩戸山 八女郡岩戸山古墳の
東方土壘にて、大正十一年八月六
日同地の樋口某氏により發見せ
られたりと云ふ、顔面は墨にて眉
を描き目尻に朱を塗りたる痕跡
あり、頭部の横幅二寸二分、胴の長
九寸八分、左手五寸二分あり、左の
腋下一方に孔あり直經一寸臍を
現はせり、(第三十二圖)



八女郡長峰村岩戸山出土の
土壘土偶(昭和二年撮影)

第三十二圖

嘉穂郡幸袋町目尾の古墳附近の土中より發見、低き丘を開き畑となせる時なりしと云ふ、側に
縦七尺三寸、幅三尺七寸の玄室を有する古墳の残せる石槨あり、土偶は一旦元の位置より他へ放
置せられて再び掘出されたるものなるべし、手足顔面胴體等分離せしを土馬の顔面とを集めて

寫したるものとす、土偶は高一尺三寸、胴の廻り一尺七寸、顔面長三寸、横巾四寸、厚四分以下、土馬長五寸、縦三寸五分、鏡板を附せり、所藏者同地野見山氏、第三十三圖（口繪參照）

三瀨郡大善寺村權現塚環渥出土の土偶、帽子様の冠物を戴きたるもの、貴人と思はるゝもの、

頂上より首に至る五寸、帽の長三寸、顔面二寸

周圍一尺、外に女子と思はるゝ土偶の面、圖の

長三寸一分、厚六分、同地小學校保管（第七輯）

柏屋郡宇美町桑園出土土偶、長一尺九分

胴の廻一尺三寸三分、赤色頭部、髪なし、男子と

見え、乳部の突起なし、足部の脚以下、缺損、同地

小學校保管（第三十四圖）

八女郡下廣川村藤田地方の丘陵を山園に

開墾の際、既往發掘されたる古墳土器の推積

せる遺品の内より撰出されたる土偶なり、久

留米市上野茂平氏所有に屬す、土偶の首全部

の長四寸、此の外馬の鬣らしき破片、土偶の手

足らしきもの數ヶ、第三十五圖（口繪參照）

八女郡北山村矢部川沿岸の古墳出土の土偶

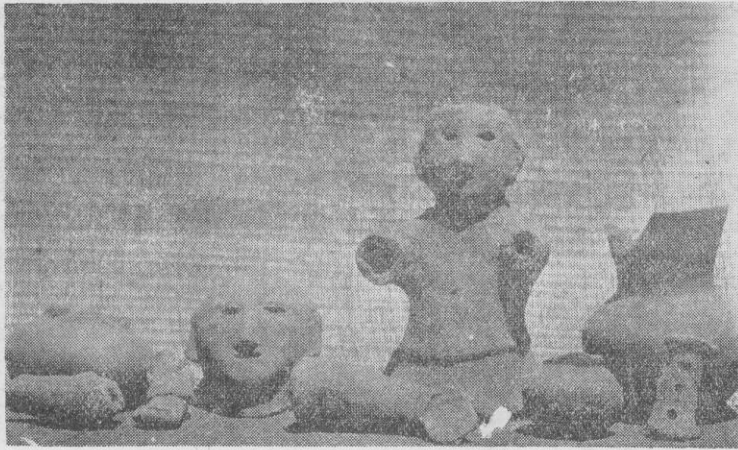
川の北に向つて屈曲せる所に水神社あり、社上の

丘に營まれたる古墳、大正十二三年の頃發掘されて畑地に改造されし際、石槨の美道中に祝部と

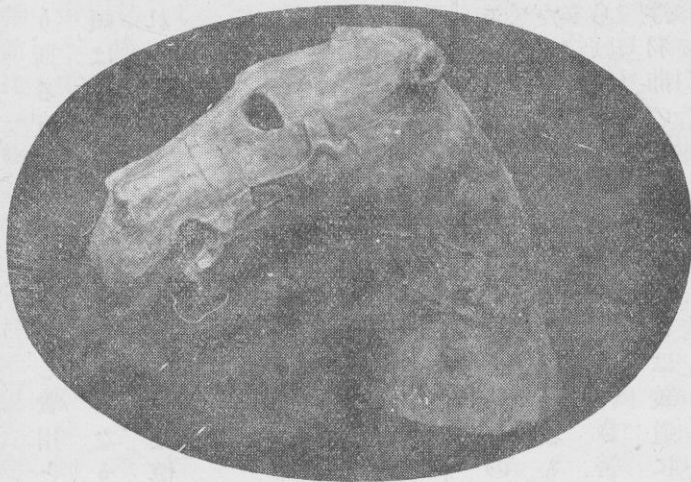


第三十四圖（昭和五年最影）柏屋郡宇美町出土の埴輪土偶（昭和最五年影）

共に納められしと傳ふるも、私の實見したるは當時とは二年經過したる後なれば案内者の言葉信じ難し、されど案内者は役場の書記にして間違ひなしと斷言せし程なれば、全く排斥すべきにもあらず記して疑を存す、被損品中には指を備へたる手足等あり、土偶の長八寸五分、一は頭の廻り九寸ありて小形のものなり。



（影撮年六和昭）偶土輪埴の土田村山北郡女八 圖六十三第



（影撮年二和昭）馬土の土田枕鬼町木甘郡倉朝 圖七十三第

土馬（第三十六圖）

圖は朝倉郡甘木町字菩提寺の丘山、鬼の枕と稱する前方後圓墳の崖下に營まれたる柑橘園整理の際埋没せるものを掘出したるものにて、優秀の技巧を備ふ、高九

寸七分、耳より口さき迄八寸五分、目下の處周圍一尺一寸一分、頸の部周圍一尺四寸一分、朝倉中學の藏品なり。（第三十七圖）

馬は古人に最も貴重され馬具の裝飾品は驚くべき華麗を極めたり、彼の筑紫郡春日村日拜塚より出でたる高杯の上椽に土馬の三匹附せられたる裝飾は報告書第五輯に出でたり、斯の如く埴輪以外にも副葬品として添附せらるゝを見ることあり。

以上にて高塚外部の記事は了れり、斯る巨墳の築造されし費用と人力とは實に測るべからざるものありて、往古薄葬の詔勅をも煩はすの恐多き時代ありしなり、古歌に朝日さす夕日輝くと咏ぜられたる巨墳の新に營構せられたる眺望は、想像しても尙ほ懐愴の感を生ぜざるを得ざるなり。

高塚の内部

玄室と羨道

(第四十二圖)(口繪參照)

玄室は棺を納むる室にして圓墳に在りては概して一室なるも、前方後圓墳に在りては二室多きは三室に及べり、是を二人若くは三人の棺を納めたる形跡なければ、唯當時の住宅の間敷を模したるものと私は思ひしことあり、されど若し玄室を主人公一人の墓とのみ考へずして、之を一家若くは一門の殯斂場にも使用したるものとせば、更に意義あるものとなる。彼の羨道が主人埋葬後絶対に出入し得ざりしものならば、羨道は堅く閉鎖さるべき筈なるに、存外出入に容易なるは如何なる理由によるべきや、彼の浮羽郡の塚花塚の如きは、羨道に木扉を附したる装置の跡さへ存するものあり、國史によれば直系尊卑族親等の間には、合葬を約束されたる人々あり、是等の諸點並に培塚の關係と併せ考案すれば、解決は頗る困難にして、一種の謎と化し去るの感あり。

玄室の正面突當りの處は主人公の棺の置場で、巨大なる石材の前に木棺に納められたる形跡

は木棺を緊締すべきカサガイ錠の存在せしことによりて知るを得べく、私は浮羽郡富永古墳より四五の錠を採集し得て縣に保存せり、棺の下敷には必ず礫石あり、是は多くの古墳に共通のものとする、京都郡御所山古墳には小石と白砂とを幾層も敷き、其間に朱が澤山に置かれてありしことを記憶せる老人あるが、此礫石に朱の今に附着して殘存せるものあり、小兒が此小石を拾ひて顔面に朱を塗り付け合ひをなして戲遊せしを見たることあり、朱を棺内に置く風習は古墳に共通のもので棺内を清淨神聖化すとの信念より出づると承る。

凡ての古墳に木棺の有無は不明なるも石屋形と稱して石棺の大形のもものが玄室の正面に安置せらるゝことあり、筑前の東光寺筑後の童男山(八女郡川崎村)豊前の綾塚等に存す、是は本棺を保護するため殊に置かれたりと思はる、又石槨内に石棺のなするものに丸隈山・月ノ丘・浦山古墳あり、石槨と石棺とを兼ねたるが如き構設のものは、石人山・日輪寺等に存するか、是等は石材に彫刻を施して浦山古墳と共に其枝倆を示せり。(浦山日輪寺は内部に直弧紋を彫刻し石人山は外部に之を刻し且獅吻を彫刻せり)第三十九圖は石人山石棺の正面なり、(第十二輯)

棺の周圍に石板(高二尺幅五六寸)を並へ建て棺を保護すると同時に棺と石板との間に礫石を詰込み板の外面には幾何形體や楯や矢筒狀を描き各種の色彩を施せしもの、筑後富永の古墳にありしが發掘の當時雨に曝され煙滅せしは惜みて餘りあり、斯る色彩の裝飾は浮羽郡地方の古墳に珍しからず、今富永古墳の石板は福岡博物館に一枚寄贈せられて現存せり、(第一輯)

主人公の豪奢の生活を伺ふに足る居室か寢室かは嘉穂郡の王塚なり、遠鞍嘉穂地方の百穴は稍硬き粘土の剝援なるが故に簡單なれども居室の模様や寢臺や枕などの設備も彫まれて當時

の實況を想見し得るの設備ありて、研究の資料に富めるも、外部の大觀に比し内部の棺槨は既に採取され湮滅に歸して見るを得ざるは石塚山・與原御所山・稻童以上豊前企救・京都郡御塚權現塚(以上は筑後三潞郡)等とす、是等は石槨と石棺とを兼ねて營構せる一條の石人山式のもの、若くば縦穴式の石槨内に棺を納めたる簡易なる形式のものたりしことは、其發掘されたる迹の比較的狭小なるを以て之を推想するを得る。(第十一輯 第九輯)

縦穴式の石槨とは丸隈山日輪寺朝倉の茶臼塚の如く、石槨に羨道の設なく、玄室を稍長くして其一端に木棺を上より吊り降り、之を奥室の正面に運び上部を石にて覆ふものなりと考察す、奥室の直上部は豫め石蓋を覆へること他の石槨に異ならず。

岩戸山の古墳は其石材の巨大なるものは大阪城築成のとき、舟にて航海途上風波のため海底に沈没すとの傳説あり、一部は石人と共に福島城に運はれたりと云ふ、前方部の石材も採取の迹を残せり、附近の石槨の奥室に卍形を彫刻したるもの存在す、福岡城下の橋の突角の石材にも拙き同字形を刻せるものあり、俗に船曳の刑部の強力を試みて刻みたりとの説をなすも、私は彼の石材は平尾山の古墳の石材なりと云へば、同古墳中に刻せられたりしものにあらずやと思へり。玄室の構造は大概正方形又は長方形(間には三味線の胴形に似て中央にふくらみを有するものあり)に巨石を疊み上げ、天井は各方面より窮隆形に積み上げ上頭に巨大の石蓋を施すを通則とせり、此石材は發掘後多く石神の文字を刻し神社又は通路の側に建てらる、玄室の正面には最大の巨石を用ひ(第四十圖)又は天井全部一枚石を用ひあるものあり、如何にして之を運搬し來りしかを怪む程のものあり、古人が斯る巨石を自由に動かし得たるは實に巨石文化の文字の使用

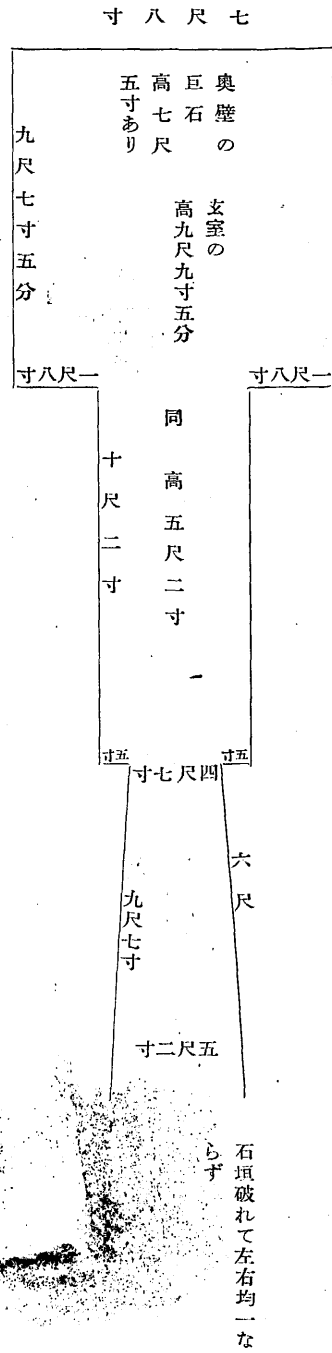
せらるゝ所以にして福岡附近にては寺塚の古墳、宮地岳の不動窟等其最大なるものに屬せり。丸隈山の古墳は之に反し割石を積で石槨となしたるものなるが斯る石片を窮隆形にして大なる石蓋を施せば其重壓により直に崩壊すべき筈なるに千古に通して動搖の形迹なきは誰人も怪む所なるが此古墳築造のあとを見てやゝ了解する所あるに至れり。元來此古墳は寛永中發掘せられたるが此の際蓋石の一部及左右兩槨の割石は一旦取除けられて積替へられ室内に觀音菩薩を祭られたるが近年白蟻の害にて祠堂崩れ倒れたれば内務省の許可を得て取拂ひ舊の如く割石を窮隆形に積上げんと計劃して割石を取除けたるに驚くべし。割石の崗壞を防ぐため原形の割石には押へ石の施しありて粘土を用て其石を堅牢にして押へ石の重壓に堪へ得る様に基礎工事の施しありて其押へ石の連續約四尺に達せしを見たり。撮影は其狀を寫したるものなり。普通の石蓋の重壓に堪へし所以も同様の構へありしと考へらる。第四十一圖(口繪參照)

割石を混用せし石槨は朝倉の茶臼塚浮羽の丘等にて其類極めて少し墳墓の位置は低濕の地を忌むを以て一般に高燥の地朝夕日の輝く眺望よき場所に營まるゝを例とせり。されば平地よりは寧ろ高からざる丘陵を多しとす。彼の日の丘月の丘の筑後川に近き地にあると觀音塚の高山の頂上近く築成されたるは異數のものとす。觀音塚は朝倉郡砥上山の頂に近き(海拔百五十米)嶮峻他と交通の便なき地域に、斯くも巨大なる石材を蒐集し得たるは誰しも驚異とする所其難工事なりしこと察すべし。(報告書第七輯)

有名なる子持高杯

伊勢徴古館藏の子持高杯は早良郡金武村羽根戸大原塚の出土品也。石槨式横穴の圓墳今に存在

す左の如し。



丘陵の一面を利用せり、高十一尺七寸あり、東向にて稍北に偏せり。

本墳を距る七十一尺を隔て、同構の古墳方向を同ふして兩々相並へり。

附近に名代地藏尊堂あり、叶ヶ嶽の地藏尊高所に在るを以て參詣に困難なる人は本地藏に拜して引返すを以て此名あり、其側薬師十二神の木像あり、續風土記拾遺には瓦徑三枚此堂にあり、地中より堀出せる者也とあり。

綾塚に關する記録

豊前京都郡黒田村綾塚の石屋形につき豊前古史に、石棺横一丈一尺五寸、幅三尺、堅四尺餘、石は御所ヶ谷なる垣石に同じ荒目石也、又豊前軍紀略に源基經鎮西守護となり、天慶五年九州を巡視し、女體權現に參籠し云々とあるによれば、天慶以前既に此古墳は發堀されたるものならんか。

美道の天井石の崩壞を防ぐための支柱へ、延寶八庚申年三月吉祥日黒田村住村上彌惣右衛門

惣氏子中と刻せり、斯る記録は考古學上極めて興味ありて有益なり。

宮地嶽古墳不動窟につきて

近年同地石槨の側に堆積しありし土砂採取の際、金銀を鏤めたる壺鐙外數十種の貴重品の發見されて世の視聽を驚かしたるが、往時の古記録によれば、不動窟と題して福岡縣地理全誌に、宮地嶽の東南の麓大塚と云ふ所にあり、窟中に入ること十一間、高七尺、横六尺、左右共に大石八個を壁とせり、天井も大石九個を以て覆へり、奥左右に相對して方なる穴あり、高一尺五寸、横六尺、入二尺、此穴今は埋めぬり、窟の大なること國中第一なり、其内の程は當郡手光村那珂郡寺塚の窟に同じ、此の窟寛保元年辛酉大雨の後山岸崩して初て窟中を開けり、其後延享四年丁卯窟の奥の西面に石を建て不動と號す、口は東の方に向ふ塚の上に松多く生せり。

右の記事によれば今より百八十餘年前豪雨のため石槨の一部は崗壞し、土砂に埋りたるまゝ、寶物移動して今日に及びしものならんか、此等寶物中には當然神社にあるべき器仗あるに徴し、在京某考古學者は此石槨は熱田神宮の寶藏と同じく、同宮の寶物藏として築かれたるにあらざるやと説かれたり、然し本記録によれば奥の左右に相對して刻まれたる穴より觀察すれば本棺を左右に納めたる墳墓なるべく、此の所の天井も稍高く構へられたり、所より考ふれば正しく變形的の玄室ならんと私は推定せり、兎に角斯る構設の墳墓は本縣には唯一のもので全く類例のなき所より考ふれば、此墳墓は同社の寶藏室を併せ兼ねたるものと稱して可ならんか、而して不動尊の祭祀は窟の開けたる後墳墓の主人公のため供養として、正面に不動明王右側に二童子左側に佛體を陰刻して安置前面に扉を設けたるものなるべし、斯る供養は筑後地方の古墳にも其例

あり、又宗像郡勝浦の古墳に佛像の線刻せられたるも此頃の事なるべしと私は推測せり。

石槨を構成せる巨石は最大なるもの長さ十三尺、幅七尺、(高き)石質は蠻岩の如く而して研磨せられたるものらしく、斯る大石を排列して長さ十七尺餘に至り高さも廣さも擴大せる所則ち玄室とも稱すべく左右に棺を安置せる剝抜の室ありしが今は埋没して僅に其痕跡を存するに過ぎず、斯て再び室は狭小となり不動尊祭祀の部に至る、是れ私の類例なき墳と稱する所以なり、副葬品等と併せて本墳の詳細記事は椽大の筆を要すと思はるれば他日詳細なる報告あるべきに付私はこゝに筆を擱く事とせり。

縣内に在る裝飾古墳

裝飾として繪畫彫刻のあるもの。

玄室美道の壁面石蓋等に、各種の色彩を施せる物象や幾何影體と其圖案紋様を描けるもの或は當時武人の武徳を表現せりと思はるゝ武器と馬及馬具等又は鳥獸樹葉等の彫刻あるものを發見することあり、何れも筑後地方のものに多く、筑前豊前にも稀に之を發見せしことあり、筑後浮葉方面には殊に多く往々發掘されて民家の礎石に代用せられしものを見しことあり、是等裝飾の狀況は、大概報告書に掲載しあれば重復の恐あり、因て私の見たるものゝ一斑を表示するにとゞめたり、但し古墳の裝飾繪畫は専門家の尙詳細取調を要するものあるべしと思考せり。

八女郡下廣川村一條石人山古墳

石棺に彫刻、圓體石人、報告書第十二輯にも出づ

八女郡長峰村吉田岩戸山古墳

石人石馬、石盾其他多數、幾部は他へ移動

三池郡二川村上楠田石塚山古墳

石人の武裝

浮羽郡御幸村朝田古墳

同 楠名古墳

同 塚花古墳

同 千年村若宮神社内の日の岡月の岡古墳

同上

同 福富村富永古墳

八女郡長峰村吉田乗場古墳

三井郡草野町吉木下馬場古墳

同 第一號前畑五〇四

同 第二號藥師下六〇一

同 第三號藥師下六二〇

八女郡長峰村宅間田丸山塚

浮羽郡竹野村狐塚

三井郡上津荒木村浦山(二軒茶屋)古墳

久留米市京町日輪寺古墳

朱を以て矢筒及鞆等を描く

僅かに幾何形體二三を描けるを見る

顔料を用ひ各種の圖案紋様を描く

月の岡石槨は湮滅せるも幾何形體を描ける破片存在

武徳を現はせるもの外種々の彩色畫棺の周圍に石板

建立湮滅せり

幾何形體圖案各種顔料にて彩色

同上其他末詳文字に類せる彩色畫

幾何形體報告書第六輯にも出

幾何形體

旗を持てる騎士の繪と云ふ説あり

圖案蕨形

幾何形體

彫刻せる石棺の内部に幾何形體を彫刻し朱を施せる

裝飾

幾何形體の紋様其他の裝飾彫刻朱を施す蓋石にも彫

刻の痕あり

以上の分報告書一輯にあり。

朝倉郡福田村小田茶臼塚

玄室の石蓋に對角線其他不明の陰線を刻あり

朝倉郡三輪村砥上山觀音塚

物象人物等の繪畫と思はるゝも明かならず

報告書七輯に出

鞍手郡古月村古月百穴第二號

朱の直線を交又せるもの、報告書三輯

百穴内の壁畫と思はるゝもの數種あり明確ならざるを以て省略せり、但し石の彫刻と百穴内の壁畫とは相似の點あるが如し、又百穴内には寢臺及枕を彫刻せるもの數ヶ所あり、報告書九輯三輯。

嘉穂郡桂川村王塚

寢室と思はるゝ裝飾を備ふる上に、各種の幾何形體圖

案繪畫多し、報告書十一輯

筑上郡吉富村古墳

木葉と虫との陰線彫刻明瞭他は不明、追て報告説明あるべし

以上は私の一見し得たるもの、尙遺漏あるは免れざるべし。

副 葬 品

古墳時代は靈魂不滅の信仰愈々盛なりしと見へ、屍體は不燒不朽の石室又は甕棺内に藏めたり、唯甕棺は土器なるが故に大概破損し骨骼と共に分解せるも、棺の完全に保存せらるゝものは骨骼を見ることあり、高塚及百穴の内部へ廣濶にして餘地多ければ副葬品も頗る多く、須惠燒の日用品をも祭器祭具と併せ納めたりと思はれる骨骼と藏品中の有機物は殆ど分解して之を見

るべからず、石棺甕棺は容器の關係上玉鏡劍の外稀に銅鏃、石鏃、具劍等を見ることがあり、而して劍は棺の上蓋に安置せるもの往々あり、又棺の合せ目を密閉し朱塊を泥土に混じり施し管玉を其外部合せ口に置きたることあるが如し、石棺甕棺は副葬品なきを通例とすれも有るときは頗る貴重品なるを例とす、高塚に在りての副葬品は屍體を藏めし玄室の正面に置かるゝ骨骸は分解し全く見るを得ず、唯玉は劍と太刀多し、鏡とが主として其側近に安置しあり、甲冑、直刀、槍袋穗、鐵鏃、鐵斧類は石槨に沿ふて並置せられ、須惠焼各種等は美道に近き部分に置かれたるものが多しと聞けり、又往々三種寶器を帯びて盛装のまゝ葬られるものがありしが如し、美道は大祭等の日に開くことありしやは明かならざるも、百穴の閉鎖しある石下に祭器と思はるゝ祝部の多く埋めあること、高塚の盛土中に祭器の埋めある事等より考ふれば、大祭と雖も玄室は開かれざりしよ、う思はれたり、されど合葬の約ありし場合の如き全然出入し得ざるものと思はれず、又富貴者の墳墓に守戸のありしことは言を待たざる所なり。

私は初め古墳の内部を調査するの希望を有したるも、學術の研究上指導者たるの實力なきものが此等の行爲は寧ろ死者に對する罪惡と自覺し發掘したることなし、唯此等副葬品は隨て出れば隨て散逸し、骨董品と化して徒に商人の手に轉移するを慨き、長官に乞ひて出處の正しき考古物は之を縣に蒐集し、學術の參考品となさんことを計劃し、又寫眞保存に專念したり、本撮影の如きは其一部なり。

鏡と玉と劍

古墳に通して收納しあるもの、其種類の如何に關せず此三種は通して收藏しあるにより、古來



第四十三圖 五鈴鏡 浮羽郡御幸村出土拓本中田氏惠贈

我國人の寶物たりしことを知り得べし、就中古墳中の古きもの程鏡を有せるも、後世之を得ることを難かりし故か、頗る其數を減し、面穴内にては、殆ど之を見ること能はざりし程なり、仿製鏡と稱し、日本製模造品をも古鏡中より得るに至りしも、其數多きに至らざりしが如し、丸隈山出土の鏡三面、中二面は同一のものにて、仿製鏡に屬し、二面は今東京に在り、二面は周船寺村にて保管せり、石塚山出土の鏡一面は刈田村に保管、實見し得たるは喜ばし、鏡の周邊に鈴を鑄付けある五鈴鏡は、浮羽郡朝田古墳附近の古墳中より出土したる由なるが、偽物の

多き内本品の如きは慥に貴重品なりと京都帝大古教師の證言なり、(直徑三寸四十三圖)兜鳳鏡は嘉穗郡稻築の出土品にて頗る古鏡に屬せるを以て、私は特に其拾得者を召喚せしめ本人を伴ひて出土地に案内せしめたるが、簡單なる石棺なりしには驚きたり、案内者は此石棺中には唯一の鏡を得たるに過ぎざる旨を確言せり、(第四十五圖鏡の直徑四寸の内外環の一部存在す)

玉は其種類頗る多く髪にも手にも足にも飾られたる事を想像するに足る理由がある、然し勾玉が貴品で玉中の王坐を占め其瑯玕製のものには價の最も貴きものと聞けり、丸玉、白玉、小玉、平玉、棗玉等翡翠、水晶、瑪瑙、琥珀、色稍子、埋木等より製せられしもの、種類の多きだけ又澤山古墳中より出土せり、面穴内よりは粗品の勾玉も數少くなりて水晶の切子玉の尙大なるものゝ多かりしは注目するに足れり、子持大勾玉を見ることあり、實用品とは思はれず神納品なるべし。

劍は環頭式の柄頭を有するものに龍と鳳との貴き兩種を見る、何れも金色燦然として四邊を射るの概あり、貴人の帶せしものなるべく、普通の高塚にも之を見ること頗る稀なり、劍としては關を兩方に有するものを云へるが是又頗る稀なり。

刀は其かず多く一塚内に十數口の藏められしもの少からず、其長大なるもの全長三尺七寸目、釘の孔三つに及ぶものあり、福富古墳出土のもの刃部だけにて三尺五分、其幅の廣き所一寸四分、日拜塚のものも之に等しかりし、出土の際は完全なりしも後中央より折損せり。

古墳出土刀は鐔なきを常とす、革其他にて代用せしものならん、面穴内よりは透し彫卵形の鐔を出せるも其數刀身と一致せず、鞘は王塚に於て其刀子に僅かに存在せしを見たり、稀に刀子の周邊に鹿角の鞘らしきものを見しことあり、又刀身に絹糸の腐蝕せる痕跡を見ることあり、遠賀

郡岡垣村野間古墳出土の刀柄に銀糸の銅板に象眼しありたるを見しことなり。

武 具

石斧は私は争鬪用にも使用したりと思へり、鐵器時代の初期に至り鐵斧に穂袋を附して其使用を容易ならしめたりと思へり、高塚の副葬品中には鐵斧の納められしことありしが、後期には全く見ることなかりしは槍の發達によれるものにあらざりしか、槍は穂袋を附し木柄を挿して使用されたりと思はる。

弓矢は石鏃に代りて戰鬪第一線に使用されたること現時の銃砲に等しかるべし、古墳殊に築後地方には幾百の鐵鏃推をなして塊状となり出土せるを見る、是等は完全なる矢を揃べて結束し墳内に藏めし遺物なるべし、弓は腐敗せりと見へ一ヶをも見しことなし。

山門郡廣瀬の古墳内に弭と思はれしものを見たることあり、手を觸るれば直に粉壞せしにより確むるを得ざりし、鐵鏃の外に骨鏃を稀に見ることあり、鐵鏃中稀に逆刺を備ふるものあり、又幅廣さあり狭さあり、遺物より之を見れば矢は相當に堅牢長大なりしが如し、矢部弓削など部落の存在は往時此種武器製造の盛なりしことを想像するに足れり、書紀の記す所、三韓の役に於ける名手達人の武勇之を證して餘あり。

鐵器の創作後砥石の貴重されし事は論なく、各地至る所の古墳より使用されたるまゝの砥石の出土せること珍しからず、月の岡古墳發掘の際は砥石を銀板にて其上端の周圍を包み懸垂さるゝ装置の出土せし繪畫を見たることあり、砥石の貴重されたること知るべきなり、(第四十五圖)(口繪參照)

武 装 具

(第四十六圖)(口繪參照)
(第四十四圖)(口繪參照)

豪華なる古墳に甲冑の藏められたるもの往々あり、月の岡出土の冑は貴人用のものと思はれ、今に金色燦然たり、茶臼塚出土の冑は衝角を附したるにより珍し、甲は短角と稱し、鐵板を環にして、鉞にて留めたり、同様のもの嘉穂郡漆生の古墳よりも出でたり、近年王塚より出土の冑は掛甲と稱し、鐵の小札を綴りて作りたる鎧なり、惜らくは小札が損傷して全形を見る能はず、同じ漆生の面穴よりは後世冑の正面に挿入する鍬形の原形なりと稱する鍬を出土せり。(第四十五圖)(口繪參照)

馬具

階級意識の盛なりし時代は馬を華麗に裝飾して貴人の威嚴を保持するに汲々たりと思はれたり、胸繫^{ムナガヒ}尻繫^{シラガヒ}面繫^{オモ}に懸垂せし杏葉雲珠等は鍍金を施し、金銅の鏡板金覆輪の鞍などにて人目を眩惑させ、稜鈴環鈴(定説なきも)などにて馬の步調を整へ清新の氣を鼓吹したる事を想へば、所謂白馬金鞍神人の天降りかと疑はしめたり、應神御陵の土馬に關する記録など後世神馬の淵源を生ぜしものなるべし、山門郡廣瀬の古墳内には馬具を安置する別室の石槨を見しことあり、滑り留^{ワヅメ}を附しある輪鐙^{ワヅメ}鐵鎖を用ひし鐙釣の如きは其製造に堅牢と工夫を費したるあと歴然たり、輪鐙は糸島の櫻井、早良の梅林、筑紫の日拜塚、鐙釣は浮羽の富永よりも出土せしを見しことあり、彼の宮地岳の不動窟より出土と思はれたる壺鐙は美術上國寶に價すと聞けり、壺鐙は奈良時代に行はれたりと聞しが、私の在勤中古墳より出土せしことなし、其精巧優麗古墳時代のものとは思はれざる藝術品なり。(第四十五圖、第四十七圖)(口繪參照)

窠

跡

(第四十八圖)(口繪參照)

高塚及百穴に納藏しある須惠焼の皿杯高杯盤盃瓶提瓶甕の類何れも多少あらざるはなし、大低轆轤を用ひて形態を整へ又頗る優秀なる作品を見ることあり、是等は祭具又は當時人々の日用品と解釋せらる、應は櫻井村出土品中に底部を火に温めたる形跡を認めたるが、須惠焼に文字の彫刻しあるものは報告書第十輯に出でたり。

須惠焼の窯跡は筑紫郡春日村牛頸ウシノコの城山と稱する所に高上氏所有の窯跡を私は調査せり、此窯跡は平地より六七十尺許の高丘上に設けられ今は其火燃場は破壊されて見るを得ざるも、火燃場に沿ふて其上層は斜面上に粘土を剝抜き、約十五度の角度、高一尺六寸、横幅四尺許、夫より漸次擴大幅六尺八寸、長サ一丈の空洞となり、此の間に燒物を積む、奥底は三ヶに分れて、各々直徑九寸許の圓突となり、此圓筒は火焰を室外に漏出するものにして、圓筒は直上約六尺の長サにて上層の地盤に到達せり。

此装置によれば空洞内に土器を置き、火燃場に點火し、下底より風を吹上げしめて火勢を盛ならしめたるものならん、同郡國分瓦窯跡も略同様装置に屬す、但瓦窯は内部に煉瓦を敷ける跡あり、牛頸は耐火粘土を塗布せるが如し。

人類が火を使用するの道を知りたるは、則ち文化の基を開きたる根源にして、他の動物に靈長となり得たる所以なり、繩紋土器の製造所は不明なるも、彌生式土器の製造所は今日其存在の跡を見ず、或學者の説によれば、此器は強き火力を要せざれば、或る程度迄空氣の流通を防ぎ得ば、窪みたる地内にて、製作し得たるやも知るべからずと云へり、須惠焼は朝鮮より其製造法を傳へ、裏面に同心圓其他の紋様を描き出したる板にて押へ、外部より叩きて之を堅くし、斯くて窯内に

納めて強き火氣を興へ外氣に觸れざる様にして堅牢に焼上げたれば、初は朝鮮土器の名を附して之を稱したり、私の知人某教諭は牛頭にて須惠燒の完全なるものを澤山出土せる由を報じたるが、私は此の火燃場にて多量の破片を得たり。

純金の耳飾 (第四十九圖) (口繪參照)

出土地は糸島郡怡土村大字大門字辻、俗に陣内と稱する地にして、土地東は高祖山を挟みて早良郡金武村、北は高來寺村を経て周船寺村、西は三雲井田の部落より雷山村、南は高祖山の麓にて、高所より之を見れば以前は丘陵を開墾して畑となしたるものならん。

宅地踏査の節は既に發掘を了へ畑地と變じたれば、狀況は詳ならざるも發掘者の談によれば、古墳の外形は圓墳にして約四坪程の廣さありて、石槨は花崗岩、蓋石は平面の火成岩に人工を加へ數ヶ所を覆ひたりしと、蓋し以前に外部は崩落せしもの、如く、内部に腐朽したる殘片散亂、其北隅に鐵製の釜の如きものあり之を取除かんとしたるに忽ち形狀崩れ碎けたり、下部に古鏡一面、附近に金環銀環各一ヶ及瑠璃玉三ヶを採集しつゝありし折柄、黄金製の裝飾品と思はるゝもの二個を發見するや古鏡は之を破毀し、銀環は之を爪折り、古刀の殘片は地下に深く之を埋めたりと云ふ唯見る畑の土中に素焼又は硬質の土器の破片散亂せるを見るのみ。

口碑傳説によれば高祖山吉備眞備怡土城の遺跡又は原田種直の城址と傳ふ、又北方高來寺村には染井山圓覺院靈鷲寺あり、往古神功皇后の鎧を井土に投じて赤く染め玉ひしにより地を染井と稱し染井神社あり、社内に老松鎧掛松ある由傳はるも今は松は枯朽跡なし、石槨の一部露出せる古墳存せり(報告書抄)。

純金ハート形耳飾横一寸五分横七分五厘同鎖長五分以上重量一匁二分五厘銀環十一ヶに分る中空に付貫て環となし耳環となし金鎖にてハート形の板を垂れ左右の耳を飾りしものなるらん、本品と異なる耳飾日拜塚より出土したるものあり、朝鮮地方より多く出土するを以て同地製造のものとの聞けり第五輯に出づ、又古墳内に往々指環より稍大なる金線を出土せしを聞きたることあり是も耳飾か釧の類なるべし。

釧 其他

耳に耳飾あるが如く腕に釧と稱する腕環あり、金製の釧あるべき筈なるも私は未だ之を實見せず、朝倉郡福田村より南洋産の貝を以て製したる釧を多數飾りたるまゝ甕棺内に發見したる外、銅製の釧は大正二年柏屋郡大川村大字大隈にて經二寸四分幅二分のもの、素焼の土器破片と共に石棺の朱を塗布したるものゝ中に發見されたる記録あり。

附

一、古墳の副葬品中其技術の優秀なる人目を驚かすに足るものあり、多少は外國より傳來品あるべきも、地方には一種の文化圏をなしたると認むべき處あり、是等は其地方豪族の保護により文物の發展せし結果なるべきも、其文化は所謂秘密主義を執り一子相傳など、唱へたる結果其豪族の衰亡と共に消滅したるものなるべし、被の遺品たる鍍金術の如き、或るものは今日尙其方法の明かならざるものさへありと聞けり、獨り出雲玉造りは佛法興隆にもよるべけれど、瓔珞の如き裝飾の流行を來し、今日に至る迄其技術の繼續せられたるは喜ぶべきが、實は其技が一般的となり社會的となりしたためなるべし、私の甘木に在りしとき同地の里老は、古墳發掘

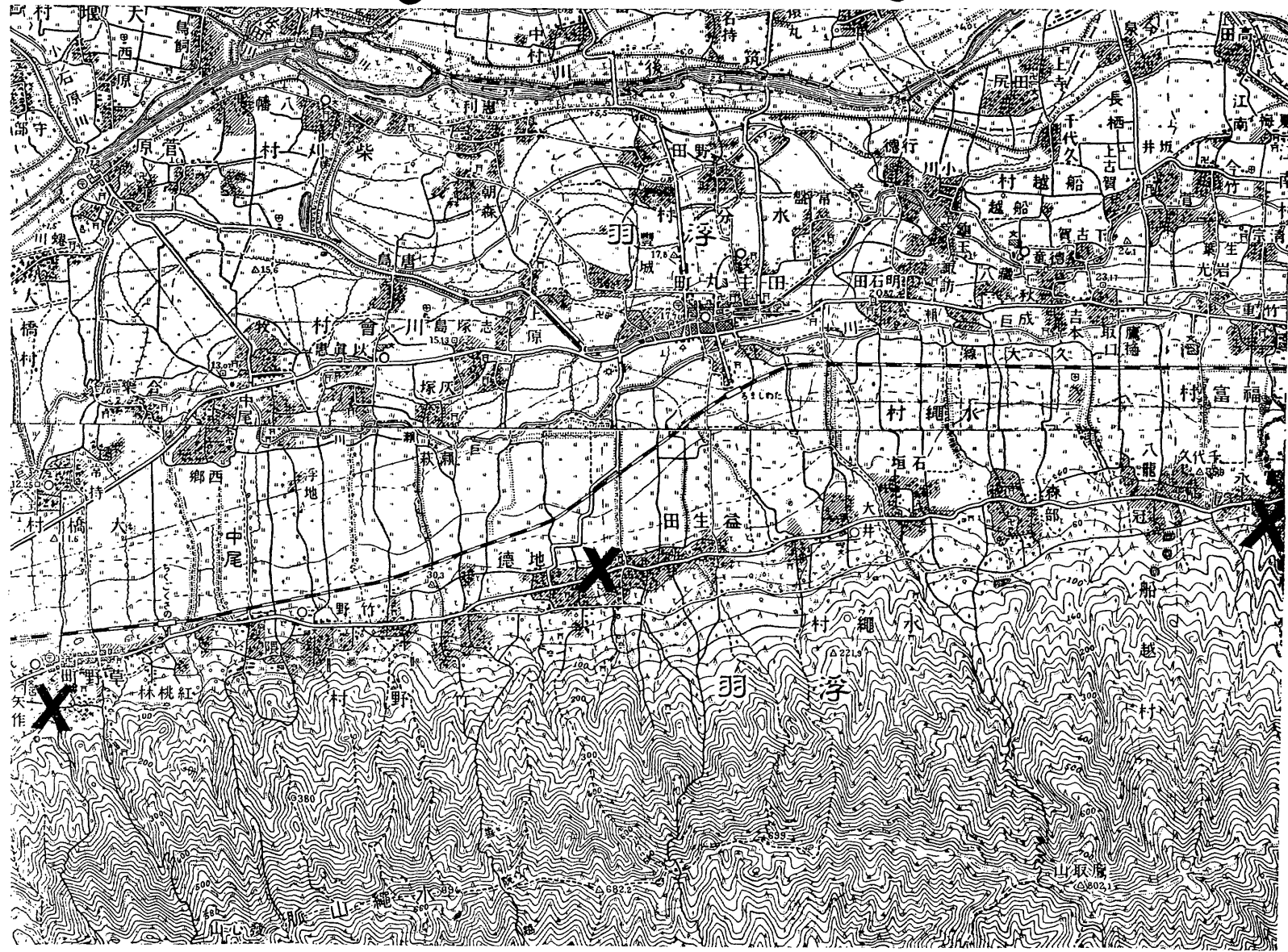
の際瓔珞の盛に出土せしことを談話せしが、近年日拜塚の發掘せられしとき玉類の頗る多量なりしは是又瓔珞の副葬品ありし故なりしと思はれたり。

篇尾につきて

日本書紀仲哀天皇八年春正月筑紫に幸す、時に崗の縣主祖熊鰐天皇の車駕至るを聞いて、豫め百枝の賢木を拔取り以て九尋船之舳に立て、上つ枝には白銅の鏡を掛け、中つ枝には十握の劍を掛け、下枝には八尺瓊を掛け、周芳の沙磨の浦に參迎す、云々同時に又筑紫の伊觀縣主の祖五迹手天皇の行を聞き、五百枝賢木を拔取て船の舳に立て、上枝には八尺瓊を掛け、中枝には白銅鏡を掛け、下枝には十握劍を掛け、穴門の引島に參り迎て奏して言ふ云々とあり、栗田寛氏古風土記逸文考證に曰く、伊觀縣主の祖崗縣主の祖が、賢木に鏡、瓊を掛けて天皇を奉迎せしは、古事記天石窟の段の儀式をまねびたるものにて、總て赤心を顯し誠款の至を白す表物として、當時諸臣の天皇の行幸を迎へ奉るの禮儀にて有けること著しと云へり。

私の古墳調査に當り初て驚きしは、當時の葬法に副葬品として鏡玉、劍の納藏しあることにて思へば國民の皇室を中心として其歸趣を同ふせしこと既に二三千年以前にあり、肇國の宏遠なること其由來眞に感激に堪へざる所なり。

水繩山麓の裝飾古墳



水繩山麓の裝飾古墳 (×印遺蹟)

圖版第一 原古墳全景



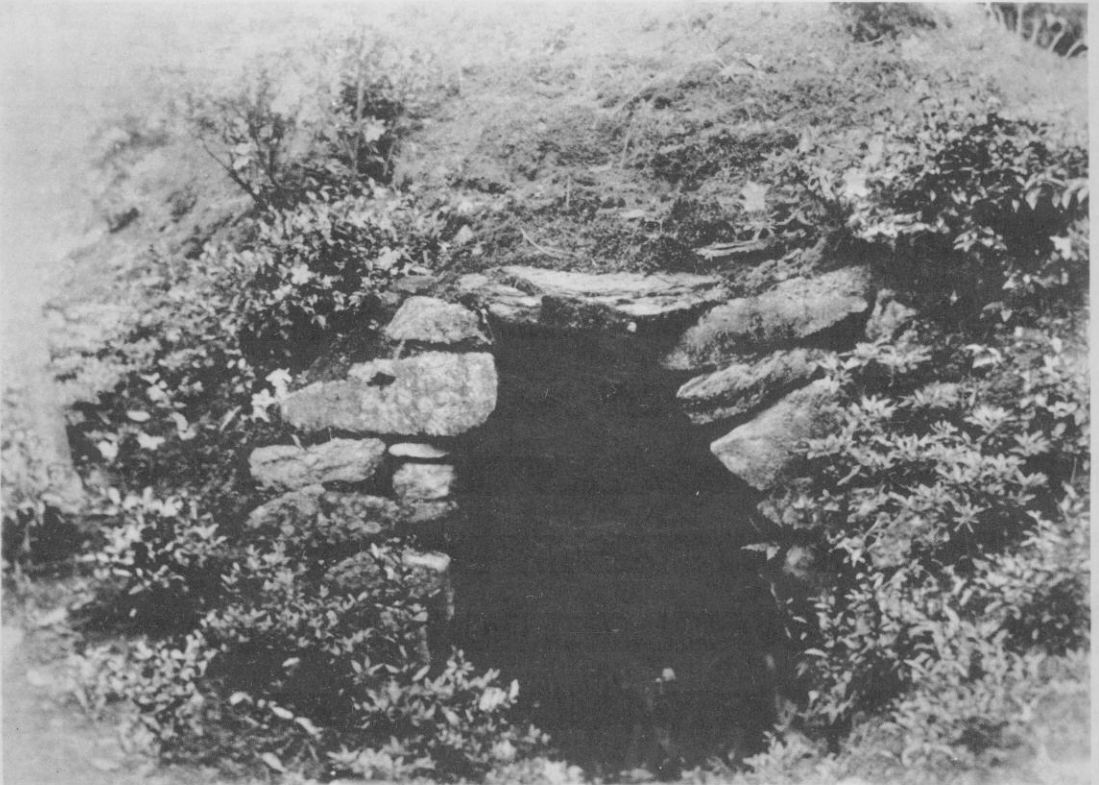
圖版第二

原古墳玄室奥壁の紋様を
描ける巨石



圖版第三

原古墳美門

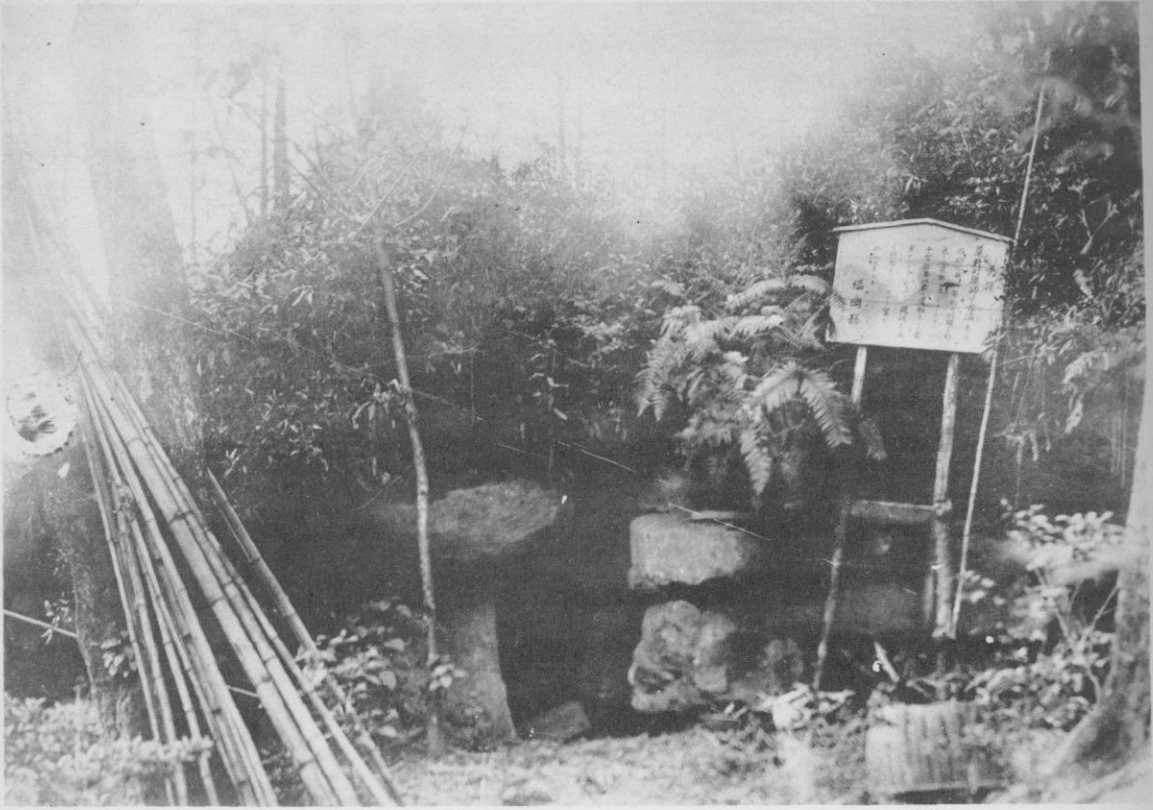


圖版第四 寺德古墳美門
(樹根ハ黃楸ノ根ナリ)



圖版第五 寺德古墳
(北側畑ヨリ南面シテ寫ス)

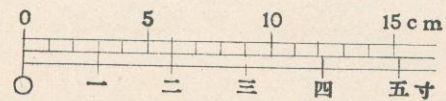
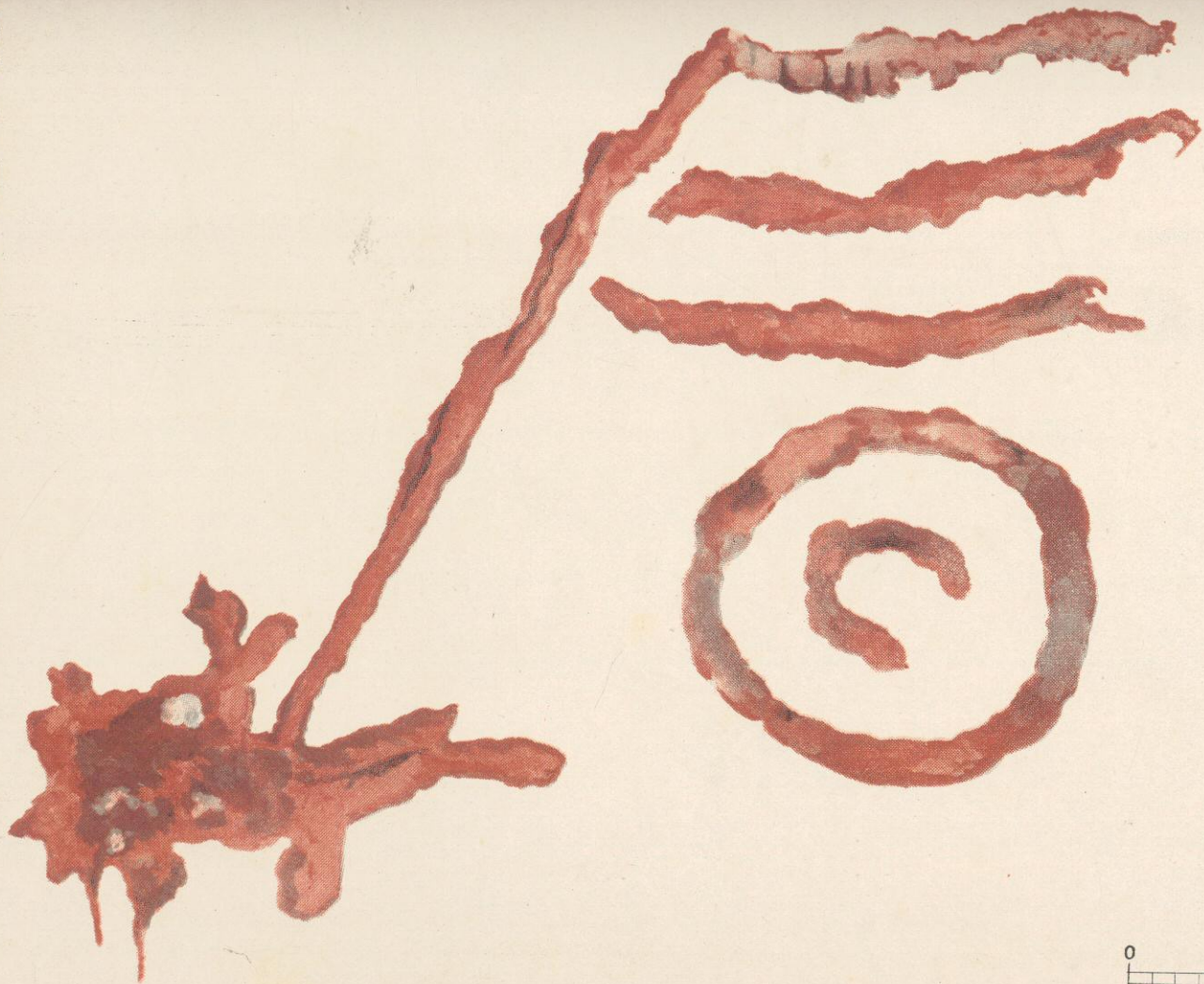




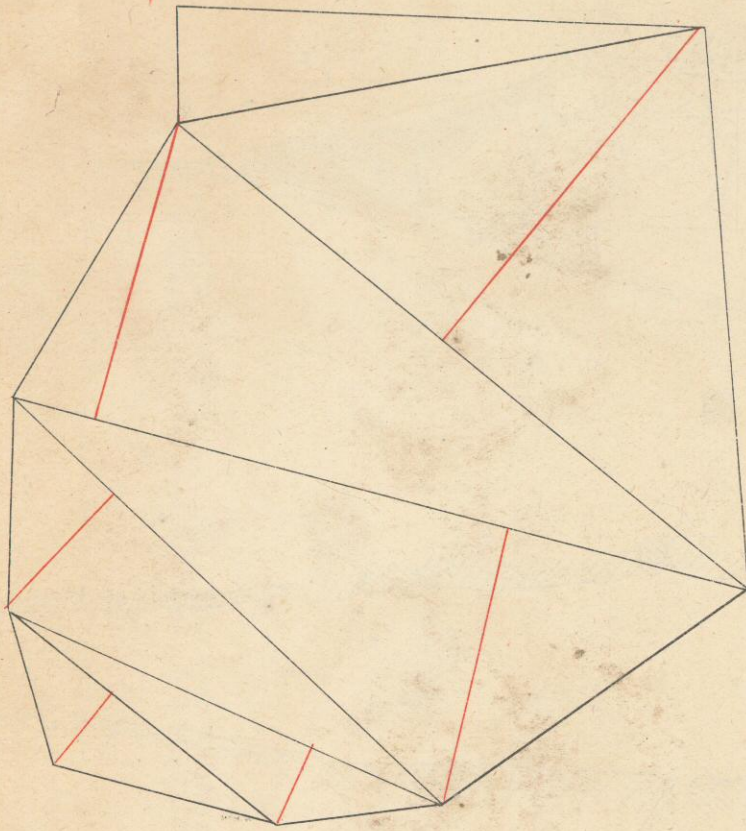
藥師山下第二號全景



圖版第八 藥師古墳第二號壁畫



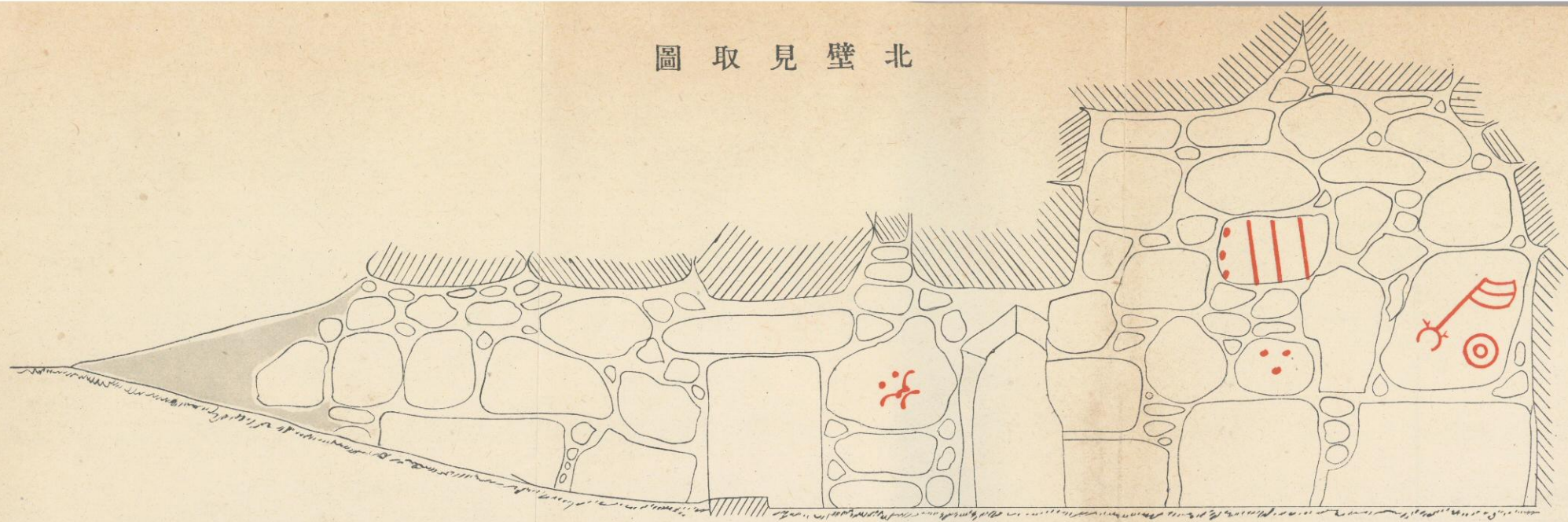
草野町藥師下南古墳第二號三叉圖



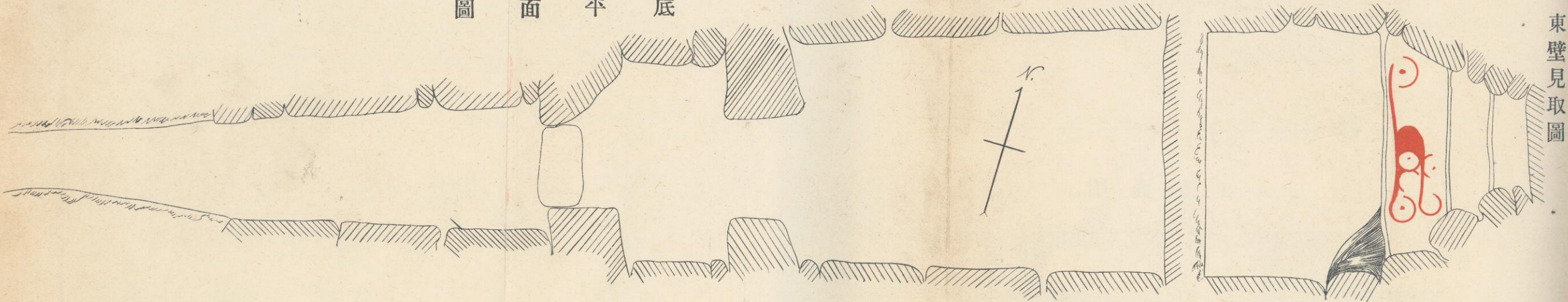
1
200

草野町大字草野字藥師下六二〇ノ二地主上野廣吉
三畝十六步一八

北壁見取圖

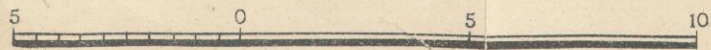
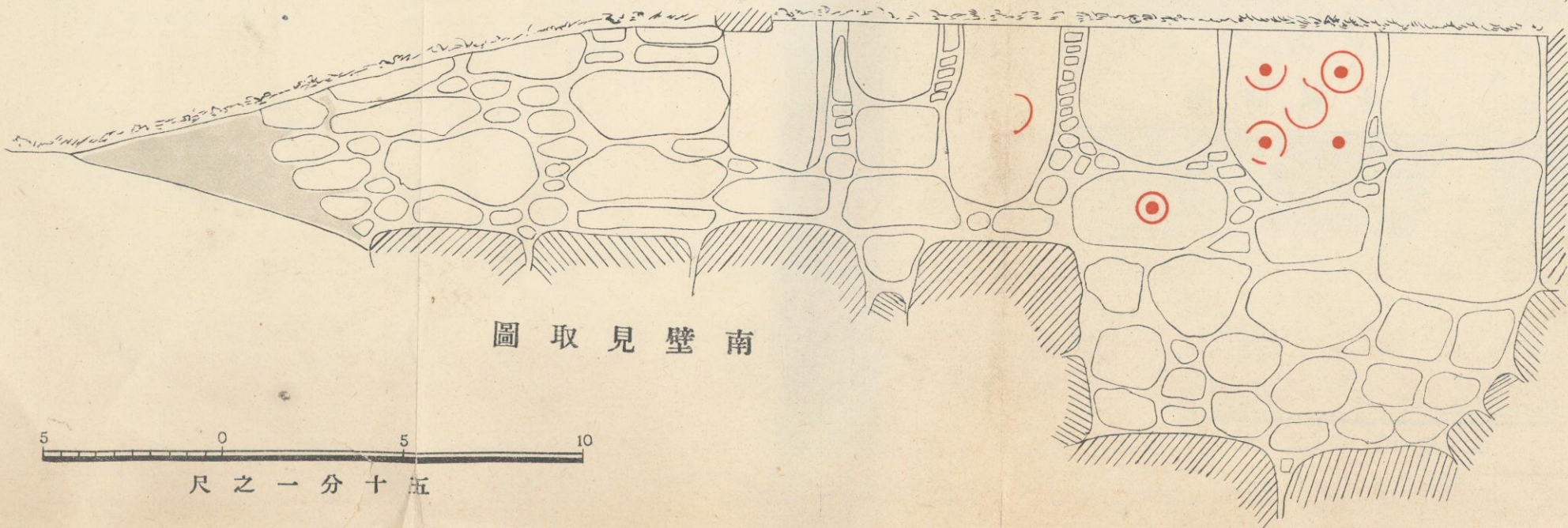


底平面圖



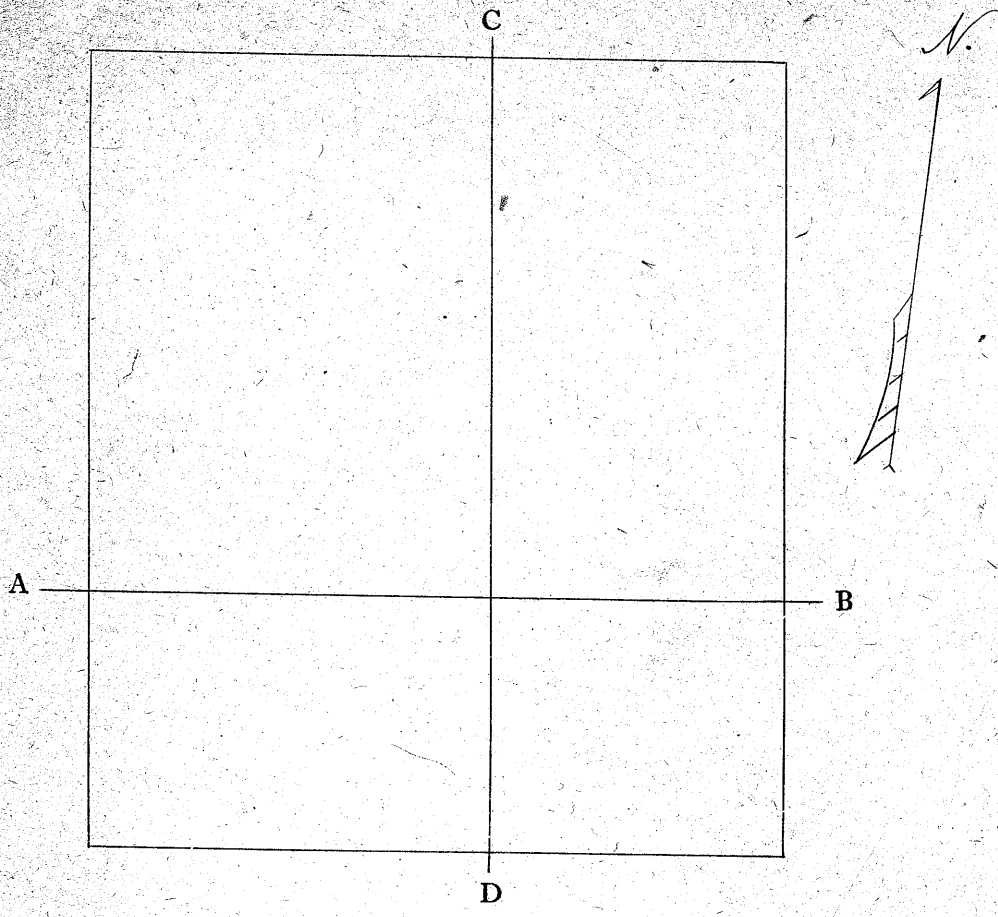
東壁見取圖

南壁見取圖

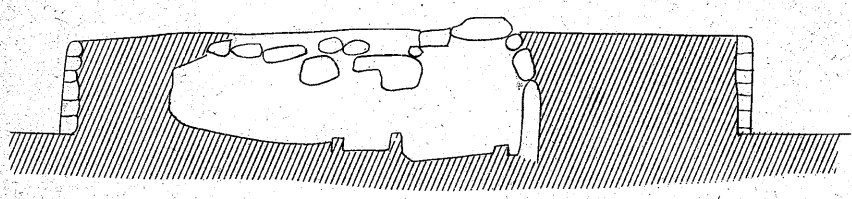


五十分之一尺

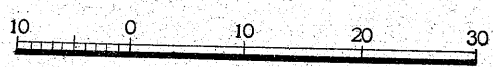
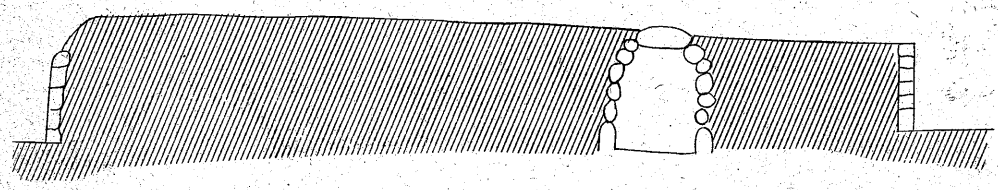
圖面平



圖面斷 B A



圖面斷 D C



尺之一分百二

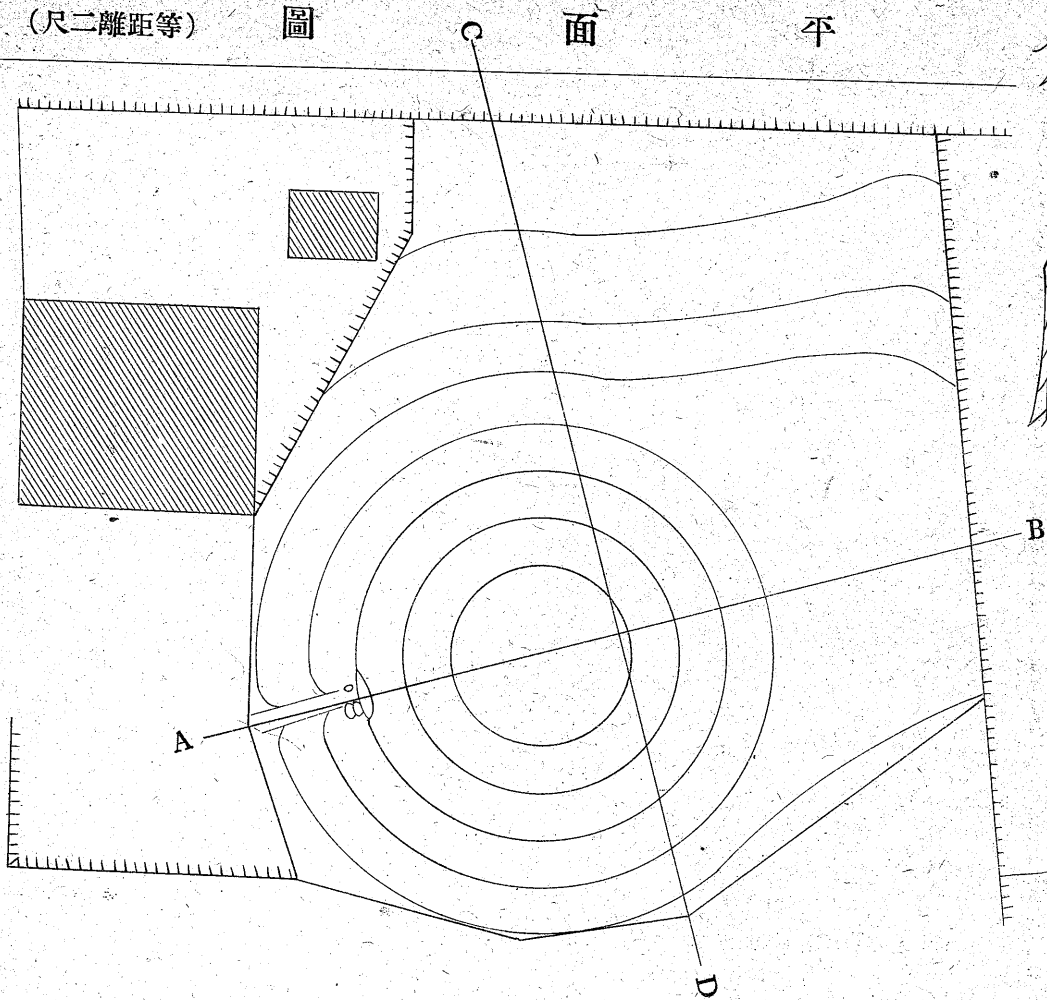
號二第墳古下師藥

(尺二離距等)

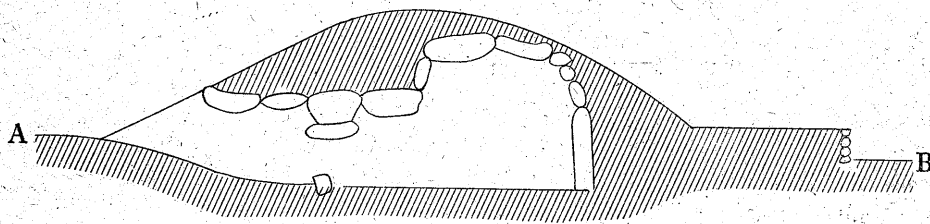
圖

面

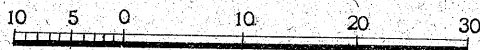
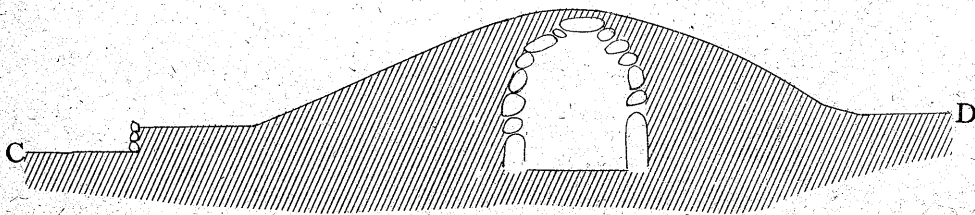
平



圖面斷 B A



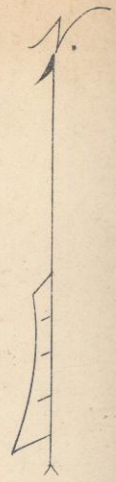
圖面斷 D C



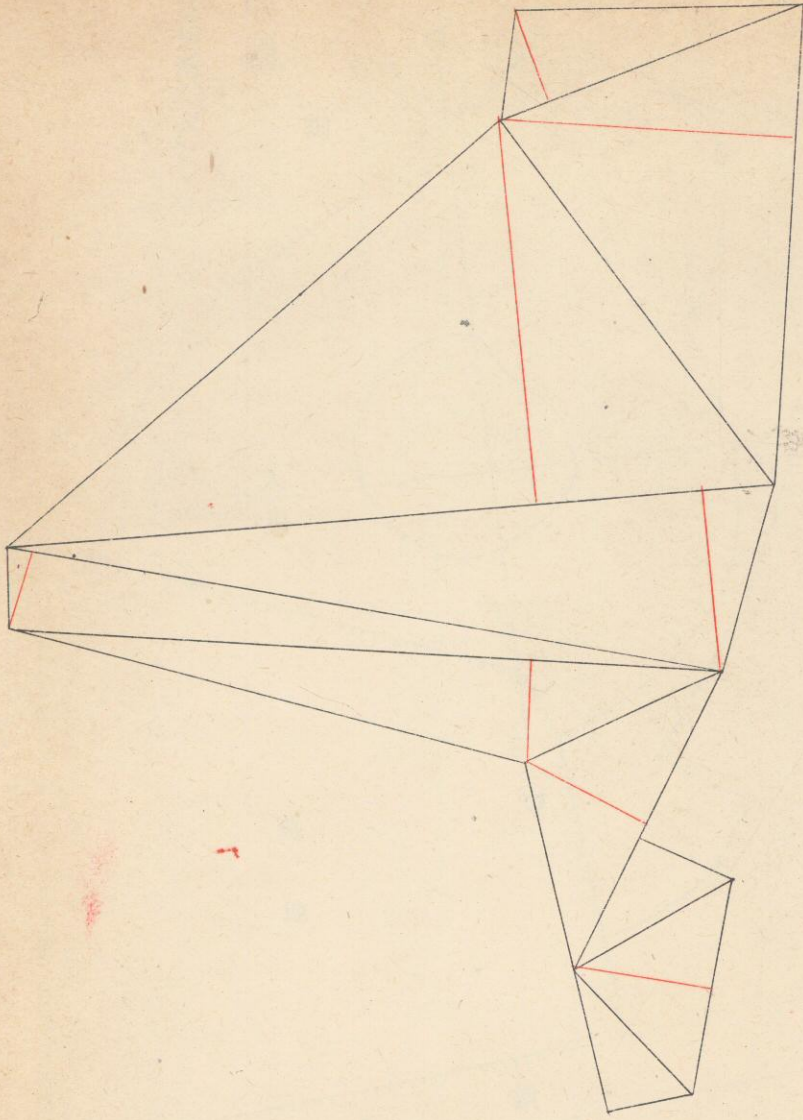
尺之一分百二

寺德古墳三又圖

貳畝貳拾九步七四 浮羽郡水繩村大字益生田字寺德一、三〇三ノ二地主池尻喜八

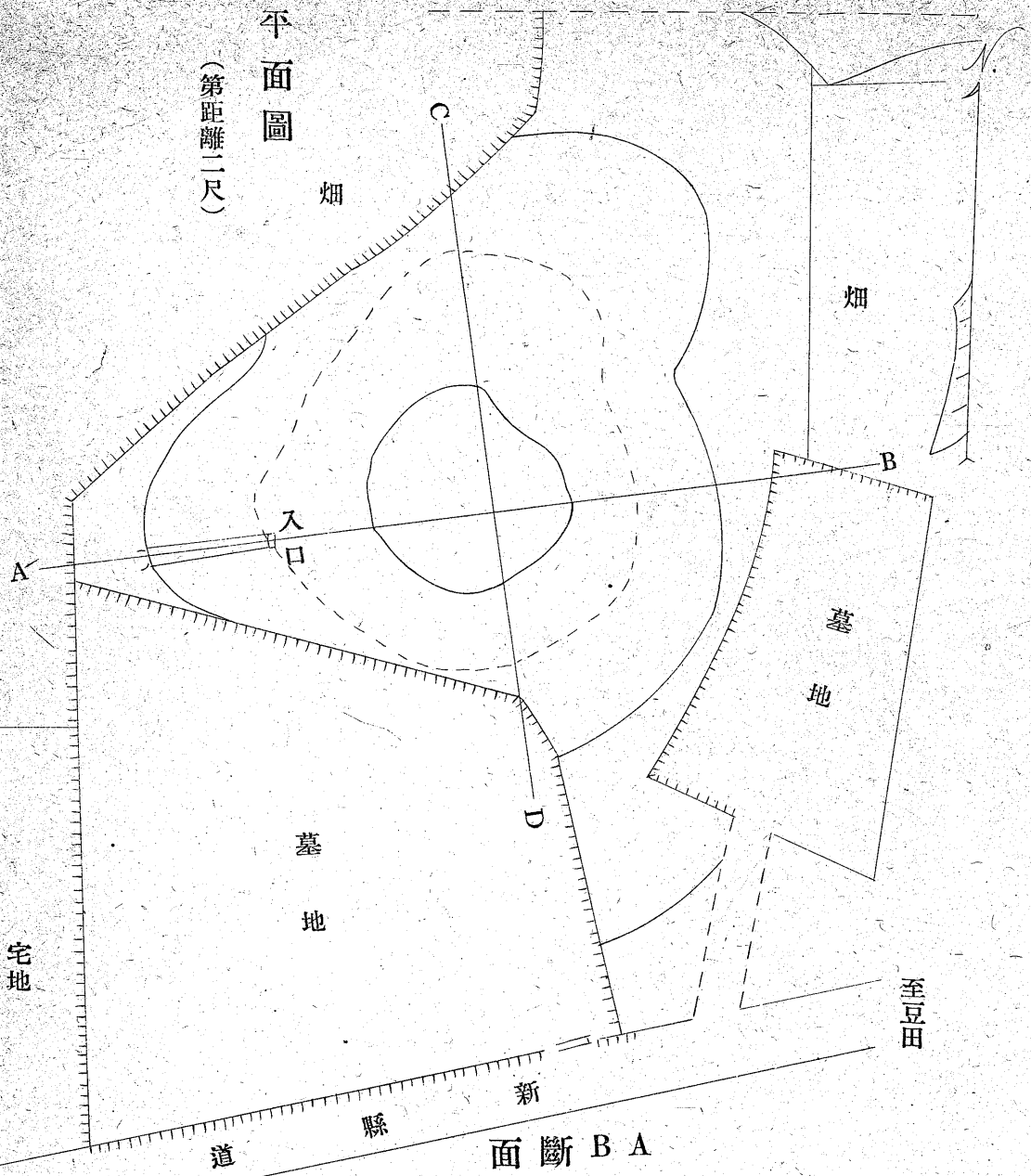


1
200

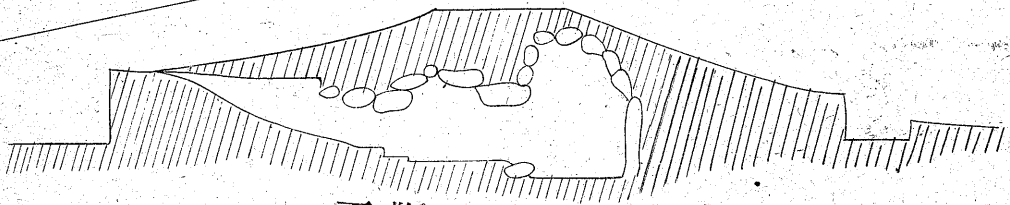


平面圖

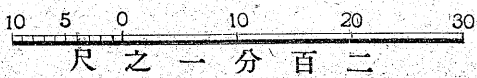
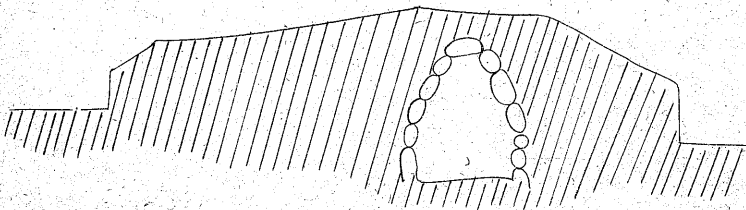
(第距離二尺)



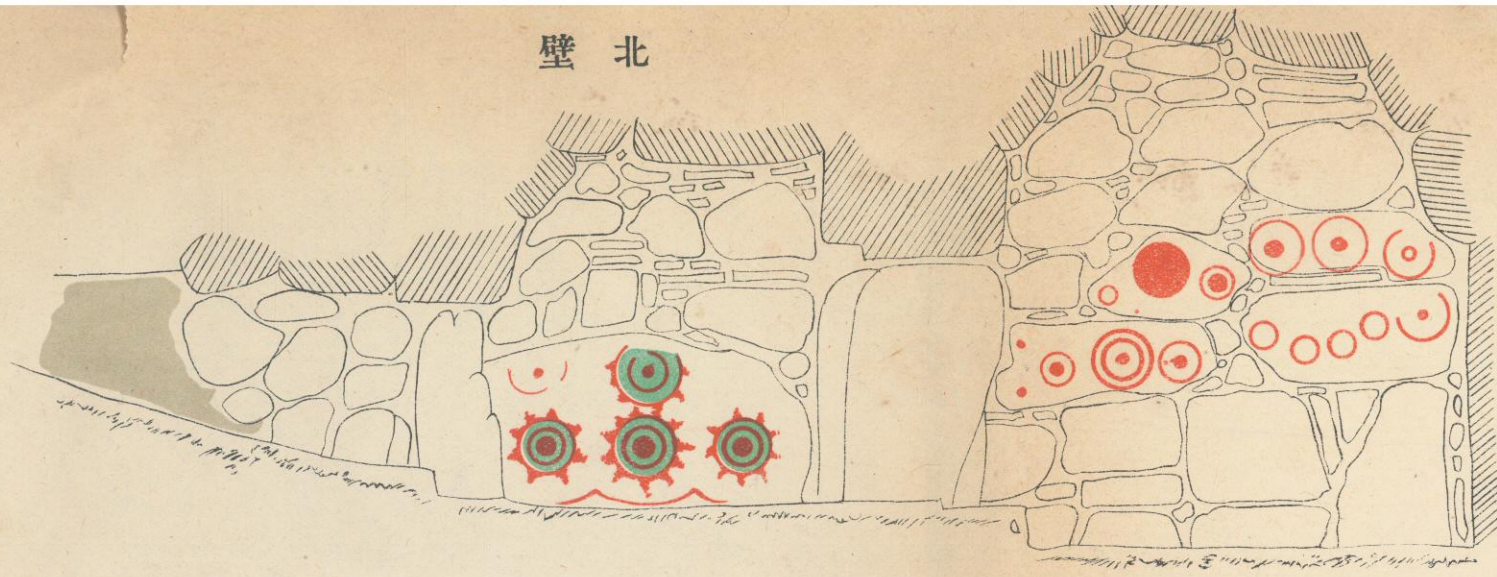
面斷 B A



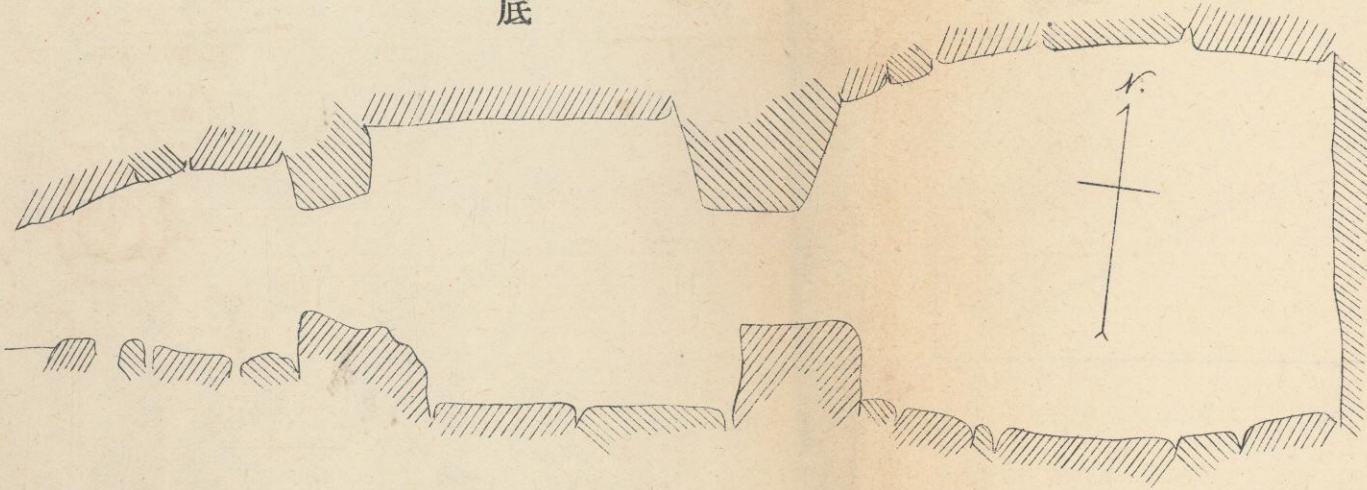
面斷 D C



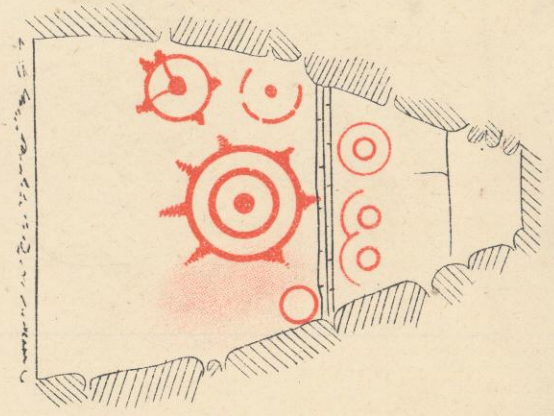
壁北



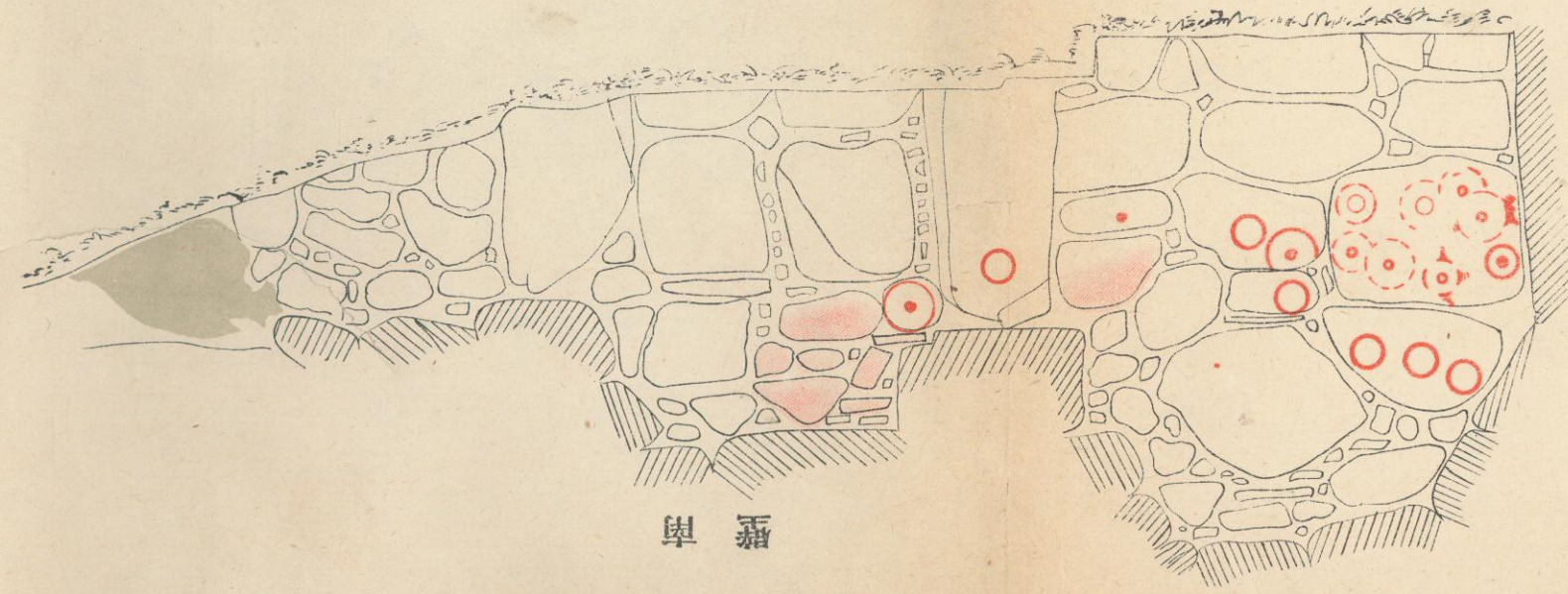
底



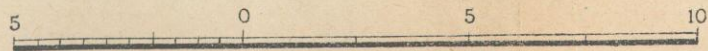
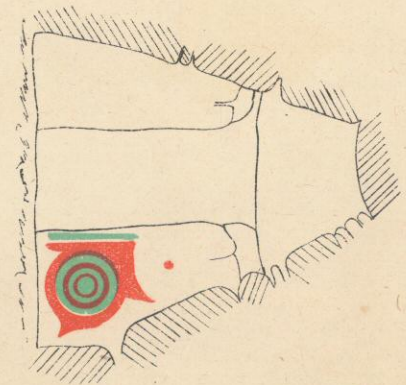
東壁



西壁

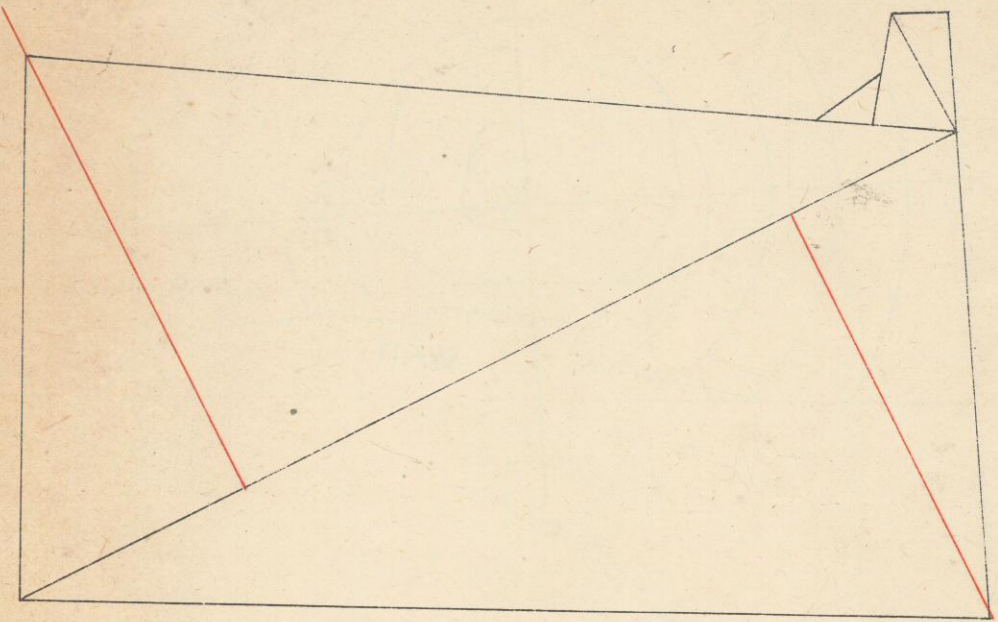
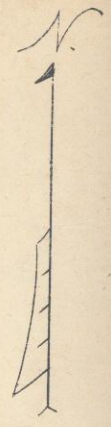


西門室



尺之一分十五

草野町藥師下古墳第一號三叉圖



1
200

草野町大字草野字藥師下六百十三ノ一山林地主野口龜太郎
三畝十五步五五

(尺二離距等)

圖 面 平

草野町藥師下古墳第一號

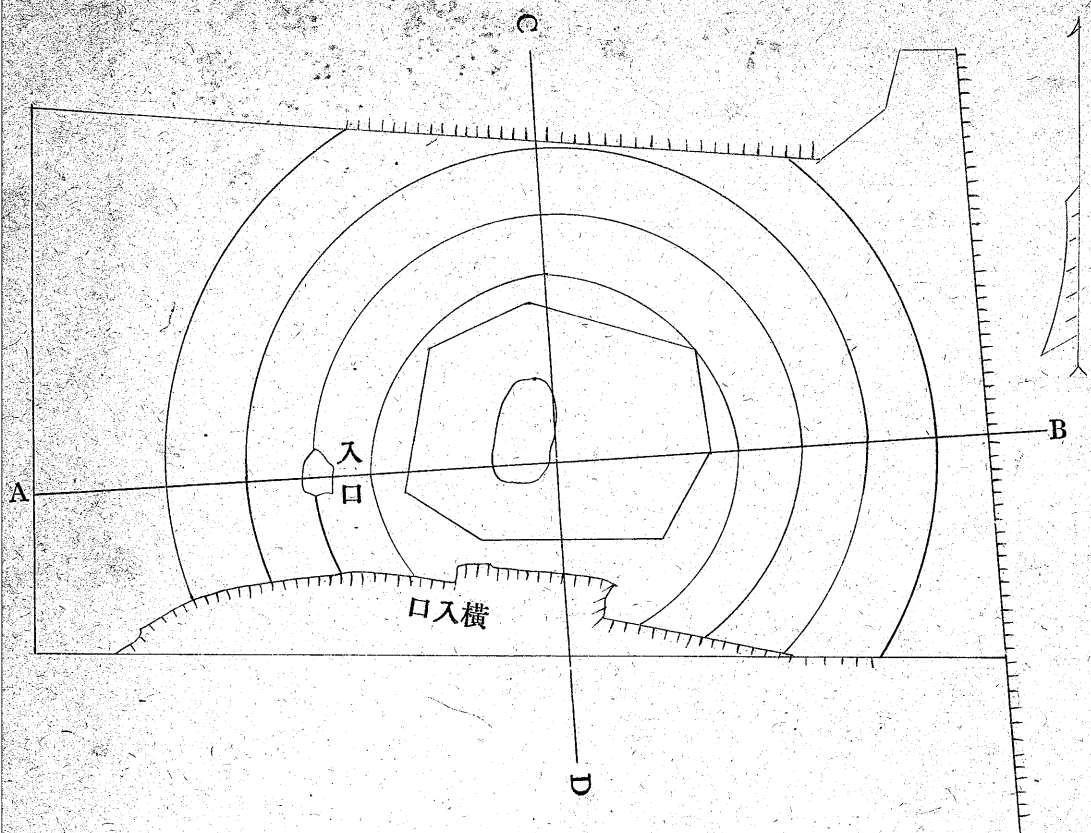


圖 面 斷 B A

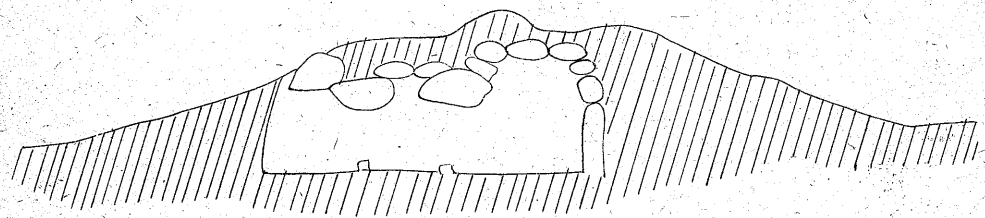
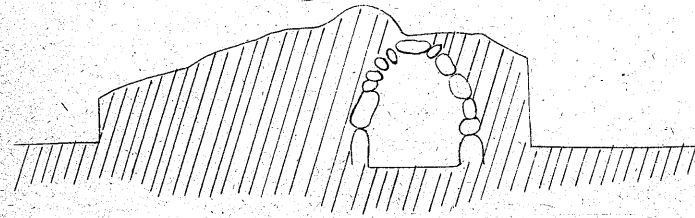
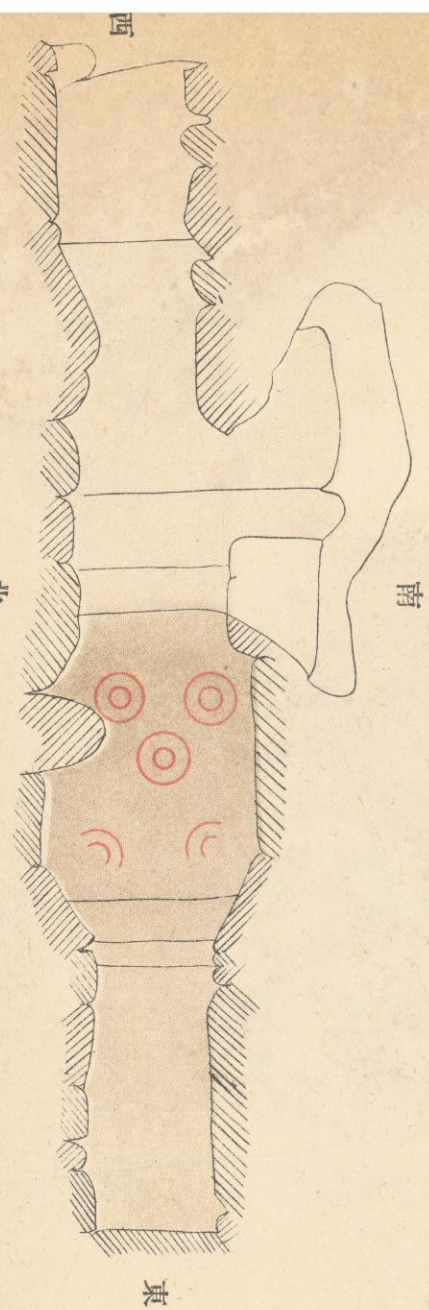


圖 面 斷 D C



尺 之 一 分 百 二

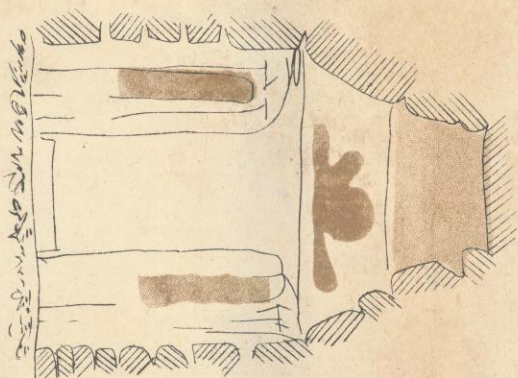
圖取見石上天



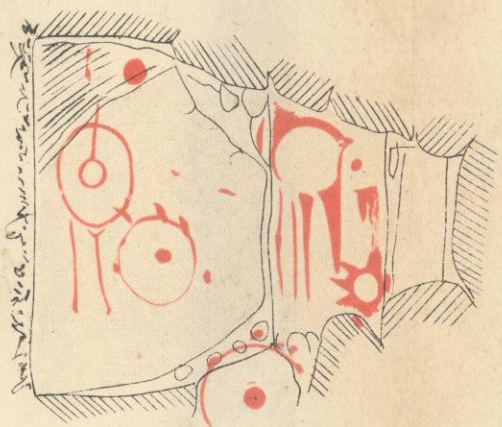
口入橫方南



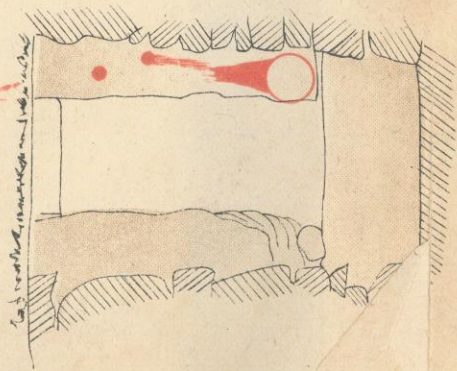
面東門室玄



壁東



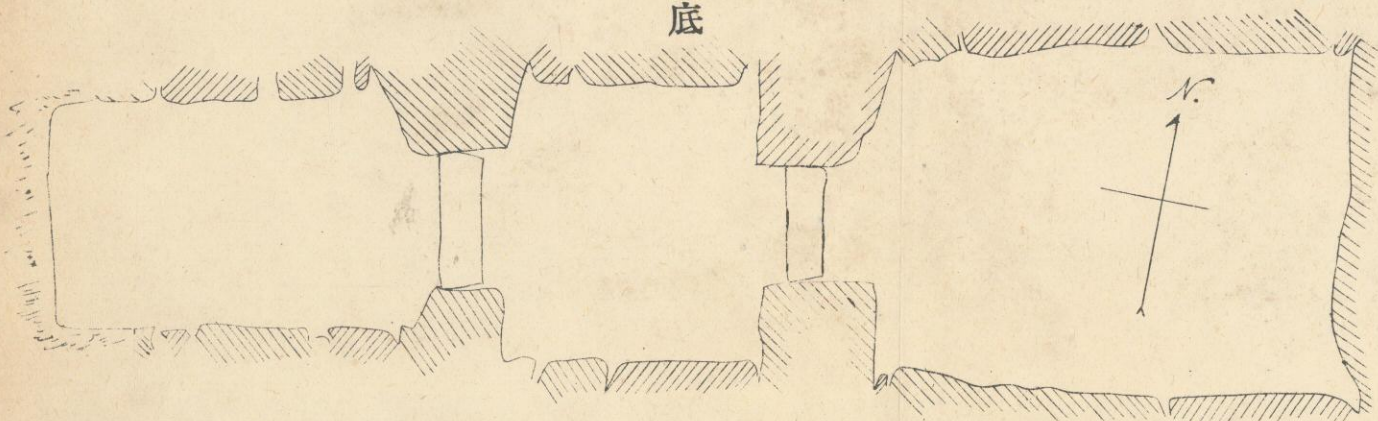
面西門室玄



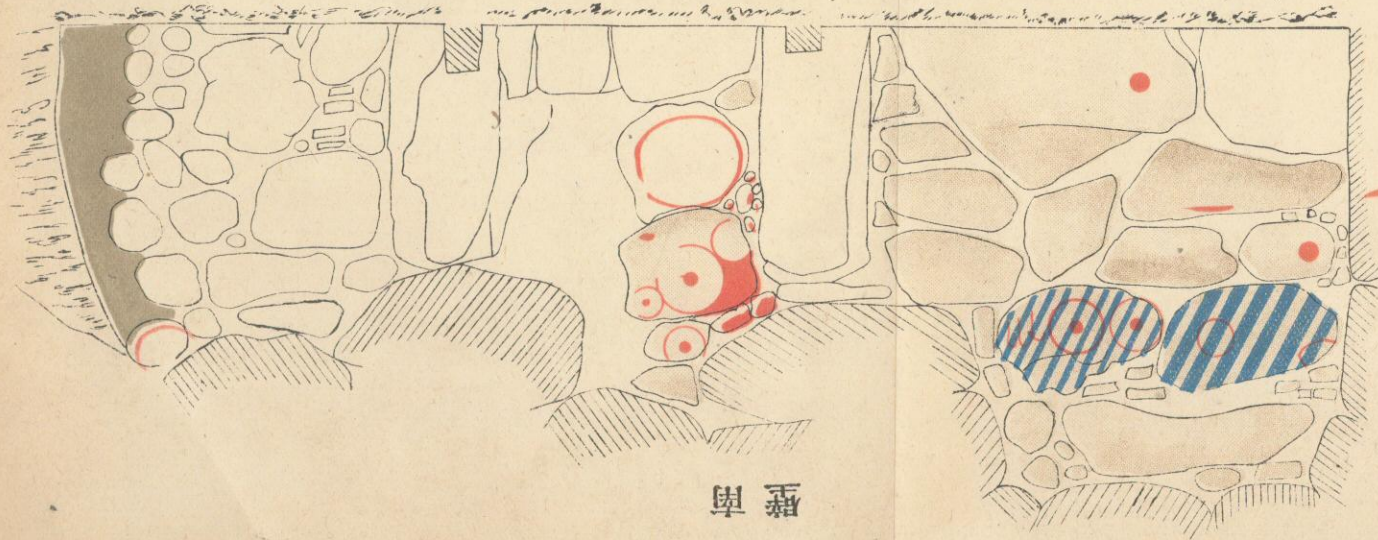
壁北



底

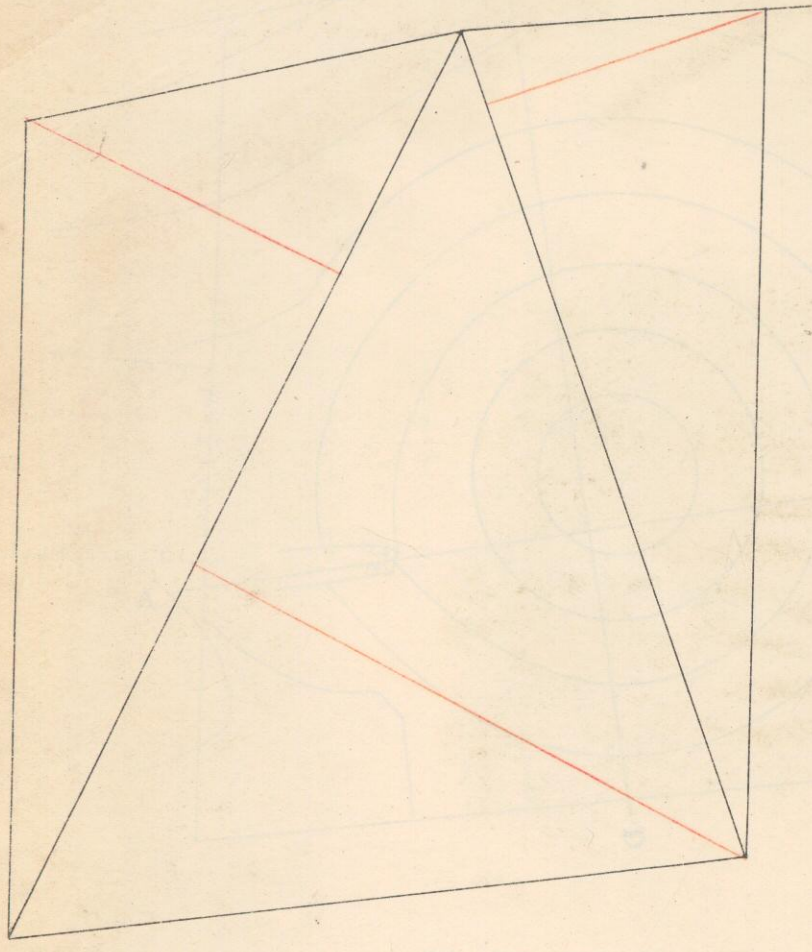


壁南



尺之一分十五

屋形原古墳三叉圖



1
200

浮羽郡福富村大字富永字原

四畝拾壹步貳壹

地主藤田俊太

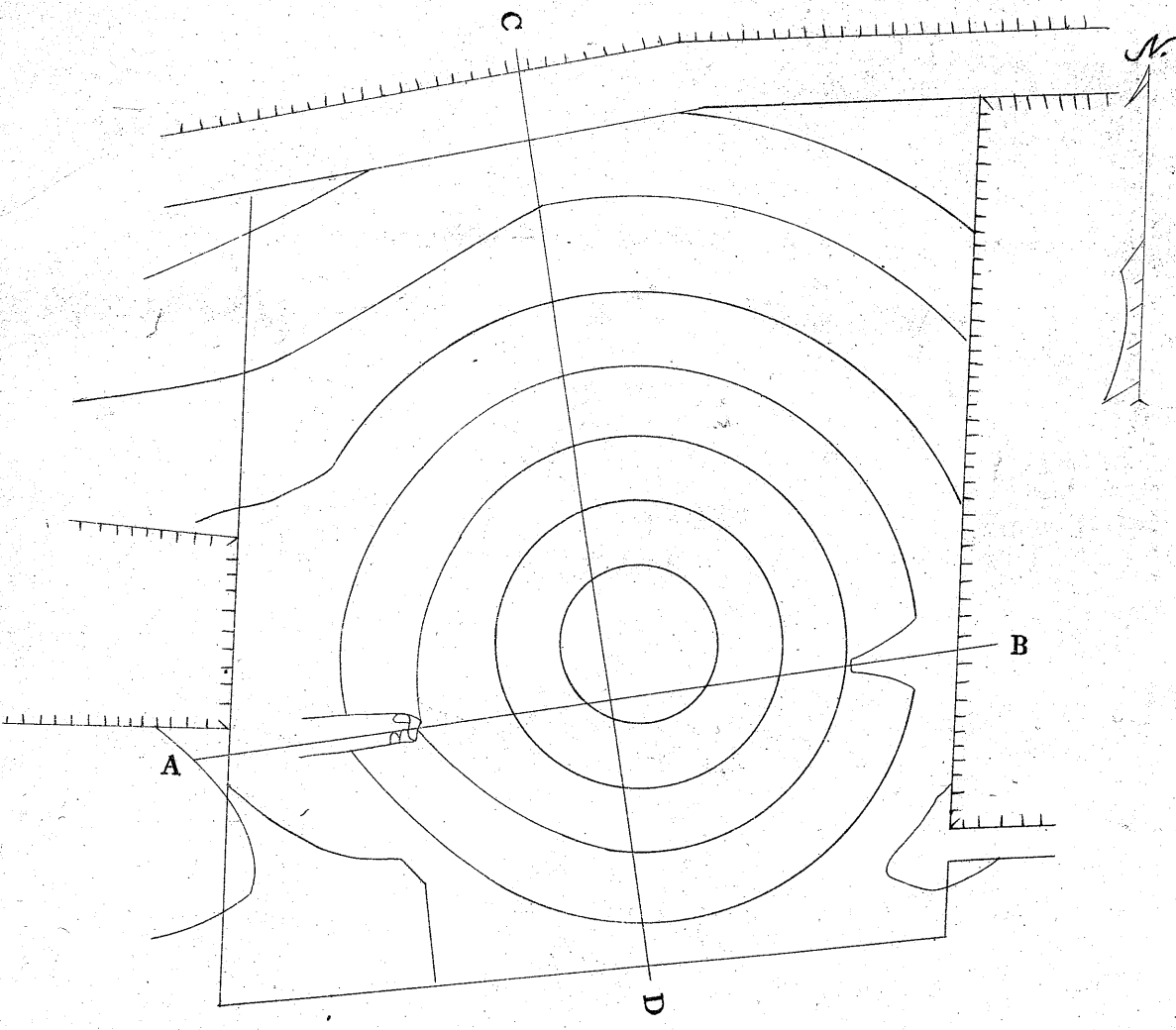
圖面斷 B A

圖面斷 D C

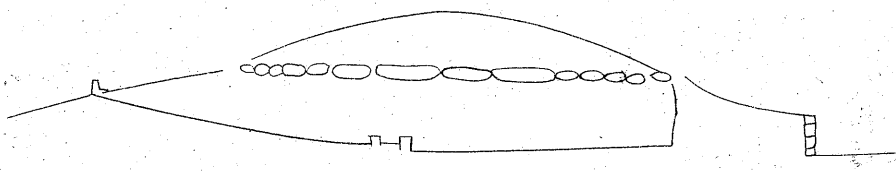
(尺二離距等)

圖面平

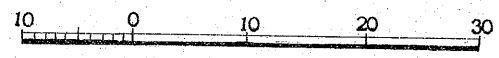
原古墳



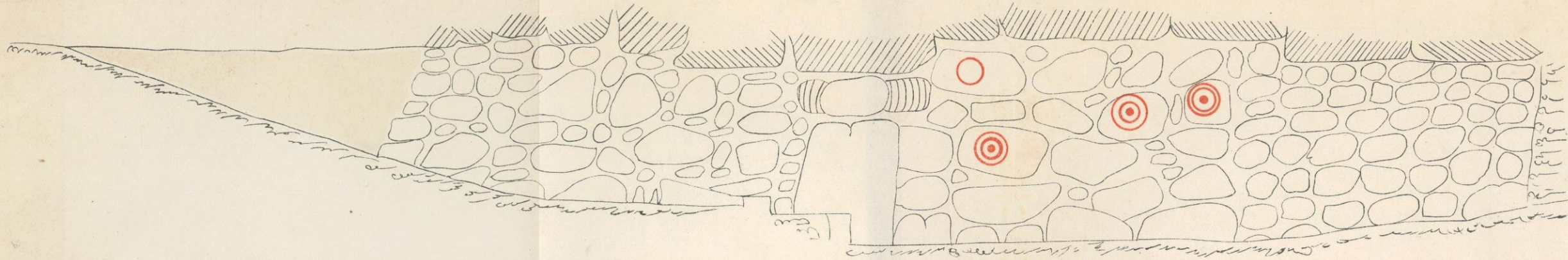
圖面斷 B A



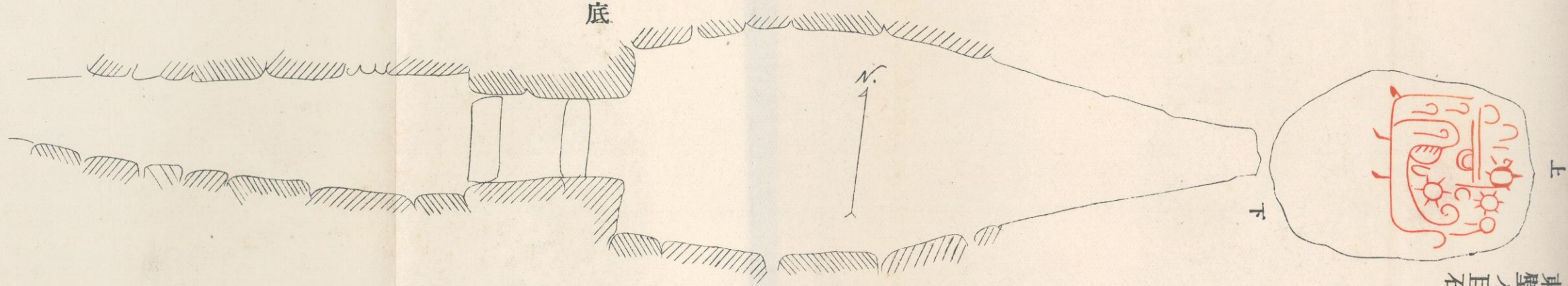
圖面斷 D C



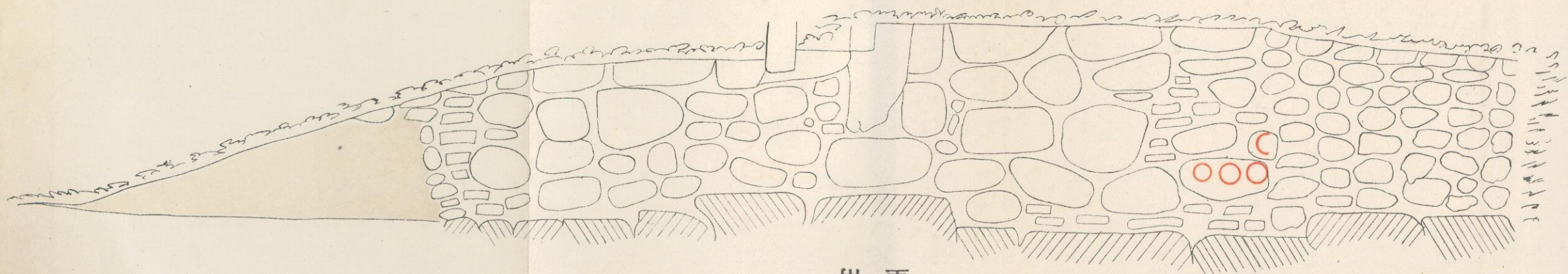
壁北



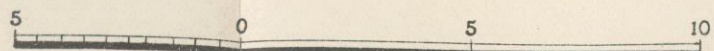
底



東壁之巨石



壁南



尺之一分十五

大字草野字前畑



同字薬師下



水繩山麓の裝飾古墳

調査委員 石野義助

調査委員 武藤直治

調査委員 宮崎勇藏

緒言

九州に於ける裝飾古墳の主なる分布は、筑後に於て水繩山脈北麓一帯より高良臺に亘つて濃密の度を示し、筑前朝倉郡砥上山及び遠く朝倉山脈を越えて飯塚平地に進出して王塚古墳の壯麗を示し、一方肥前の田代及び久保泉村西原に達し、肥後に於いては天草島に波及してゐる。金石併用時代に燦然たる文化を誇つた筑前地方に比して、九州の古墳時代を表徴する裝飾古墳の文化は、更に範圍を擴大して南方に移動して有明海を中心とする一大文化圏の存在が想定される。筑紫肥後兩平野の豊饒なる古代文化を示す是等裝飾古墳の背景としては、當時の農業の發達乃至は聚落の發達を見逃すことは出來ぬ、有明海を繞る筑紫肥後の兩平野は筑後川、菊池川の二大河を主流となし、其の流域の沃野の開發は太古より創められたと考へられ、それは甕棺時代より古墳時代にかけて漸次進歩したものと想像される、水繩山脈北麓一帯の古墳群は勿論甕棺時代よりの延長としての遺蹟であつて、これまでに至る以前の甕棺及び粗石組合式石棺等は古墳群

に交つて度々發見され漸次古墳發達の道程を示して居り、而して最後に裝飾古墳は古墳全盛期の遺蹟と見なければならぬ。

是等裝飾古墳にあつては其の紋様の種類に依つて二大系統の存在が認められる。三角形及び同心圓を主要素とするものと直孤紋を主とするものととの二である。前者は彩色を主とし後者は線刻を基礎とするを常とし、前者は筑後に多くして後者は密ろ肥後に盛んに行はれてゐる。勿論兩者は互に交錯してゐるが筑後川を中心として發達した前者は、菊池川を中心として發達した後者よりも裝飾古墳としては本源的のものと思はれる。即ち朱を用ふることは甕棺の内部にさへ行はれ古墳築造初期のものに又石室内全部に朱塗りを施したものがあり、それが同心圓等に紋様化されるに至つてゐる。直孤紋の線刻に至つては更に紋様の發達せるものにて、然かも其の施文の對象遺物が石棺乃至石室から埴輪、鹿角刀、裝具乃至鏡鑑の類にまで及びたる點より推究すれば次期のものと稱す可きであらう。水繩山麓一千餘基の古墳群中には直孤紋を用ひたるものは一基をも發見されない。

水繩山麓の古墳群の中には嘗ては裝飾があつたと認められるものもあるが、現在彩色鮮明なるものは指を屈する程度に過ぎない。其の保存を嚴重に致す可きに半ば破壊せられたるあり、紋様の今にして記録に留めざれば年毎に風化消磨して湮滅せんとするの狀況である。従つて此處に未だ指定せられざる水繩山脈北麓の代表的裝飾古墳四つを撰び現狀調査を行ふこととした。就中浮羽郡水繩村益生田寺徳古墳の如きは小規模ではあるが古墳の宗型の大部分を留めて居り、石室完全裝飾紋様明瞭、副葬品の一部も現存して居つて指定古墳となる可き理由を多分に有

するも、他の三古墳と雖も裝飾の點に於ては何れを可とし何れを否とも決す可らざるものがある。

原 古 墳

浮羽郡福富村大字富永字原六四九番地ノ參、竈三畝貳拾四歩、小字名に依つて原古墳と名づけ。所在地は水繩山麓の部落富永の地で、同地藤田俊太氏の所有にかゝる、久大線吉井驛より徒歩二十分餘にして達する。水繩山塊の北面の斷崖に生じたる扇狀地に營まれた一小古墳である。本古墳の東南方四町餘の丘陵性臺地は西山田古墳群の在る所で、昭和八年開墾の際石器有紋彌生式土器及び祝部式土器等が發掘された地點である。久留米吉井間を通ずる水繩山麓の道路以南の丘陵には多く古墳群を發見するが、裝飾古墳は多くの場合此の道路に近き箇所に存する。即ち山地界の聚落に近く營まれ時には聚落内の場合が多い。本墳も此の道路より約一町南方に昇つた地點にあり、墳丘は略西南に向ひ丘陵の斜面に營まれた古墳である爲南方は一段高く北方は一段低くして平地化されて耕作されてゐる。東方は畑、西方は藤田俊太氏所有の墓地に連つてゐる。本古墳の土地所有者藤田俊太氏は昭和三年十月の頃此の古墳の奥壁の巨石を以て自己の先祖代々の墓碑となさんとし、古墳の東方三間餘の地點まで移動せしめたが、赤色朱の紋様の存する故に工事を中止し、此の巨石を再び元の位置に還すことの手數を省いて其の儘今日まで放置せられた。昭和六年の頃余の之を實見した際には紋様甚だ明瞭であつたが、其の後雨に濡らされて現在では紋様の細部が失はれてゐる。右の工事の際同心圓一個を描く玄室東北隅の一巨石は賣却せられた由である。同時に墳丘上の手入れをなして封土の一部を削除され、丘上を平地化し、

又美道の一部も取り除き四尺餘縮少せられた。又奥壁を取除いた後には石組みして古墳内を通り抜け可能ならしめた爲、古墳の形體を失つてゐるが猶大體の形狀は原型を想像せしむるに足る。

本古墳を中心として周圍に十五六箇所に古墳點在し總べて横穴式の普通に見受けられる簡略の古墳である。南方の山林中に當つては紋塚と稱する同心圓の紋様一箇を描いた古墳が存したのであるが先年破壊された由である。従つて此の附近に於ては唯一の裝飾古墳にして古墳群中の一異彩と云ふ可きであらう。此の邊一帶が古墳地帯であると同時に西山田の場合の如く古墳時代以前の遺物遺蹟の存する地帯で、甕棺又は粗石組合式石棺の發掘された例も數々あり、余も本古墳の丘上に於て石鏃二個を採集したこともあつた。従つて緒言に於ても一言せる如く古墳時代以前の遺蹟と混じて古墳の存するのは此の地方の開發の古き實證となる。本古墳の副葬品に就いては全く不明で昭和三年奥壁移動の際にも何等發見されなかつた由である。但し余は昭和六年の頃墳丘の土砂中より祝部式土器の破片、大甕の口邊部等を採集して現に保管してゐる。

裝飾紋様に就いて見れば見取圖に示すが如く北壁に同心圓三個と單圓一個があり、南壁には一個の巨石に單圓三個を描き、それに隣れる石に半圓一個がある。東北隅の同心圓を描く石一個は庭石として賣却せられた事は前に一言した。而して奥壁の巨石には相當複雑の紋様が描かれ鏡、矢筒、或は蕨手の紋様化されたるには非ざるかと思はるゝも今や何れとも解し難き程消失してゐる。見取圖に示す紋様は現狀に依つて寫し取つたので、先年余の實見した時より餘程の變化

ある如くに思ふ。但し玄室正面の巨石一面に斯る紋様を描ける古墳は珍しく本古墳築造當時の麗貌は察するに餘りあり、所有者藤田氏は指定古墳となれば自費を出して原位置に復歸せしめんとの所信を披歴せられた。石室は實測圖にも示す如く甚だ異形の古墳と見受けられるが前述の如く玄室の奥壁を取り除き其の後を補築して變形せるものである。而して石室使用の石材の大部分は花崗岩である。

寺 德 古 墳

浮羽郡水繩村大字益生田字寺徳一三〇三番地ノ二、竝貳畝貳歩、小字名に依つて寺徳古墳と名づける。所在地は水繩村の西端、水繩山麓の地で久大線草野驛より徒歩三十分餘にして達する。久留米、吉井間を通ずる道路に沿うて在り、同地池尻喜八氏の所有にかゝる。地形としては前述の原古墳と同じく水繩山麓の扇狀地に營まれた古墳で、傾斜面を利用せる結果南方と北方との地形には甚しい高低の差がある。而して現存する此の方面の古墳としては最も低地に位置してゐる。寺徳古墳の西南方五町餘の竹野村地徳古墳は裝飾古墳として、昭和六年度の福岡縣史蹟名勝天然紀念物所在調査書に掲げられてゐるが却つて記入洩れの寺徳古墳の完全な石室並に紋様には遠く及ばぬ。本古墳より數町距つた南方の山林中には古墳群をなしゐるも、此の中にも寺徳古墳と比較せらる可き古墳を發見しない。而して現在指定古墳となれる水繩山麓の古墳のいづれと比較しても著しき遜色無きものと思ふ。唯墳丘が傾斜面を利用し、南側面に縣道通じ、東側面は連つて墓地となり、西側面には民家存り、墳丘上に櫛茶等を植えたる爲圓墳としての原型が殆んど認められず、古墳の存するか否かさへ見當つかざる有様を遺憾となす。但し北側の低地畑より

之を望めば圓墳としての偉容を示してゐる。従つて墳丘内石室の位置は北側より南面して眺めた場合にのみ適當の箇所を藏せられてゐる。裝飾古墳としての價值充分のものなれば郷土史家は其の本格的實測調査を待望すること久しかつた。本古墳所有者池尻喜八氏は美道入口を閉じて其の保護に任ぜられた爲、現在に至るまで裝飾紋様は完全に明瞭に残されたのは幸である。

本古墳の發掘を企てたのは明治二十九年の頃とて當時の狀況不明であるが、副葬品の一部は現に池尻氏宅に保存されてゐる金環(大一、小二)三個、勾玉一個、管玉一個、石製小玉三個、ガラス製小玉五個、石製丸玉十六個、杏葉一個、鐵鏃一個、甲の破片一個及び提瓶二個等がある。土器類は當時破損せるもの多く美道入口に再び埋藏された由にて、此度發掘探索せるに既に盜掘されて一個をも發見し得なかつた。現存せる副葬品の原位置は不明にて唯石室内部より出土せるものと稱するの外はない。而して勿論是等は副葬品の一部を窺ひ得るものに過ぎず其の片隣を示せるものであらう。右の副葬品中にあつても小なる金環の一個は純金、勾玉一個は斑瑪瑙と見受け、杏葉の飾り等より推して相當高貴の副葬品のあつたことが想像される。現今墳丘上には高さ二尺餘の石を樹て、墳主を祀つてある。石室は大體完全であるが石床は破壊されたりと云ふ。石室使用の石材の多くは秩父古成岩である。

裝飾紋様に就いて見れば今度の實測調査の四古墳の中最も明瞭の紋様を現存してゐる。美室北壁の巨石には明瞭なる赤色三重の同心圓ありて内を綠色に染めたるもの三個並び描かれ、他に淡きもの二個、合計五個が現はされ全面を朱にて淡く色どつてある。南壁にも同心圓一個、玄室との障壁に單圓一個あり、更に玄室に入つては北壁南壁共に幾多の同心圓を描出し、玄室圓西面

には赤線交へたる明細な同心圓一個が見事に描かれてゐる。玄室正面の東壁の巨石には中央に同心圓一個を描き、其周圍にも多數描きて全面を圖案化してある。石室内紋様としては平凡且つ整然たる圖案である。

薬師下古墳第一號第二號

三井郡草野町大字草野夫婦木に三箇所の古墳あり。最も低地に位する宮崎準一氏邸内の裝飾古墳は先年調査委員玉泉大梁氏に依つて詳細報告せられたことあり。今度は他の二箇所の裝飾古墳の實測並に現状調査を行ふ事とした。此の二古墳は小字名に依つて薬師下古墳と稱し低地に位するものを第一號とし、高地に位するものを第二號と名づける。第一號墳は薬師下六〇一三番地、山林四畝二十三歩、第二號墳は薬師下六二〇番地、畑二段二十九歩、共に同地上野廣吉氏の所有にかゝる。久大線草野驛より徒歩十分餘にして達する。兩古墳共に原及び寺徳古墳と同じ地勢の地に營まれた古墳で、吉木下馬場及び宮崎邸内の裝飾古墳と並べて此の地方古墳群中の異色あるものである。第一號第二號共に福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書第一輯には裝飾古墳として擧げたるのみにて、實測並に現状調査を行ふは今度が始めてある。而して第二號墳は古拙ではあるが動物(馬?)に乗れる一人物が、三旒の旗を長竿につけて持つてゐるのを描いたものであらうと、京都帝國大學の島田氏が大正十三年の一月に發見して、同年七月發行の地理と歴史と題せる雜誌に發表せりと述べられてゐる所の裝飾古墳である。又昭和四年三月福岡縣より建てた揭示板には、二古墳共に「石槨に幾何學的紋様を彩色して裝飾を施したるものなり、千有餘年以前の遺物として貴重すべきものなるにより、現状を永く保存せられんことを望む」と記してあ

る。

然るに現状として第一號墳にあつては、石室の西側面の封土は削り取られて腹部を露出し、美門よりの出入は絶えて此の部分より出入せられる。北側及び東側より墳丘を望み見れば大體圓墳としての形が認められる。此の露出部の石材は近く賣却の手續中なる由である。祟りの思想に依つて近年まで傳へられた此等の古墳が、時勢の進化に伴ひ却つて次々と破壊せられて其の姿を失はんとするの時に當り、少く共代表的裝飾古墳のみは指定保存せらる可きであらう。第二號墳にあつては古墳の外形及び石室は完全であるが、玄室内は貯藏室として使用され紋様の色彩は年毎に失はれんとする傾向にあり、其の保存の急務なるを待つゝの觀がある。裝飾紋様は見取圖にも示す如く充分に觀察すれば其の昔が想像せられる。裝飾古墳としての價値は吉木下馬場古墳又は塚花塚古墳等と比肩せられる古墳であらう。二古墳の發掘年月、副葬品等については全く不明である。古墳石材は共に秩父古成岩を主する。

裝飾古墳として嘗ては華かなりしならんと思ははるゝも、現状にのぞみ見取圖作製には困難を感ずる。されど其の大略を述べんに先づ第一號墳にあつては、美室北壁には巨石全體に單圓を描きて其の内を白色化せるあり、同心圓に日の足をつけたる如きものあり、全面を朱にて塗り込めたるあり、南壁にも同様の紋様を見受ける。次に玄室に入りては北壁全面白色に塗りて、邊々に赤色を残し、二三個の小同心圓を描き、又青色點あり、又白色の動物らしき自由畫の形跡さへ窺はれる。南壁にあつては全部に白色塗料を施し、二個の巨石に青色の斜線を引きて其の上同心圓單圓、藤手等を描出してある。玄室門東面にも白色塗料の痕を残して居り、同じく西面にも白色化

して朱圓二三を施してある。玄室奥正面の東壁にも白赤二色を以て紋様を施してあるが甚だ不明化してゐる。而して天上石にも白色化して赤色同心圓五個を描き、更に白色の同心圓らしきもの三個をも認められる。

第二號墳にあつては不可解の紋様を點々と發見せられる。即ち前方より入りて羨室北壁にも見取圖に示す如き自由畫らしきものあり、玄室北壁の一巨石には縦に朱線二三條を施し、朱點三個を點描し、他の石にも三個の朱點を認め、東壁の一巨石には前述の騎馬にて旗を掲げたるが如き圖を見受け、其の横に同心圓一個を描き出してある。明瞭なる圖の消え落ちて不可解化したのであらうか、古墳の壁畫なるが故に如何様にも推知せられる。南壁にも朱の同心圓五六個あり、奥壁にも同心圓を朱線にて連結せる如き紋様あり、今度調査の四古墳の中最も諒解に苦しむ自由畫らしき紋様の認められるのは實に此の藥師下第二號墳である。

結 語

水繩山麓裝飾古墳の代表として選出したる未指定の四古墳は實測と現狀調査を主として此處に報告するものである。四箇所の中二古墳は半壞の現狀である。代表的裝飾古墳として現狀の記録を作製すると同時に一刻も早く假指定すべきものと考へる。然らざれば年毎に移り行く時勢の推移に従ひ更に此の上現狀に變化を來せば百年の悔を残すのみである。自然破壊消滅より恐ろしきは人爲的の變化である。一度動かして再び原位置に致す事は絶対に不可能であらう。史蹟として保存し其の價値を損ぜざる如く適宜に處置する事は吾人の責務ならんと思ふものである。

今度の調査に援助された古墳土地所有者藤田俊太、池尻喜八、上野廣吉三氏並に縣囑託川上市太郎氏に謝意を表す。

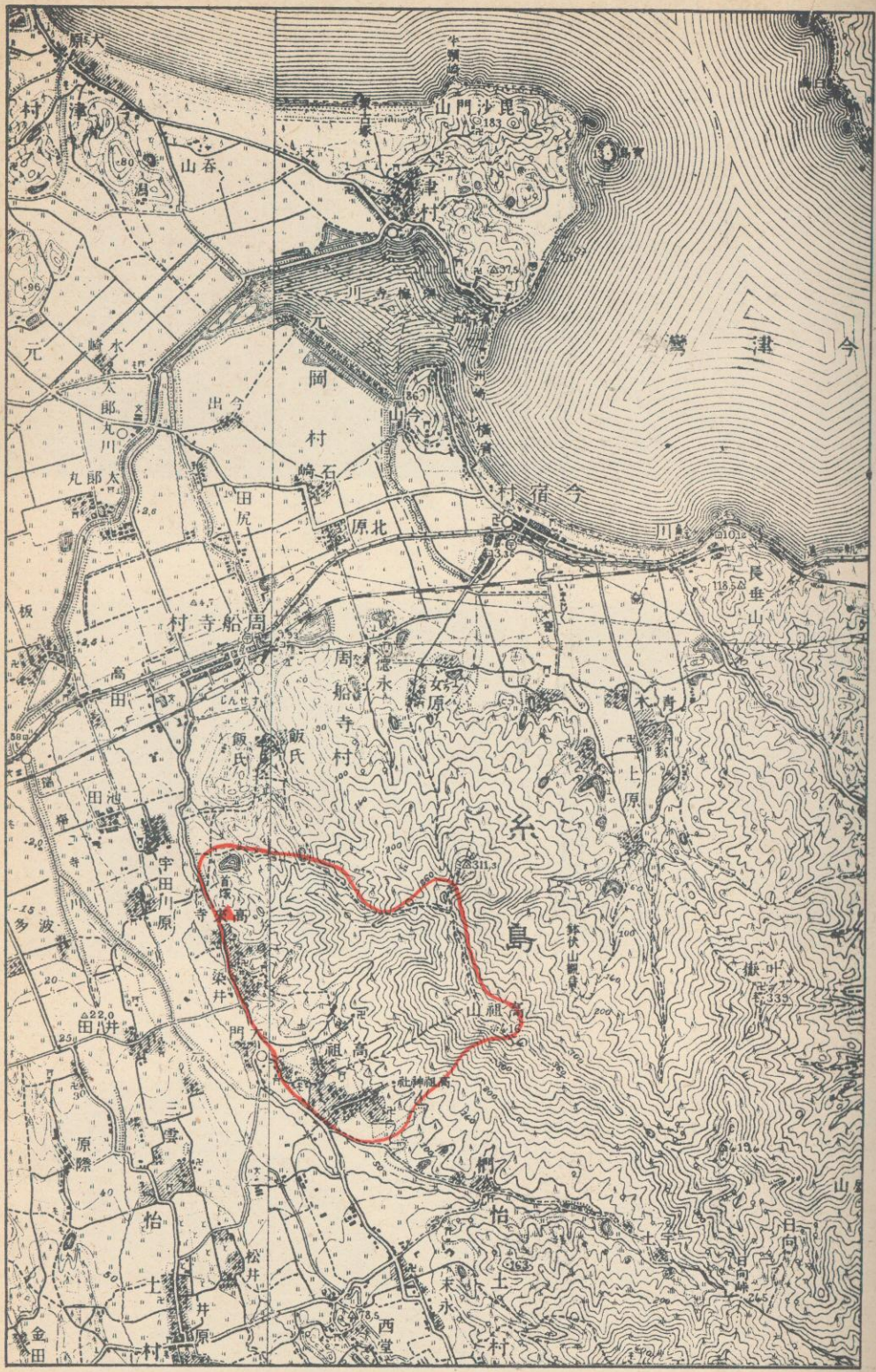
筑

前

怡い

土と

展げた



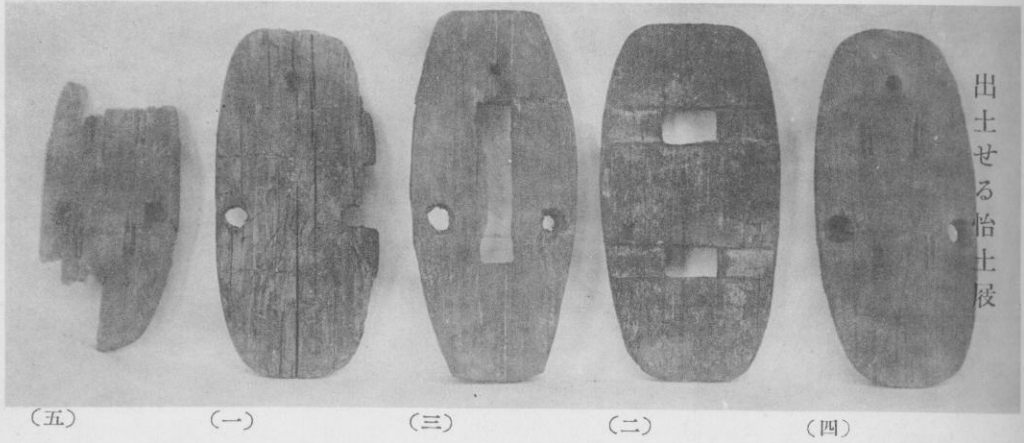
- ▲ 怡土展出土地
- ◊ 怡土城址地域

圖版第二



(土出片瓦及展りよ所て立の物人) 面斷壘土城土怡

圖版第三

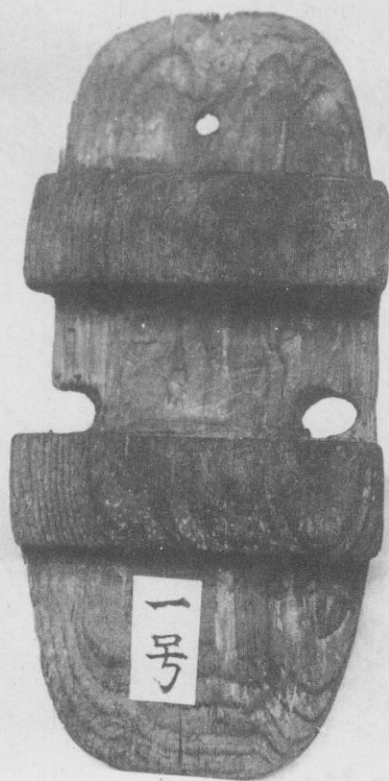


圖版第四

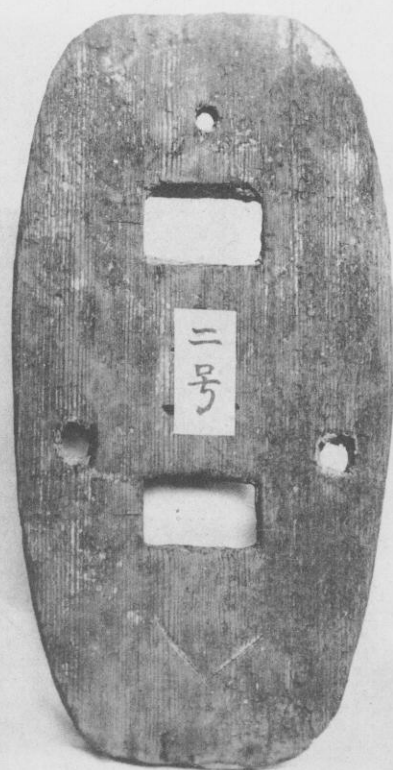
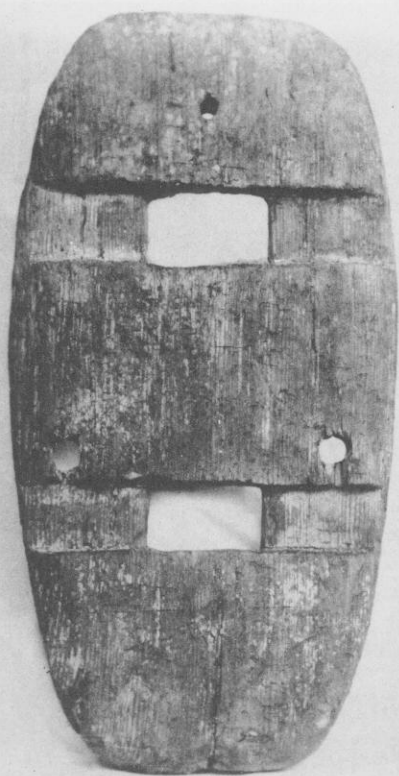


片瓦城土怡の土出に時同と展

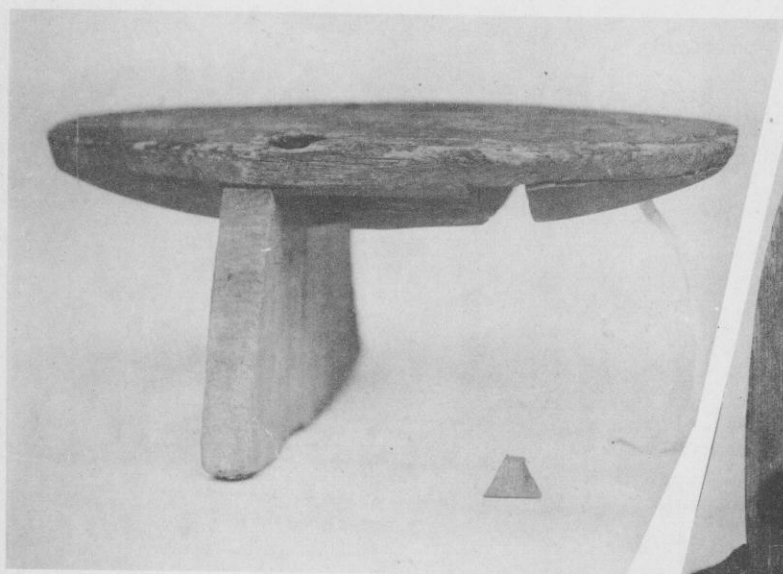
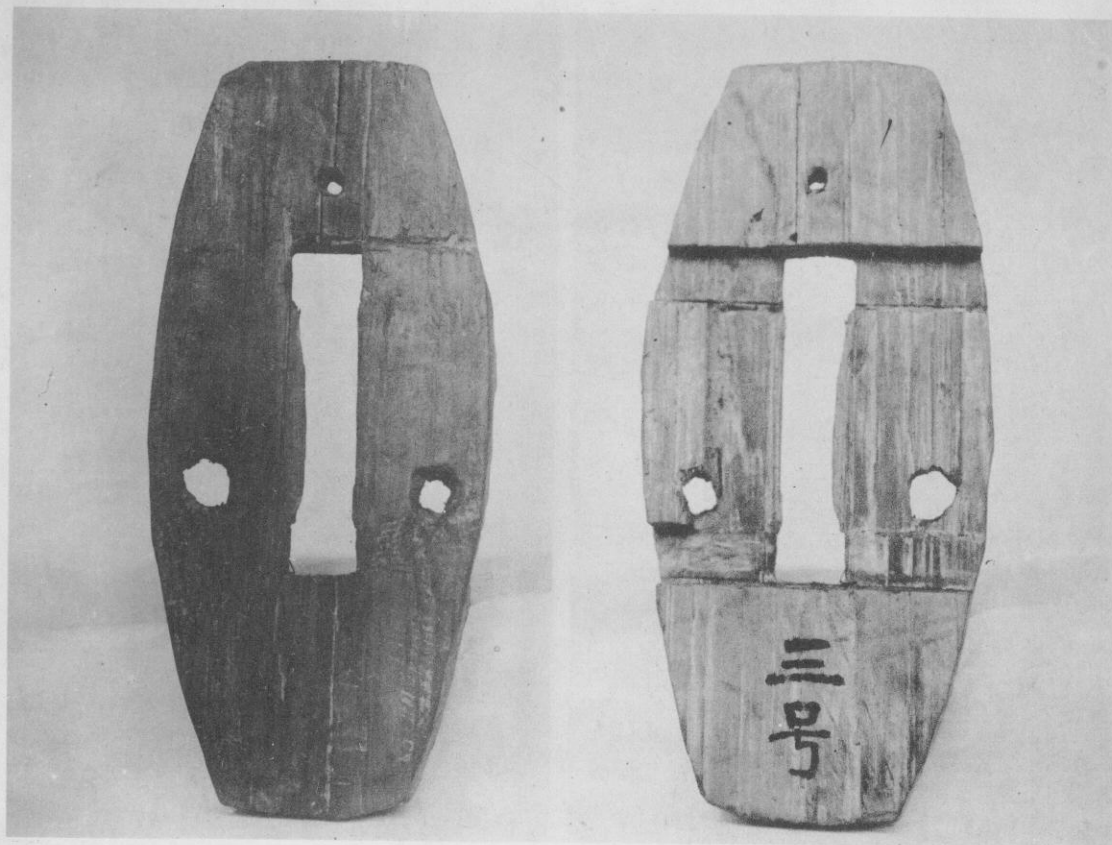
圖版第五
怡土屐一號



圖版第六
怡土屐二號

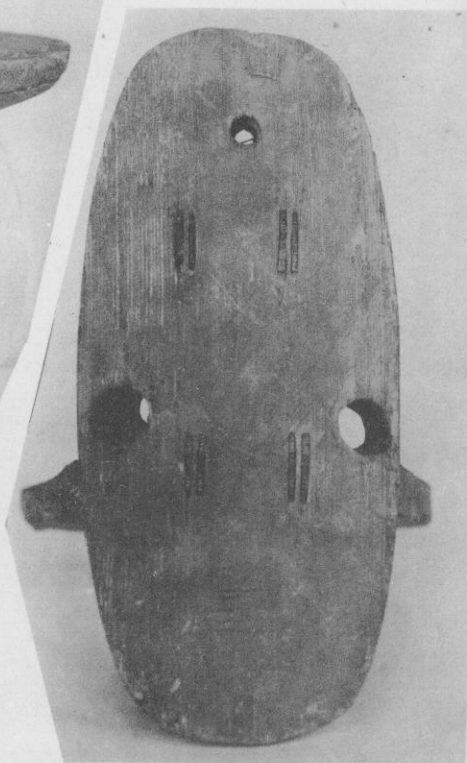


圖版第七 怡土屐三號



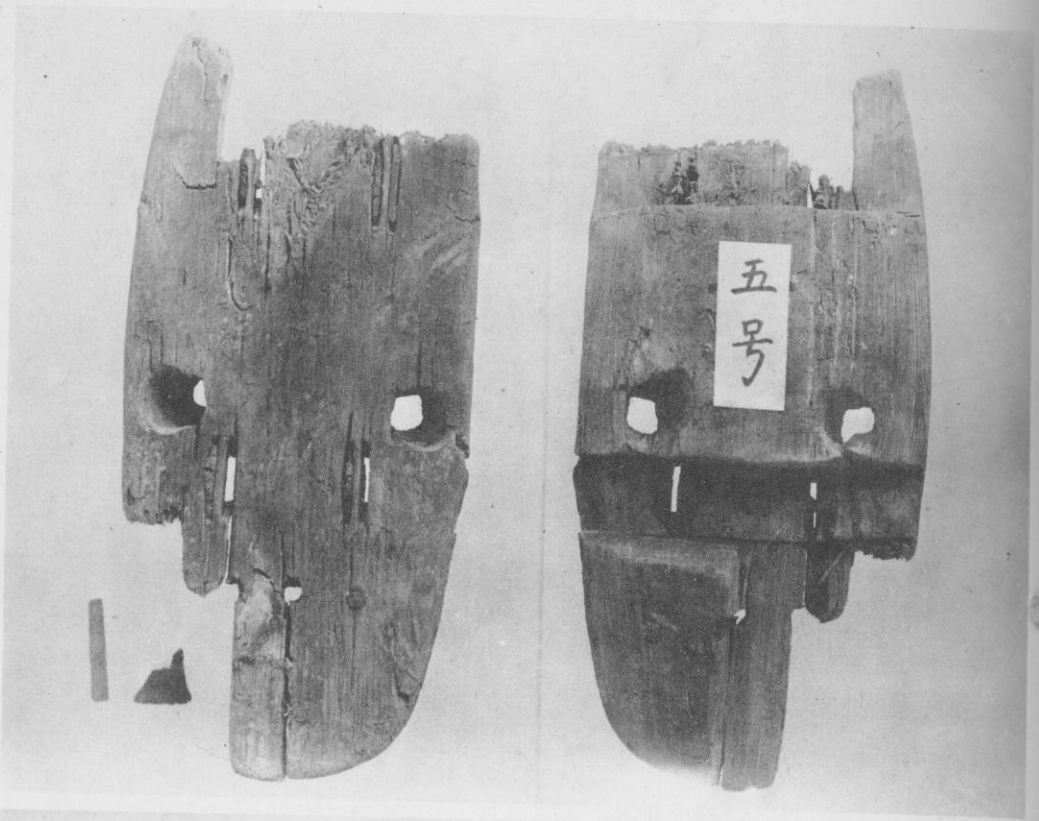
圖版第八

↑ 屐柄
おこしはこ

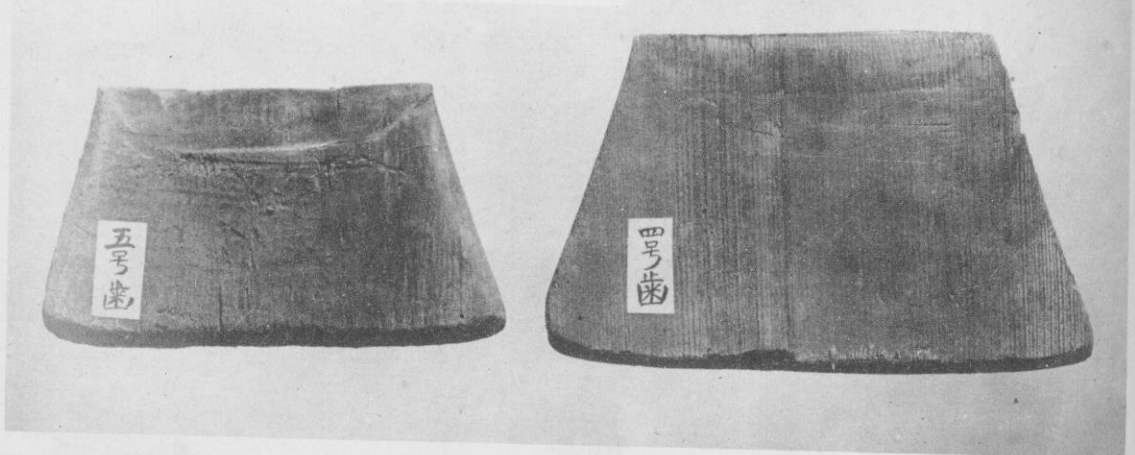


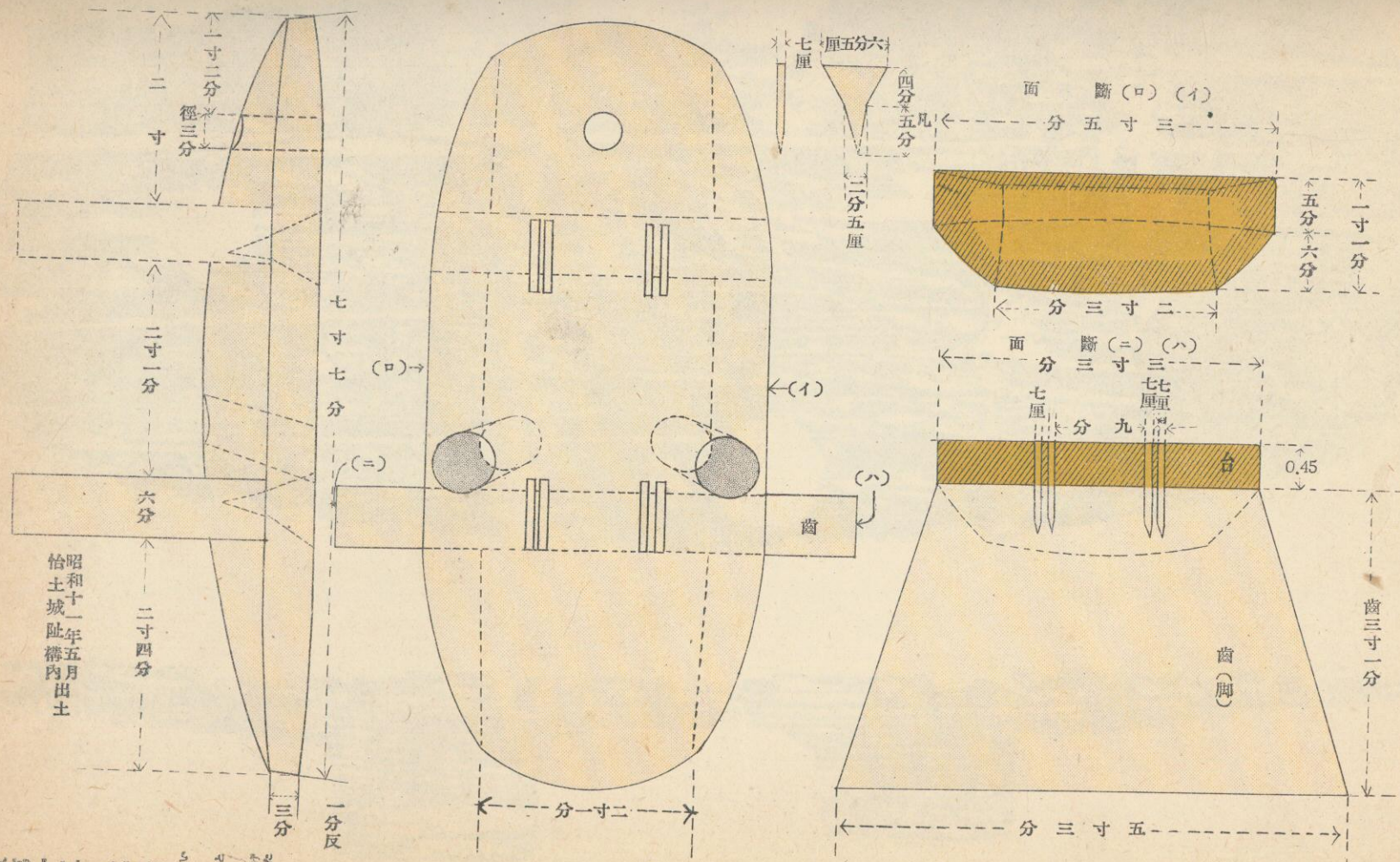
圖版第九 怡土屐四號

圖版第十
怡土辰五號



圖版第十一





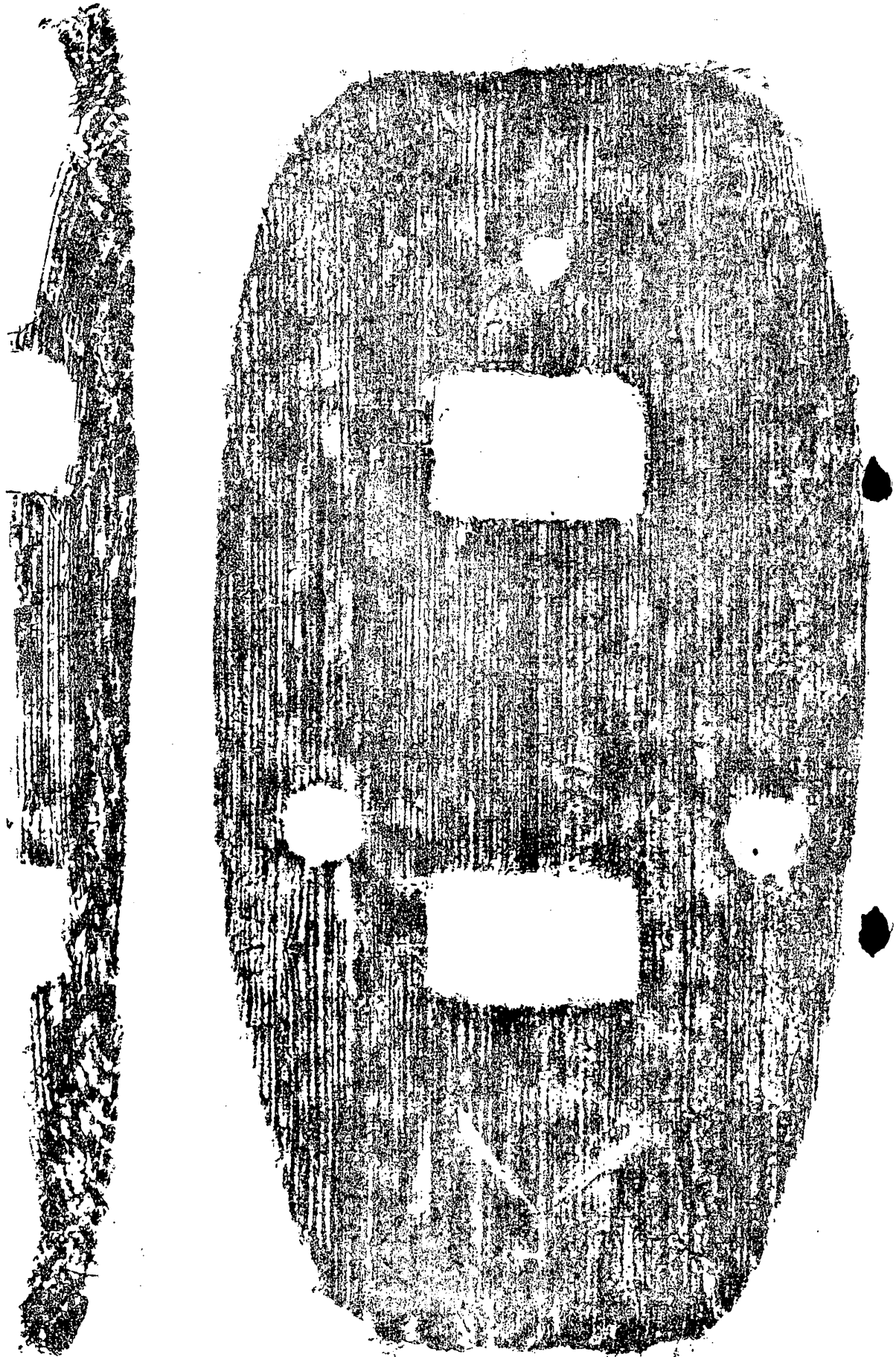
昭和十一年五月出土
 怡土城趾内出土

圖版第十三 筑前 怡土 展

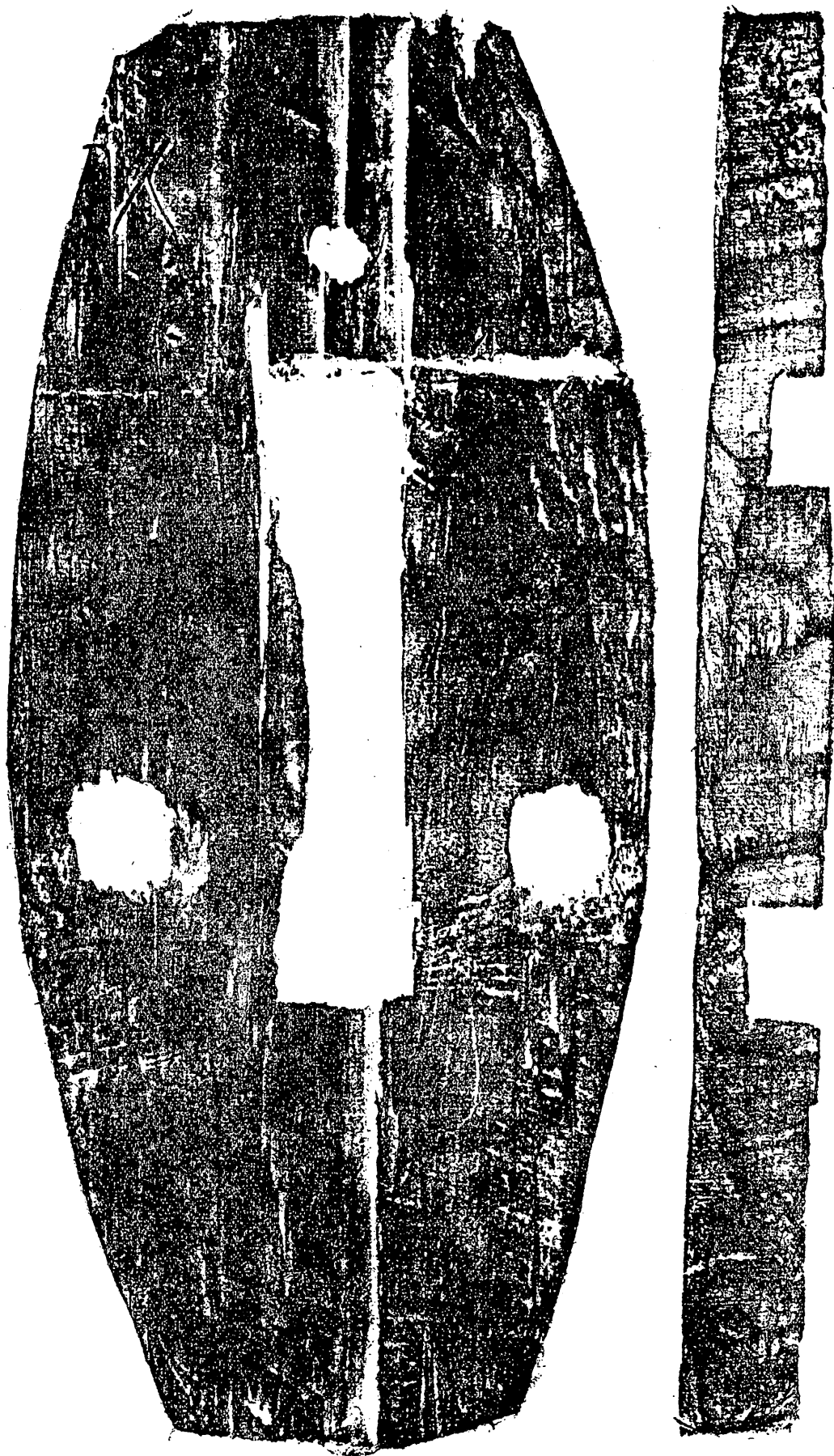
圖版第十四 怡土屐一號拓影



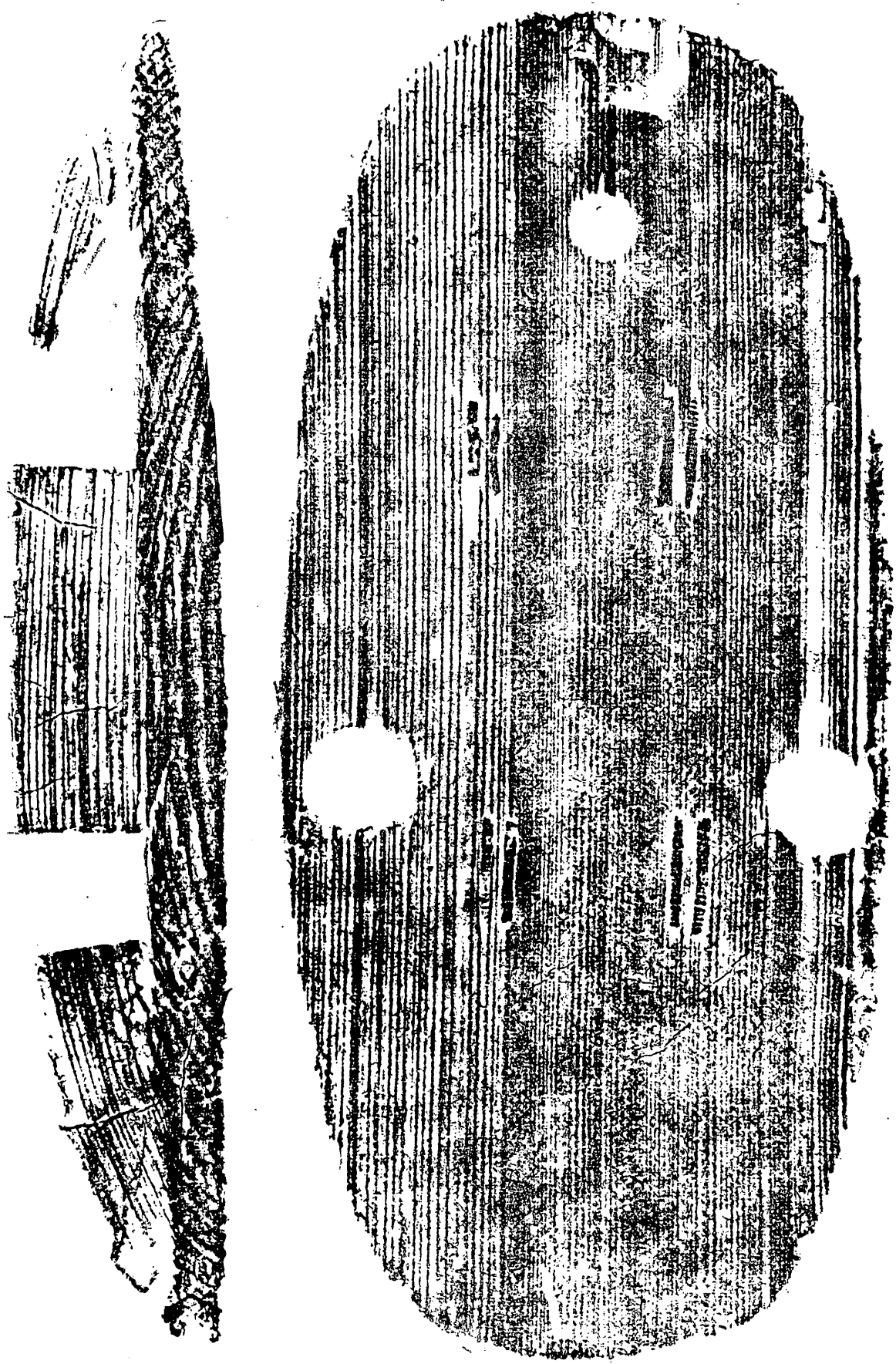
圖版第十五 怡土屐二號拓影



圖版第十六 怡土屐三號拓影

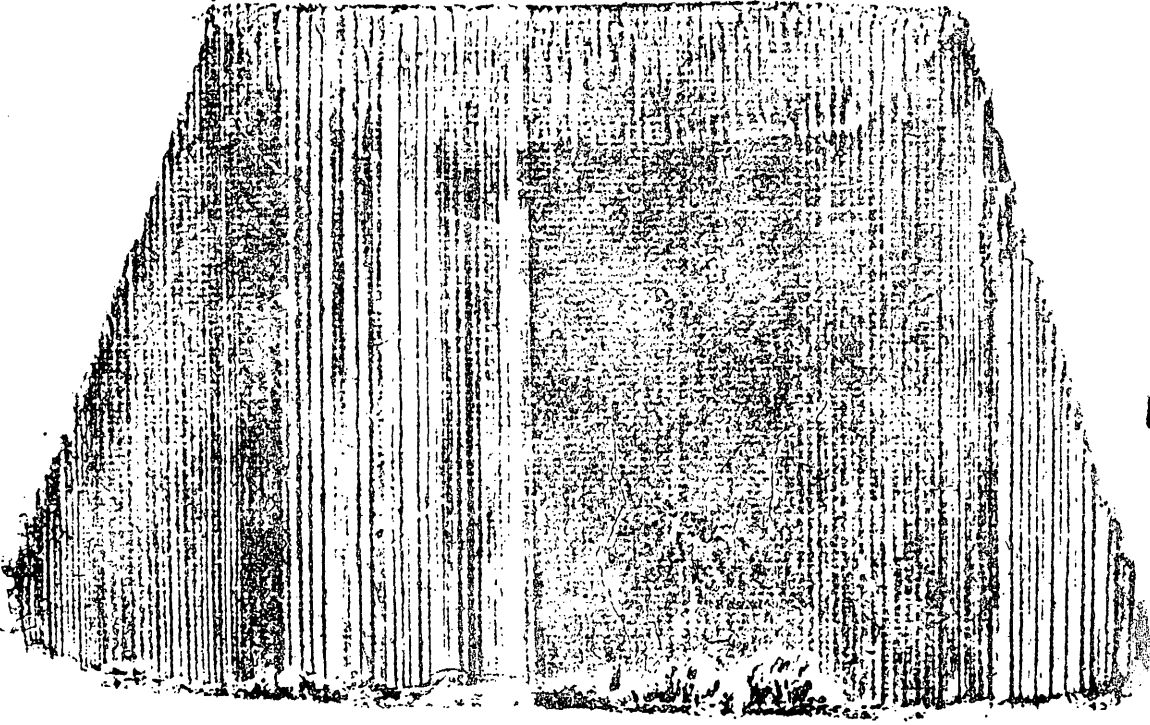


圖版第十七 怡土屐四號拓影



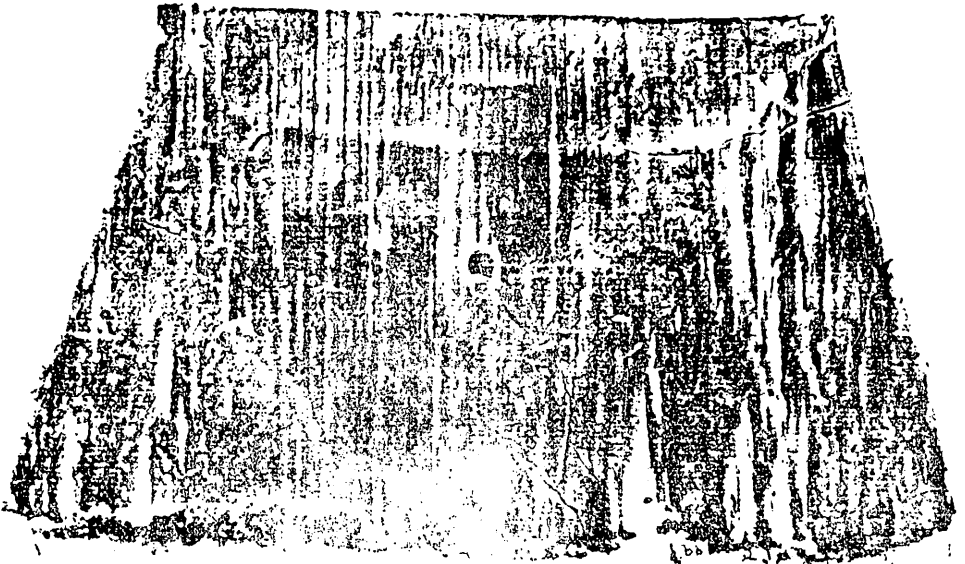
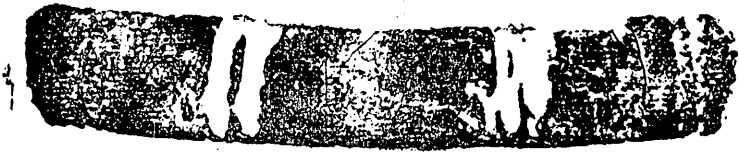
圖版第十八

怡土屐四號齒拓影



圖版第十九

怡土屐五號齒拓影



筑前怡土展げた

福岡縣囑託

川上市太郎

目次

- (一) 緒言
- (二) 出土地
- (三) 發掘年月
- (四) 發掘の事情と出土品
- (五) 怡土展の構造手法
- (六) 展に關する概説
- (七) 怡土展の考古的考察

(一) 緒言

展げた下げた駄と云へば直ちに足の先きに履くもの、之を筆にする人も少ないやうだが、之れなくては我々(特に日本人)は歩けもされな、立たれもされな、重寶身具で、大地と人間をつなぐ最も大切なるものである。

筑前怡土展げた

福岡縣囑託

川上市太郎

目次

- (一) 緒言
- (二) 出土地
- (三) 發掘年月
- (四) 發掘の事情と出土品
- (五) 怡土展の構造手法
- (六) 展に關する概説
- (七) 怡土展の考古的考察

(一) 緒言

展げた下げ駄たと云へば直ちに足の先きに履くもの、之を筆にする人も少ないやうだが、之れなくては我々(特に日本人)は歩けもされな、立たれもされな、重寶身具で、大地と人間をつなぐ最も大切なるものである。

そして此の筑前怡土城趾出土の「屐」を視れば前述したる如く、

(1) 胴台と齒の造出し即ち同一體なる平下駄。

(2) 胴台下面に先づ齒を箝入する横溝を作り、且つ齒の中央に凸起を設け、之を胴の溝の中央に
胴の表面まで抽出せる角孔を穿ちて組立てたる厚齒中高下駄。

(3) 胴台下面に齒を箝入する溝を作り之に齒を挿入したるに尙不安を感じ胴台の表面より齒
まで貫通する柄楔を一齒に四本打ち込みたる高下駄。
の三種類を得たわけである。

然るに「屐」は從來未だ(昭和十一年五月迄は)西日本に發見せられず、九州の地には往古下駄は無
かつたのが跣足ばかりの生活様式ではなかつたのか、とさへ駄評を蒙り居た大疑問符を一
掃し去つたのである。

而も日本民族獨特の身具と稱せらるゝ緒付屐の發達進歩を如實に物語る之等數々の遺物は
實に屐の歴史に一道の光彩を與ふるものである。

更に其の出土地が、怡土城趾遺構内であること、其の土層の環境より靜かに考察するとき、或
は之等出土の遺物は畿内や關東地方の先出遺物より一段の考古的改良の優越性を有するもの
で、屐の發達は寧ろ九州が先進地域ではなかつたでせうかとの暗示も遺さるゝものである。

(昭和十二年一月稿)

明治時代の書生は天下を蹂躪す七寸の鞋と高唱し、將來の國士を氣取つたもので、あの三寸幅の高下駄に堂々五尺六尺の男子をのせて濶歩する状態や、錦繪に見る美人の木履姿などの履げんの歴史を除外して、今突然下駄を識らざる人々に履げんばき振りを見せたらば、工學でも、力學でも其の公式の及ばない、一種の手工師、曲藝人の魔術と疑ふものであらう。

然るに、我が郷土、しかも國防城塞、怡土城址構内より、この履げんの歴史を物語る有力なる出土品を得たのである。

(二) 出 土 地

(圖版第一參照)

(位置) 福岡縣糸島郡舊筑前國怡土郡怡土村大字高來寺字風音寺百四拾七番地ノ一、畑(土地所有者者奈良崎龜吉)

であつて、此處は峩々たる天空に聳ゆる高祖山を中心とし、其の麓一帶に蜿蜒連続せる史蹟怡土城址築堤土壘、その土壘の内側である。此の畑地は其の昔、谷らしい窪地が自然の土砂の流堆に埋もれた土地の様と思はる。

(三) 發 掘 年 月

昭和十一年五月。

(四) 發掘の事情と出土品

(圖版第二、第三、第四參照)

怡土村を通る川原、今宿線縣道改修工事のため土壤採取の必要を生じ、其の土砂を此の土壘の一部及び其の内側地區より採取することとなり、此の附近の土壤を掘取りたる折柄土壘の内方約六間位の地下凡そ六尺位の地點より出土せるもので、出土品は履げん、瓦破片などである何れも

殆んど一ヶ所の泥土中より出たものである。

屐の如き木製品が久しい期間腐朽せずに原形を保つたのは泥土中に埋没して居つた爲めである。

出土品

(1) 屐の臺木五個と齒二枚

尙發掘當時は此の外に齒のついた屐の臺木一個あつたのを持ち去つた者あり、其のまゝ散逸したのは惜しいことである。

現在せる屐の臺五個、何れも片足である。今之を調査のため『筑前怡土屐一號屐、二號屐、三號屐、四號屐、五號屐』と名附けた。

(2) 瓦片

何れも怡土城瓦片で、其内數個をあぐれば

(イ) 磚瓦破片 厚サ二寸八分

(ロ) 半瓦破片 厚サ一寸八分、幅三寸六分

(ハ) 平瓦破片 厚サ一寸七分、幅一尺

などである。

(註)

怡土城址は福岡縣糸島郡怡土村（舊筑前國怡土郡）にあり、太宰大貳吉備眞備の建議により大陸國交に備ふるための築城にして、孝謙天皇天平勝寶八年（紀元一四一六）六月に工を起し、稱徳天皇神護景雲二年（紀元一四二八）二月に至る十三年目に竣成したものである。

(五) 怡土展の構造手法

(1) 一 號 展

(圖版第五及第十四參照)

材料 杉板目、重量二十九匁

胴臺と齒を一木より作り出し型平下駄(筑前にて俗稱 ヒツ切り下駄)

長サ七寸四分、臺幅三寸二分、臺厚ミ中央四分五厘、齒厚ミ(前一寸一分、後一寸五厘)、齒高サ(前六分より四分、後五分より三分)、片減り、齒

幅上部は臺と同幅、下部擴がり断面梯形となる三寸五分、鼻緒の孔中央にあり孔徑二分五厘、根

緒の孔は後齒の内方にあり、孔徑五分、孔は内方に少し傾く、兩孔の間隔二寸、鼻孔と根孔の距離

二寸八分、何れも内椽より内椽、齒の間一寸四分、前端より齒迄一寸八分、後端より齒迄二寸五厘。

此の展は製作入念ならず、材料も上等でない。

表面趾先きの當り、又齒の磨滅より見て使用したものと認めらるゝ。

(ロ) 二 號 展

(圖版第六及第十五參照)

材料 杉杙、重量二十九匁

胴臺と齒とは別で、所謂すげ齒式輪廓上品、臺長サ七寸五分五厘、臺幅三寸八分五厘、臺厚ミ中央六分。

齒は出土せざる、ため不明なれど臺の工法により齒を測れば齒厚ミ(前七分、後七分)、齒の切込み二分、か

ゝる浅い切込みでは齒と臺との密着結合不安のため、齒の中央に凸形を造り之を臺に角孔を

穿ち簞入したるものならん、臺の角孔の長サ(前一寸二分、後一寸二分五厘)、幅は齒の厚ミと同様である、

角孔の深さは臺の厚み六分より齒の切込み二分を減けば四分となる、即ち凸起の頭の高さ四

分と思はる。

此の二號屐は齒をスゲたるものなれど、臺木及齒の厚さ等より考察して其の高さは餘り高くないものと思はれ、一號の平下駄と後述の四號の高下駄の中間で厚齒中高下駄であらう。鼻緒の孔(中央にあり)徑二分五厘。

根緒の孔は後齒の内方にあり、孔徑四分強、孔は傾斜なし、孔面に燒痕を認めらる、火箸を燒きて穿ちたるものか、兩孔の間隔二寸二分、鼻孔と根孔の距離三寸二分五厘、齒の間二寸二分、前端より齒迄一寸八分、後端より齒迄二寸一分、臺木の厚みは中央六分にて左右の端の下面五分位の間を三分厚みに斜削してをる。

此の二號屐は全體として良材を使用し、工作入念、輪廓上品である。之も實用に供したものと認めらるゝ。

(ハ) 三 號 屐

(圖版第七及第十六參照)

材料 杉板目、重量二十六匁。

跗臺と齒とは別で、所謂すげ齒、齒は二號屐同様凸形と思はる、輪廓荒造り、側面に荒削りの刃物跡明かに見ゆ。

臺長サ七寸八分、臺幅三寸五分、臺厚み六分、齒は出土せず。

臺の切込みより齒を測れば、齒厚み五分五厘、切込み三分、之に凸形の齒を嵌入するため臺に角孔を穿つ、角孔の長サ(前七分五厘)(後七分)、深サ三分(圖版第七にて見る、中央の長い隙間は前後の角孔の間が缺破したるもの)。

鼻緒の孔、中央にあり、孔徑二分五厘、根緒の孔は後齒の内方にあり、孔徑四分五厘、孔傾斜なし、兩孔の間隔一寸九分(内縁より内縁)、鼻孔と根孔の距離三寸(内縁より内縁)、齒間二寸三分、前端より齒迄二寸、後端より齒迄二寸四分。

此の三號屐は工作至つて粗雑である。之は實用に供した形迹認め難いやうである。

(二) 四 號 屐

(圖版第八、第九、第十二、第十三及第十七、第十八)

材料 草楨^{くさまき}、重量四十六匁、齒一枚、殘存二十四匁、材料草楨(?)

齒をすげたる所謂高下駄、而も其の齒の形は下部が甚だしく擴がり、梯形をなしたるもので、人體載置の安全を考慮したものであらう。

輪廓體裁、最も整つて居る。

臺長サ七寸七分、臺幅三寸五分、臺厚ミ中央にて一寸一分。

底面は前後左右に舟底型をなしてをる。

齒は二枚とも出土したものと、思はるれど、後齒だけ現存せり、齒の切込み深さ六分。

鼻緒の孔、中央にありて徑三分。

根緒の孔は後齒の内方にあり、孔徑表面にて五分五厘、兩孔の間隔二寸(内縁よりは内縁)、孔道は斜前方に向つて穿たる(スキュー方向)之を底面にて見れば、兩孔の間隔一寸一分(内縁より内縁)、孔徑四分五厘、而して孔面は燒痕を認めらる之れ、燒火箸型の道具で穿ちたものと思はるゝ。鼻緒と根孔との距離三寸(近縁より近縁)、齒間二寸一分、前端より齒迄二寸、後端より齒迄二寸四

分。

齒の寸法(後齒)材料臺木と同質、厚み六分、上幅三寸三分、下幅約五寸三分その差約二寸、高サ三寸一分(下面磨滅)故に屐の總高さは此の齒の三寸一分と臺木の厚み一寸一分より切込みの溝深さを引き去りたる五分を加算し三寸六分である。

此處に最も注目するは高下駄の臺木と齒との接合法である。

齒を臺木にスゲルことに付ては古來餘程苦慮工夫したるものと思はれ、二號屐、三號屐にある如く齒の中央を凸形に作り之を臺木に角孔を穿ちて箝入したものが、之れでは表面の角孔の甚だ不體裁なるを感じてか更に進んで、此の

四號屐に至りては、齒に凸形を付するを止めて、先づ齒を臺木の下部の横溝に差し更に臺木の表面から小さき屐柄を以て楔釘付けにしたものである。

即ち齒を臺木にスゲたのみでは尙不安を感じ、臺木の表面から薄板の楔杭を一齒に二本宛二ヶ所計四本を打ち込む、之は臺木を貫通して齒に深く喰ひ入る、其の工作の精巧なる苦心の程が窺はるゝ、斯くまで齒の安定に苦心した當時の有様、これこそ即ち屐の進歩を如實に物語る好資料である。

屐柄(楔杭)の寸法

厚み七厘、幅七分、大體は三角形をなすが、之を計れば幅の七分が四分下りて幅二分五厘となり更に約五分下りて三角の尖端となる。此の柄楔を二つ打てる間隔、七厘、更に二本宛打てる右左の間隔九分である。

工法は先づ臺木の下面に齒のスガル横溝をつけ、表面に此の柄楔はその入るべき孔を穿つ、一齒の線に四本宛、此の柄孔の位置を齒の小口に符合して之は入念に、つまり柄を打ち込むとき立派に齒の小口に柄の尖端の突入する孔をつけておく、そして齒を臺木に箝める、之も相當強く箝入したものであることは齒に残る壓痕で證せらるゝ。

次ぎに表面から雇柄を挿入打ち込み臺木と齒とを一層強着せしめ安定を期するのである。此の展は良材を用ゐ、輪廓上品優美、手工最も精巧に製作せられてをる。

且つ此の展の表面の趾先きの當る所が相當に磨滅し、齒も亦磨滅したるより見て充分其の用を辨じたものと認めらるゝ。

(木) 五 號 展

(圖版第十、第十一、第十二、及第十九參照)

材料 草槓(推定)破損のため重量不明、殘形十二匁、齒一枚十一匁。

之も齒をスゲたる高下駄、齒の形狀及び工作は四號展同様である。

臺長サ不明、台幅二寸九分、台厚み中央にて一寸一分、底面舟底型、齒の切込み六分、之は發掘の際破損したものである。

根緒の孔は後齒の内方にあり、孔徑表面にて五分、兩孔の間隔一寸五分、(内縁より内縁)孔道は斜前方に向つて穿たる之を底面より見れば、兩孔の間隔一寸(内縁より内縁)となる、孔面に燒痕あり。

齒間二寸、其他不詳。

齒の寸法。

材料台木と同質、梯形厚み五分五厘、上幅三寸、下幅四寸二分、高サ二寸四分、(下面磨滅せり)、之に台木の肉四分を加算すれば、總高サ二寸八分となる。

此の齒も表面より柄楔にて一齒に二本宛二ヶ所計四本を打ち込み、その安定を謀れり、柄楔の太さ及び其の施工法は四號屐と同様である。

此の屐に更に注目するは、台木の後齒の後方に三本の木杭(徑一分五厘、長サ九分)を三本(齒より五分離れ、各間隔五分乃至六分)打ち込んである。

想ふに、之は台木の裏面が缺損し易きを憂慮し、其の補強のため施工したものでせう。

且つ其の挿入した杭は何か糊様のもので粘着した痕跡がある。

此の屐も四號同様良材を使用し、輪廓上品、手工精巧で、且つ齒の磨滅から見て、實用に供せられたものである。

(六) 屐に關する概説

(1) 石製屐 (古墳出土)

山城國乙訓郡鏡山古墳、武藏國荏原郡吾妻塚、上野國新田郡藪塚古墳、また近くは上野國群馬縣多野郡稻荷山古墳(昭和八年十月)から石製模造の屐が出土してをる、之等の石製屐は台胴と齒が造り出しの形を成した平下駄(筑前地方俗稱ヒツ切り下駄)形である。

が此の石製屐の特徴は、鼻緒の孔が中央より各左右によつて居ることである。

(2) 出土木製屐

伊勢國桑名郡柚井貝塚、河内國高井田寺趾(大正十五年十一月)、大和國生駒郡都跡村平城宮遺構

(昭和二年二月)出土の屐は何れも木製品である、而して其の形状は胴台と齒の造り出し、即ち台と齒が同一體なる平下駄であつて前述の古墳石製模造屐が木製の實物で出現した譯である。

(3) 文献の屐

(イ) 大日本古文書の中の東大寺の天平二十年の條に「木履きあしぐたの一兩(一足)直廿文などあるが、此の價はキグツの價か、キゲタの價か分らないが、多分キグツの價だらうと思はるゝ。

(ロ) 和名抄に「屐あした兼名苑云屐一足足下屐音奇逆の反 和名阿師太」とあり、屐をゲタ又アシタと稱して居る。が其の製造法即ち形式手法が記してないから其の屐が胴台と齒が造り出しの同一體のものであるか、又は胴台に齒を箝工したる高下駄形のものであるか不明である。

同じく和名抄に「屐あした系鼻繩附 風俗通云、延喜年中京師長者、皆著屐婦人始嫁至漆畫五綵爲系、本草云屐鼻繩」とあつて京都の長者の婦人が塗下駄を用ゐる其の後の文献にも塗下駄の記事があつて、下駄が次第に華美となつたものと思はるゝ。

(ハ) 繪巻物の屐

伴大納言繪詞、法然上人行狀繪巻等には屐をはける人物が見らるゝが其の人物が僧侶若くは婦人で、其の屐は齒を据げた高下駄である。

で之は胴台と齒の同一體から工法が進歩して齒を箝入する高下駄になつたものと想はるゝが、之が果して何れの時代の時代から實現したかは不明である。

(ニ) 古今著聞集十六「順徳院御くらゐの時……高あしだはきて……」がある。

(七) 怡土屐の考古的考察

そして此の筑前怡土城趾出土の「屐」を視れば前述したる如く、

(1) 胴台と齒の造出し即ち同一體なる平下駄。

(2) 胴台下面に先づ齒を箝入する横溝を作り、且つ齒の中央に凸起を設け、之を胴の溝の中央に
胴の表面まで抽出せる角孔を穿ちて組立てたる厚齒中高下駄。

(3) 胴台下面に齒を箝入する溝を作り之に齒を挿入したるに尙不安を感じ胴台の表面より齒
まで貫通する柄楔を一齒に四本打ち込みたる高下駄。
の三種類を得たわけである。

然るに「屐」は從來未だ(昭和十一年五月迄は)西日本に發見せられず、九州の地には往古下駄は無
かつたのが跣足ばかりの生活様式ではなかつたのか、とさへ駄評を蒙り居た大疑問符を一
掃し去つたのである。

而も日本民族獨特の身具と稱せらるゝ緒付屐の發達進歩を如實に物語る之等數々の遺物は
實に屐の歴史に一道の光彩を與ふるものである。

更に其の出土地が、怡土城趾遺構内であること、其の土層の環境より靜かに考察するとき、或
は之等出土の遺物は畿内や關東地方の先出遺物より一段の考古的改良の優越性を有するもの
で、屐の發達は寧ろ九州が先進地域ではなかつたでせうかとの暗示も遺さるゝものである。

(昭和十二年一月稿)

昭和十四年三月廿五日印刷
昭和十四年三月三十日發行

福
岡
縣

福岡市渡邊通四丁目

印刷人 間 藤 次 郎

福岡市渡邊通四丁目

印刷所 秀 巧 社 印 刷 所

電話西一一八八九〇三八番
振替福岡一五七九〇番